官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務七五）　一
○火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（経済産業五五）　三
〔その他告示〕
○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第五条第一項の規定による届出があった件の一部を改正する件（総務二一三）　二七
○大韓民国産、中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産熱延鋼帯及び鋼板に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（財務一五二）　二六
○大韓民国産、中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産冷延鋼帯及び鋼板に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（同一五三）　三〇
○動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する告示（国土交通六六三）　三三
○海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件の一部を改正する件（同六六四）　三三
〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　四三
裁判所
破産、免責関係　三七
特殊法人等
企業年金基金変更、弁理士登録関係　七
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　六
会社その他
会社決算公告　九三

省令

○総務省令第七十五号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一から別表第六までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月一日

総務大臣　林　芳正

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［２～16　略］ 17　法別表第一の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～八　略］ 九　資金決済に関する法律第六十三条の二十二の二の登録の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査 十　資金決済に関する法律第六十三条の二十二の六第四項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 十一～十五　［略］ ［18　略］ 19　法別表第一の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十三条第一項本文の保険金又は同条第四項の仮払金の支払の対象となる者の生存の事実、氏名、出生の年月日及び住所の確認 二　預金保険法第五十五条の二第一項の預金等に係る債権の額を把握するため必要とされる同条第二項の資料に係る事実についての審査 三　預金保険法第七十条第二項本文の預金等債権の買取り又は同項ただし書の支払の対象となる者の生存の事実、氏名、出生の年月日及び住所の確認 20　法別表第一の十三の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第三百九十五条本文の更生手続に属する行為の実施に関する事務の対象となる者の生存の事実、氏名、出生の年月日及び住所の確認 二　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百六十六条本文の再生手続に属する行為の実施に関する事務の対象となる者の生存の事実、氏名、出生の年月日及び住所の確認 三　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第五百七条本文の破産手続に属する行為の実施に関する事務の対象となる者の生存の事実、氏名、出生の年月日及び住所の確認 21　法別表第一の十三の三の項の総務省令で定める事務は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第二項の申請、第四条第二項の申請、第六条第一項の届出又は第七条第一項の申請（同法第八条第一項の規定により内閣総理大臣から委託を受けた金融機関が受付に関する事務の一部を行ったものに限る。）をした者の生存の事実の確認とする。 22　法別表第一の十三の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～五　略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［２～16　同上］ 17　［同上］ ［一～八　同上］ ［新設］ ［新設］ 九～十三　［同上］ ［18　同上］ 19　法別表第一の十三の項の総務省令で定める事務は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十五条の二第一項の預金等に係る債権の額を把握するため必要とされる同条第二項の資料に係る事実についての審査とする。 ［新設］ ［新設］ 20　法別表第一の十三の二の項の総務省令で定める事務は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第二項の申請、第四条第二項の申請、第六条第一項の届出又は第七条第一項の申請（同法第八条第一項の規定により内閣総理大臣から委託を受けた金融機関が受付に関する事務の一部を行ったものに限る。）をした者の生存の事実の確認とする。 21　法別表第一の十三の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～五　同上］

23　法別表第一の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十五条第一項本文の保険金又は同条第三項の仮払金の支払の対象となる者の生存の事実、氏名、出生の年月日及び住所の確認

二　農水産業協同組合貯金保険法第五十七条の二第一項の貯金等に係る債権の額を把握するため必要とされる同条第二項の資料に係る事実についての審査

三　農水産業協同組合貯金保険法第七十条第二項本文の貯金等債権の買取り又は同項ただし書の支払の対象となる者の生存の事実、氏名、出生の年月日及び住所の確認

24　法別表第一の十四の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）第十九条本文の再生手続に属する行為の実施に関する事務の対象となる者の生存の事実、氏名、出生の年月日及び住所の確認

二　農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律第四十条本文の破産手続に属する行為の実施に関する事務の対象となる者の生存の事実、氏名、出生の年月日及び住所の確認

25　法別表第一の十四の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第一項の外国公認会計士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　公認会計士法第十六条の二第六項において準用する同法第二十条の外国公認会計士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　公認会計士法第十六条の二第五項又は同条第六項において準用する同法第二十一条第二項の外国公認会計士の登録の抹消の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四　外国公認会計士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

五　公認会計士法第十七条の公認会計士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六　公認会計士法第二十条の公認会計士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

七　公認会計士法第二十一条第一項又は第二項の公認会計士の登録の抹消の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

八　公認会計士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

九　公認会計士法第三十四条の十の八の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十　公認会計士法第三十四条の十の十三の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十一　公認会計士法第三十四条の十の十四第一項又は第二項の登録の抹消の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

十二　公認会計士法第一条の三第六項に規定する特定社員の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

22　法別表第一の十四の項の総務省令で定める事務は、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十七条の二第一項の貯金等に係る債権の額を把握するため必要とされる同条第二項の資料に係る事実についての審査とする。

［新設］

［新設］

［新設］

十三　公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の公認会計士法第十七条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十四　公認会計士法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の公認会計士法第二十条の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十五　公認会計士法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の公認会計士法第二十一条の登録の抹消の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

十六　会計士補の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

26　法別表第一の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　公認会計士法第三十四条の十第二項の届出の受理又はその届出に係る事実の審査

［二　略］

27～32　［略］

33　法別表第一の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　略］

七　地方公務員等共済組合法附則第十九条の二第一項の一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

34～37　［略］

38　法別表第一の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十　略］

十一　電気通信事業法第百四十三条の二第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十二　電気通信事業法第百四十三条の六第八項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

39～43　［略］

44　法別表第一の二十九の二の項の総務省令で定める事務は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第九十五条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の安否情報の回答に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

45～59　［略］

60　法別表第一の三十九の四の項の総務省令で定める事務は、法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）による申請等（申請その他の手続をいう。以下この項において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答とする。

61　法別表第一の四十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　出入国管理及び難民認定法第十一条第一項の異議の申出に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

四　出入国管理及び難民認定法第十二条第一項の許可に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

23　法別表第一の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十四条の九の二又は第三十四条の十第二項の届出の受理又はその届出に係る事実の審査

［二　同上］

24～29　［同上］

30　［同上］

［一～六　同上］

［新設］

31～34　［同上］

35　［同上］

［一～十　同上］

［新設］

［新設］

36～40　［同上］

［新設］

41～55　［同上］

56　法別表第一の三十九の二の項の総務省令で定める事務は、法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）による申請等（申請その他の手続をいう。以下この項において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答とする。

57　［同上］

［一・二　同上］

［新設］

［新設］

五	［略］	
六	［略］	
七	［略］	
62	法別表第一の四十の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	
一	出入国管理及び難民認定法第六条第二項の上陸の申請に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	［新設］
二	出入国管理及び難民認定法第九条第一項、第十条第八項若しくは第十一条第四項の上陸許可の証印又は同法第九条第四項の記録に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	［新設］
三	出入国管理及び難民認定法第十条第一項の口頭審理に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	［新設］
四	出入国管理及び難民認定法第十九条第二項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	［新設］
五	出入国管理及び難民認定法第十九条第二項の許可に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	［新設］
六	出入国管理及び難民認定法第十九条の六、第十九条の十五の四第三項、第二十二条第三項（同法第二十二条の二第四項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第五十条第七項の在留カードの交付に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	［新設］
七	出入国管理及び難民認定法第十九条の七第一項又は第十九条の八第一項の住居地の届出に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	［新設］
八	出入国管理及び難民認定法第十九条の九第一項の新住居地の届出に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	［新設］
九	出入国管理及び難民認定法第十九条の十第一項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答	［新設］
十	出入国管理及び難民認定法第十九条の十第一項の変更の届出に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	［新設］
十一	出入国管理及び難民認定法第十九条の十一第一項若しくは第二項の在留カードの有効期間の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	［新設］
十二	出入国管理及び難民認定法第十九条の十一第一項又は第二項の在留カードの有効期間の更新の申請に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	［新設］
十三	出入国管理及び難民認定法第十九条の十二第一項若しくは第十九条の十三第一項若しくは第三項の在留カードの再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	［新設］
十四	出入国管理及び難民認定法第十九条の十二第一項又は第十九条の十三第一項若しくは第三項の在留カードの再交付の申請に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	［新設］
十五	出入国管理及び難民認定法第十九条の十五の在留カードの返納に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	［新設］
十六	出入国管理及び難民認定法第十九条の十五の二第六項の特定在留カードの交付に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	［新設］
三	［同上］	
四	［同上］	
五	［同上］	
58	［同上］	［新設］

十七　出入国管理及び難民認定法第十九条の十五の四第二項の特定在留カードの返納に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認　［新設］

十八　出入国管理及び難民認定法第十九条の十六から第十九条の十八までの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答　［新設］

十九　出入国管理及び難民認定法第十九条の十六から第十九条の十八までの届出に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認　［新設］

二十　［略］

二十一　［略］

二十二　［略］

二十三　出入国管理及び難民認定法第二十条第四項（同法第二十一条第四項、第二十二条の二第三項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）及び第六十一条の二の五第三項において準用する場合を含む。）又は第六十一条の二の二第二項の措置に係る在留カードの交付に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認　［新設］

二十四　出入国管理及び難民認定法第二十五条第一項の出国の確認に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認　［新設］

63　法別表第一の四十の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第四条第一項若しくは第五条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答　［同上］

二　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認　［同上］

三　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条又は第十六条の三第三項の特別永住者証明書の交付に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認　［新設］

四　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十条第一項の住居地の届出に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認　［新設］

五　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十条第二項の新住居地の届出に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認　［新設］

六　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十一条第一項の変更の届出に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認　［新設］

七　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十二条第一項又は第二項の特別永住者証明書の有効期間の更新の申請に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認　［新設］

八　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十三条第一項又は第十四条第一項若しくは第三項の特別永住者証明書の再交付の申請に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認　［新設］

九　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十六条の特別永住者証明書の返納に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

十　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十六条の二第七項の特定特別永住者証明書の交付に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

十一　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十六条の三第二項の特定特別永住者証明書の返納に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

70‖64‖～69‖［略］

法別表第一の四十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

六‖　国家公務員共済組合法附則第十三条の二第一項の一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

71‖［略］

72‖［略］

73‖法別表第一の四十四の二の項の総務省令で定める事務は、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）その他の国税（同法第二条第一号に規定する国税をいう。以下この項及び第七十九項において同じ。）に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税（同条第四号に規定する附帯税をいう。）の減免、調査（犯則事件の調査を含む。）、不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

74‖～77‖［略］

78‖法別表第一の四十四の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一‖　酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項、第八条若しくは第九条第一項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二‖　酒税法第十二条（同法第十三条において準用する場合を含む。）の酒類製造者又は酒母等の製造者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

三‖　酒税法第十四条の酒類販売業者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

四‖　酒税法第十六条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五‖　酒税法第十七条第一項若しくは第二項の免許の取消しの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六‖　酒税法第十八条の移転の申告の受理又はその申告に係る事実についての審査

七‖　酒税法第十九条第一項の相続若しくは事業譲渡の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答

八‖　酒税法第二十条第一項の酒類の製造若しくは販売の継続、同条第二項の酒母若しくはもろみの製造の継続若しくは同条第三項の酒類の販売の継続の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

59‖～64‖［同上］

65‖［同上］

［一～五　同上］

［新設］

66‖［同上］

67‖［同上］

68‖法別表第一の四十四の二の項の総務省令で定める事務は、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）その他の国税（同法第二条第一号に規定する国税をいう。以下この項及び第七十四項において同じ。）に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税（同条第四号に規定する附帯税をいう。）の減免、調査（犯則事件の調査を含む。）、不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

69‖～72‖［同上］

73‖法別表第一の四十四の七の項の総務省令で定める事務は、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項、第八条又は第九条第一項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

［新設］

79～86　［略］

87　法別表第一の四十七の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第三条第五項の受給事由の消滅の確認

三　［略］

88～121　［略］

122　法別表第一の五十七の二十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

123　法別表第一の五十七の三十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　略］

124　法別表第一の五十七の三十一の項の総務省令で定める事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

125　法別表第一の五十七の三十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

126　法別表第一の五十七の三十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　略］

127　法別表第一の五十七の三十四の項の総務省令で定める事務は、調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の二第一項の調理師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。

128　法別表第一の五十七の三十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

129　法別表第一の五十七の三十六の項の総務省令で定める事務は、製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の製菓衛生師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。

130　法別表第一の五十七の三十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

131　法別表第一の五十七の三十八の項の総務省令で定める事務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第八条第一項の建築物環境衛生管理技術者試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。

132　法別表第一の五十七の三十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

133　法別表第一の五十七の四十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

134　法別表第一の五十七の四十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

74～81　［同上］

82　［同上］

［一　同上］

［新設］

二　［同上］

83～116　［同上］

117　法別表第一の五十七の二十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

118　法別表第一の五十七の二十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　同上］

119　法別表第一の五十七の三十の項の総務省令で定める事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

120　法別表第一の五十七の三十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

121　法別表第一の五十七の三十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　同上］

122　法別表第一の五十七の三十三の項の総務省令で定める事務は、調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の二第一項の調理師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。

123　法別表第一の五十七の三十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　同上］

124　法別表第一の五十七の三十五の項の総務省令で定める事務は、製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の製菓衛生師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。

125　法別表第一の五十七の三十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

126　法別表第一の五十七の三十七の項の総務省令で定める事務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第八条第一項の建築物環境衛生管理技術者試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。

127　法別表第一の五十七の三十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

128　法別表第一の五十七の三十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

129　法別表第一の五十七の四十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

135　法別表第一の五十七の四十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
136　法別表第一の五十七の四十三の項の総務省令で定める事務は、クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項のクリーニング師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。
137～166　［略］
167　法別表第一の七十一の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一　略］
二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当受給証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［三～七　略］
168～184　［略］
185　法別表第一の七十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　略］
九　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第二十九条第一項の脱退一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
186　［略］
187　［略］
188　法別表第一の七十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　略］
四　厚生年金保険法による年金である給付の受給権の確認又はその給付に関する情報の提供若しくは相談の実施のための第一号又は前号の規定により確認した情報の提供
［五～十四　略］
十五　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）附則第九条の三の二第一項の脱退一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
189　法別表第一の七十七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　略］
九　年金である給付又は一時金に係る権利の裁定の請求をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項及び第百九十一項において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第七十八条第三項の規定による平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項及び第百九十一項において「改正前厚生年金保険法」という。）第百三十条第五項の情報の収集、整理又は分析であって平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下この項及び第百九十一項において「存続厚生年金基金」という。）に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの
［十～十二　略］

130　法別表第一の五十七の四十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
131　法別表第一の五十七の四十二の項の総務省令で定める事務は、クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項のクリーニング師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。
132～161　［同上］
162　［同上］
［一　同上］
二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［三～七　同上］
163～179　［同上］
180　［同上］
［一～八　同上］
［新設］
181　［同上］
182　［同上］
183　［同上］
［一～三　同上］
四　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金である給付の受給権の確認又はその給付に関する情報の提供若しくは相談の実施のための第一号又は前号の規定により確認した情報の提供
［五～十四　同上］
［新設］
184　［同上］
［一～八　同上］
九　年金である給付又は一時金に係る権利の裁定の請求をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項及び第百八十五項において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第七十八条第三項の規定による平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項及び第百八十五項において「改正前厚生年金保険法」という。）第百三十条第五項の情報の収集、整理又は分析であって平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下この項及び第百八十五項において「存続厚生年金基金」という。）に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの
［十～十二　同上］

190　［略］

191　［略］

192　法別表第一の七十七の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

五　年金である給付又は一時金に係る権利の裁定の請求をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する国民年金法第百三十七条の十五第二項第二号に掲げる業務として行う同法第百二十八条第五項の情報の収集、整理又は分析であって国民年金基金に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

［六～八　略］

193～213　［略］

214　法別表第一の八十一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　獣医師法第七条第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　獣医師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　獣医師の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　獣医師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

215　法別表第一の八十一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　愛玩動物看護師法第六条第二項（同法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　愛玩動物看護師法第八条（同法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　愛玩動物看護師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　愛玩動物看護師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

216　法別表第一の八十一の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十　略］

217～231　［略］

185　［同上］

186　［同上］

187　［同上］

［一～四　同上］

五　年金である給付又は一時金に係る権利の裁定の請求をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百三十七条の十五第二項第二号に掲げる業務として行う同法第百二十八条第五項の情報の収集、整理又は分析であって国民年金基金に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

［六～八　同上］

188～208　［同上］

［新設］

209　法別表第一の八十一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十　同上］

210～224　［同上］

232｜法別表第一の九十五の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一｜中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二｜中小企業診断士の更新登録に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三｜中小企業診断士の中小企業の経営診断の業務に従事することを休止する旨の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四｜中小企業診断士の中小企業の経営診断の業務に従事することを再開する旨の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五｜中小企業診断士の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
六｜中小企業診断士の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
七｜中小企業診断士の登録の再登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
八｜中小企業診断士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

233｜～239｜［略］

240｜法別表第一の百一の二の項の総務省令で定める事務は、土地区画整理事業の施行地区（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第四項に規定する施行地区をいう。以下この項、次条第六十八項、第三条第八十三項、第四条第六十七項及び第五条第八十三項において同じ。）となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

241｜［略］

242｜［略］

243｜法別表第一の百一の五の項の総務省令で定める事務は、市街地再開発事業の施行地区（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第三号に規定する施行地区をいう。以下この項、次条第七十三項、第三条第八十八項、第四条第七十二項及び第五条第八十八項において同じ。）となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

244｜法別表第一の百一の六の項の総務省令で定める事務は、住宅街区整備事業の施行地区（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第二十八条第二号に規定する施行地区をいう。以下この項、次条第七十五項、第三条第九十項、第四条第七十四項及び第五条第九十項において同じ。）となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

245｜法別表第一の百一の七の項の総務省令で定める事務は、防災街区整備事業の施行地区（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第百十七条第二号に規定する施行地区をいう。以下この項、次条第七十六項、第三条第九十一項、第四条第七十五項及び第五条第九十一項において同じ。）となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

［新設］

225｜～231｜［同上］

232｜法別表第一の百一の二の項の総務省令で定める事務は、土地区画整理事業の施行地区（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第四項に規定する施行地区をいう。以下この項、次条第六十六項、第三条第八十一項、第四条第六十五項及び第五条第八十項において同じ。）となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

233｜［同上］

234｜［同上］

235｜法別表第一の百一の五の項の総務省令で定める事務は、市街地再開発事業の施行地区（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第三号に規定する施行地区をいう。以下この項、次条第七十一項、第三条第八十六項、第四条第七十項及び第五条第八十五項において同じ。）となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

236｜法別表第一の百一の六の項の総務省令で定める事務は、住宅街区整備事業の施行地区（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第二十八条第二号に規定する施行地区をいう。以下この項、次条第七十三項、第三条第八十八項、第四条第七十二項及び第五条第八十七項において同じ。）となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

237｜法別表第一の百一の七の項の総務省令で定める事務は、防災街区整備事業の施行地区（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第百十七条第二号に規定する施行地区をいう。以下この項、次条第七十四項、第三条第八十九項、第四条第七十三項及び第五条第八十八項において同じ。）となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

265 ［略］

246 ～ 264

法別表第一の百十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　道路運送車両法第五十五条第一項の自動車整備士の技能検定の受験の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　道路運送車両法第五十五条第四項の学科試験若しくは実技試験の停止又はその合格の決定の取消しの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

四　自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）第二十一条の技能検定の合格証書の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五～十　［略］

266 ［略］

267

法別表第一の百十四の三の項の総務省令で定める事務は、海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第九条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

268 ～ 273 ［略］

274

法別表第一の百十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

五　航空法第十条の二第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六　［略］

七　［略］

八　航空従事者技能証明書、航空身体検査証明書、航空機操縦練習許可書又は運航管理者技能検定合格証明書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

九　［略］

十　航空法第七十一条の三第一項の操縦技能審査員の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十一　航空法第七十八条第一項の運航管理者技能検定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十二　航空法第百三十二条の四第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十三　航空法第百三十二条の六第一項の登録の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十四　航空法第百三十二条の八第一項の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十五　航空法第百三十二条の十一第一項の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十六　航空法第百三十二条の四十の無人航空機操縦者技能証明の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

238 ～ 256 ［同上］

257

［一　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

二～七　［同上］

258

［同上］

259

法別表第一の百十四の二の項の総務省令で定める事務は、海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第九条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

260 ～ 265 ［同上］

266

［同上］

［一～四　同上］

［新設］

五　［同上］

六　［同上］

七　航空従事者技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

八　［同上］

［新設］

十七　航空法第百三十二条の五十一第三項の無人航空機操縦者技能証明の有効期間の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答　［新設］

十八　航空法第百三十二条の五十二第一項の無人航空機操縦者技能証明の限定の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答　［新設］

十九　航空法第百三十二条の五十三の無人航空機操縦者技能証明の取消し又は効力の停止の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認　［新設］

二十　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三十六条の六十七第一項の無人航空機操縦者技能証明書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答　［新設］

二十一　航空法施行規則第二百三十六条の六十八第一項から第三項までの無人航空機操縦者技能証明書の返納の受理又はその返納に係る事実についての審査　［新設］

［略］

276　法別表第一の百十八の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第二十三条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答　［同上］

二　海難審判法施行規則第二十四条の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答　［新設］

三　海難審判法施行規則第二十五条の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答　［新設］

四　海難審判法施行規則第二十六条の死亡の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答　［新設］

五　海難審判法施行規則第二十六条の二の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答　［新設］

六　海難審判法施行規則第二十七条の登録の抹消の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認　［新設］

七　海難審判法施行規則第二十八条第一項の登録の取消しの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認　［新設］

八　［略］

九　海難審判法施行規則第九条第一項又は第三項の管轄の移転に係る通知の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認　［同上］

十～十七　［略］

［略］

［略］

［略］

280　法別表第一の百二十の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十号）第三条の核燃料取扱主任者試験の受験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答　［新設］

一　［同上］

二　海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第九条第一項又は第三項の管轄の移転に係る通知の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認　［同上］

三～十　［同上］

［同上］

［同上］

［同上］

［新設］

二　核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第五条第一項の核燃料取扱主任者免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十一号）第五条の原子炉主任技術者試験の受験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答

四　原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第八条第一項の原子炉主任技術者免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

281　法別表第一の百二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　放射性同位元素等の規制に関する法律第三十五条第六項の命令に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

三　［略］

四　［略］

282　［略］

283　［略］

284　［略］

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　法別表第二の一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第六十二条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の避難住民の誘導の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第七十六条第二項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の救援の補助の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

三　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十四条第一項（同法第百八十三条において読み替えて準用する場合を含む。）の安否情報の収集の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

四　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十五条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の安否情報の回答に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百六十条第一項（同法第百八十三条において読み替えて準用する場合を含む。）の損害補償の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第七十六条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の救援の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

272　［同上］

［一　同上］

［新設］

273　二　［同上］

三　［同上］

274　［同上］

275　［同上］

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　法別表第二の一の項の総務省令で定める事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

［新設］

法別表第二の一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第七十五条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の救援の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
二　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百五十九条第二項（同法第百八十三条において読み替えて準用する場合を含む。）の実費弁償の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百六十条第二項（同法第百八十三条において読み替えて準用する場合を含む。）の損害補償の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
法別表第二の一の三の項の総務省令で定める事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
法別表第二の一の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　略］
法別表第二の一の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
法別表第二の一の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
法別表第二の一の七の項の総務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。
法別表第二の一の八の項の総務省令で定める事務は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第十条第一項の災害援護資金の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。
法別表第二の一の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十七　略］
法別表第二の一の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　略］
法別表第二の一の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
法別表第二の一の十二の項の総務省令で定める事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第一項の督促、同条第二項の徴収、同条第三項の処分若しくは同法第二百四十条第二項の督促若しくは強制執行又は同法に基づく条例による歳入（地方税を除く。）の徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
法別表第二の一の十三の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。
［略］
法別表第二の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　略］
四　予防接種法第五十二条の実費の徴収を受ける予防接種を受けた者又はその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
［五　略］
［略］

［新設］

法別表第二の一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　同上］
法別表第二の一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
法別表第二の一の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
法別表第二の一の五の項の総務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。
法別表第二の一の六の項の総務省令で定める事務は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第十条第一項の災害援護資金の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。
法別表第二の一の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十七　同上］
法別表第二の一の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　同上］
法別表第二の一の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
法別表第二の一の十の項の総務省令で定める事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第一項の督促、同条第二項の徴収、同条第三項の処分若しくは同法第二百四十条第二項の督促若しくは強制執行又は同法に基づく条例による歳入（地方税を除く。）の徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
法別表第二の一の十一の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。
［同上］
法別表第二の一の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　同上］
四　予防接種法第二十八条の実費の徴収を受ける予防接種を受けた者又はその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
［五　同上］
［同上］

41‖　法別表第二の五の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
三　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次条第四十六項第八号、第四条第四十項第三号及び第五条第四十五項第八号において「昭和六十年改正法」という。）附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
［四　略］
42‖　法別表第二の五の二十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一　略］
二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当受給証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［三～七　略］
43‖～68‖　［略］
69‖　法別表第二の七の四の項の総務省令で定める事務は、工業団地造成事業（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二条第五項に規定する工業団地造成事業をいう。次条第八十四項、第四条第六十八項及び第五条第八十四項において同じ。）を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
70‖　［略］
71‖　法別表第二の七の六の項の総務省令で定める事務は、工業団地造成事業（近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する工業団地造成事業をいう。次条第八十六項、第四条第七十項及び第五条第八十六項において同じ。）を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
72‖～78‖　［略］
79‖　法別表第二の八の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　略］
七　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号。次条第九十四項第七号、第四条第七十八項第七号及び第五条第九十四項第七号において「平成八年改正法」という。）による改正前の公営住宅法（以下この項において「旧公営住宅法」という。）第十二条第二項（旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは割増賃料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［八～十　略］
80‖～85‖　［略］
（法別表第三の総務省令で定める事務）
第三条　法別表第三の一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一‖　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第七十五条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の救援の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

39‖　［同上］
［一・二　同上］
三　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次条第四十四項第八号、第四条第三十八項第三号及び第五条第四十二項第八号において「昭和六十年改正法」という。）附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
［四　同上］
40‖　［同上］
［一　同上］
二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［三～七　同上］
41‖～66‖　［同上］
67‖　法別表第二の七の四の項の総務省令で定める事務は、工業団地造成事業（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二条第五項に規定する工業団地造成事業をいう。次条第八十二項、第四条第六十六項及び第五条第八十一項において同じ。）を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
68‖　［同上］
69‖　法別表第二の七の六の項の総務省令で定める事務は、工業団地造成事業（近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する工業団地造成事業をいう。次条第八十四項、第四条第六十八項及び第五条第八十三項において同じ。）を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
70‖～76‖　［同上］
77‖　［一～六　同上］
七　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号。次条第九十二項第七号、第四条第七十六項第七号及び第五条第九十一項第七号において「平成八年改正法」という。）による改正前の公営住宅法（以下この項において「旧公営住宅法」という。）第十二条第二項（旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは割増賃料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［八～十　同上］
78‖～83‖　［同上］
（法別表第三の総務省令で定める事務）
第三条　法別表第三の一の項の総務省令で定める事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
［新設］

二　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十四条第二項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の安否情報の収集の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認　［新設］

三　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十五条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の安否情報の回答に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答　［新設］

四　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百五十九条第二項（同法第百八十三条において読み替えて準用する場合を含む。）の実費弁償の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答　［新設］

五　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百六十条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第百八十三条において読み替えて準用する場合を含む。）の損害補償の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答　［新設］

六　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第六十二条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の避難住民の誘導の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認　［新設］

２　法別表第三の一の二の項の総務省令で定める事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

３　法別表第三の一の三の項の総務省令で定める事務は、災害対策基本法第八十六条の十五第一項の回答に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

４　法別表第三の一の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

５　法別表第三の一の五の項の総務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

６　法別表第三の一の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

７～13　［略］

14　法別表第三の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

五　危険物取扱者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

六～九　［略］

十　消防設備士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

15　［略］

16　［略］

17　［略］

18　法別表第三の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第三条第五項の受給事由の消滅の確認　［略］

三　［略］

２　法別表第三の一の二の項の総務省令で定める事務は、災害対策基本法第八十六条の十五第一項の回答に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

３　法別表第三の一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

４　法別表第三の一の四の項の総務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

５　法別表第三の一の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

６～12　［同上］

13　［同上］

［一～四　同上］

五～八　［同上］

14　［新設］

15　［同上］

16　［同上］

17　［同上］

一　［同上］

二　［新設］

三　［同上］

19　［略］

20　法別表第三の五の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

五　保健師助産師看護師法第十七条の准看護師試験の受験願書等（受験願書又は受験の申請をいう。以下この号及び第五条第十九項第五号において同じ。）の受理、その受験願書等に係る事実についての審査又はその受験願書等に対する応答

［六～九　略］

21　法別表第三の五の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　予防接種法第五十二条の実費の徴収を受ける予防接種を受けた者又はその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

22～45　［略］

46　法別表第三の七の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当受給証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［三～九　略］

47～102　［略］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　法別表第四の一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第六十二条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の避難住民の誘導の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第七十六条第二項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の救援の補助の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

三　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十四条第一項（同法第百八十三条において読み替えて準用する場合を含む。）の安否情報の収集の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

四　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十五条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の安否情報の回答に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百六十条第一項（同法第百八十三条において読み替えて準用する場合を含む。）の損害補償の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第七十六条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の救援の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

18　［同上］

19　［同上］

［一～四　同上］

五　保健師助産師看護師法第十七条の准看護師試験の受験願書等（受験願書又は受験の申請をいう。以下この号及び第五条第十七項第五号において同じ。）の受理、その受験願書等に係る事実についての審査又はその受験願書等に対する応答

［六～九　同上］

20　［同上］

［一～三　同上］

四　予防接種法第二十八条の実費の徴収を受ける予防接種を受けた者又はその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

21～44　［同上］

45　［同上］

［一　同上］

二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［三～九　同上］

46～101　［同上］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　法別表第四の一の項の総務省令で定める事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

［新設］

2　法別表第四の一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第七十五条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の救援の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
二　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百五十九条第二項（同法第百八十三条において読み替えて準用する場合を含む。）の実費弁償の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百六十条第二項（同法第百八十三条において読み替えて準用する場合を含む。）の損害補償の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
3　法別表第四の一の三の項の総務省令で定める事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
4　法別表第四の一の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　略］
5　法別表第四の一の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
6　法別表第四の一の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
7　法別表第四の一の七の項の総務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。
8　法別表第四の一の八の項の総務省令で定める事務は、災害弔慰金の支給等に関する法律第十条第一項の災害援護資金の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。
9　法別表第四の一の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十七　略］
10　法別表第四の一の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　略］
11　法別表第四の一の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
12　法別表第四の一の十二の項の総務省令で定める事務は、地方自治法第二百三十一条の三第一項の督促、同条第二項の徴収、同条第三項の処分若しくは同法第二百四十条第二項の督促若しくは強制執行又は同法に基づく条例による歳入（地方税を除く。）の徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
13　法別表第四の一の十三の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。
14　法別表第四の一の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
15　［略］

［新設］

2　法別表第四の一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　同上］
3　法別表第四の一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
4　法別表第四の一の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
5　法別表第四の一の五の項の総務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。
6　法別表第四の一の六の項の総務省令で定める事務は、災害弔慰金の支給等に関する法律第十条第一項の災害援護資金の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。
7　法別表第四の一の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十七　同上］
8　法別表第四の一の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　同上］
9　法別表第四の一の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
10　法別表第四の一の十の項の総務省令で定める事務は、地方自治法第二百三十一条の三第一項の督促、同条第二項の徴収、同条第三項の処分若しくは同法第二百四十条第二項の督促若しくは強制執行又は同法に基づく条例による歳入（地方税を除く。）の徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
11　法別表第四の一の十一の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。
12　法別表第四の一の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
13　［同上］

［略］

法別表第四の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　予防接種法第五十二条の実費の徴収を受ける予防接種を受けた者又はその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［五　略］

［略］

法別表第四の四の二十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当受給証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［三～七　略］

［略］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　法別表第五第一号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第七十五条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の救援の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十四条第二項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の安否情報の収集の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

三　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十五条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の安否情報の回答に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百五十九条第二項（同法第百八十三条において読み替えて準用する場合を含む。）の実費弁償の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百六十条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第百八十三条において読み替えて準用する場合を含む。）の損害補償の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

２　法別表第五第一号の二の総務省令で定める事務は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第六十二条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の避難住民の誘導の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

３　法別表第五第一号の三の総務省令で定める事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

４　法別表第五第一号の四の総務省令で定める事務は、災害対策基本法第八十六条の十五第一項の回答に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

［同上］

［同上］

［一～三　同上］

四　予防接種法第二十八条の実費の徴収を受ける予防接種を受けた者又はその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［五　同上］

［同上］

［同上］

［一　同上］

二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［三～七　同上］

［同上］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　法別表第五第一号の総務省令で定める事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

［新設］

［新設］

２　法別表第五第一号の二の総務省令で定める事務は、災害対策基本法第八十六条の十五第一項の回答に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

法別表第五第一号の五の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

法別表第五第一号の六の総務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

法別表第五第一号の七の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

［8～14　略］

法別表第五第五号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

［五　危険物取扱者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

六～九　略］

十　消防設備士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［略］

法別表第五第六号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第三条第五項の受給事由の消滅の確認

［略］

三　［略］

［16～18　略］

法別表第五第六号の五の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　予防接種法第五十二条の実費の徴収を受ける予防接種を受けた者又はその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［21～44　略］

法別表第五第十号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当受給証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［三～九　略］

［46～102　略］

（法別表第六の総務省令で定める事務）

第六条　［略］

［2～5　略］

6　法別表第六の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第三条第五項の受給事由の消滅の確認

三　［略］

7　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

法別表第五第一号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

法別表第五第一号の四の総務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

法別表第五第一号の五の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

［6～12　同上］

［13　同上］

［一～四　同上］

［新設］

五～八　［同上］

［新設］

［14　同上］

［15　同上］

［一　同上］

［新設］

二　［同上］

［16　同上］

［17　同上］

［18　同上］

［一～三　同上］

四　予防接種法第二十八条の実費の徴収を受ける予防接種を受けた者又はその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［19～42　同上］

［43　同上］

［一　同上］

二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［三～九　同上］

［44～100　同上］

（法別表第六の総務省令で定める事務）

第六条　［同上］

［2～5　同上］

6　［同上］

［一　同上］

［新設］

二　［同上］

7　［同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第一条第五十八項中第三号を第二十二号とし、第二号を第二十一号とし、第一号を第二十号とし、同号の前に十九号を加え、第二十二号の次に二号を加え、同項を第六十二項とし、同項の次に一項を加える改正規定（同条第五十八項を第六十二項とする部分及び同条第六十三項第一号から第九号までに係る部分を除く。）は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）の施行の日（令和八年六月十四日）から施行する。

○経済産業省令第五十五号

学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）の施行に伴い、並びに火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（製造営業の許可申請） **第二条**　法第三条の規定による製造営業の許可を受けようとする者は、様式第一の火薬類製造営業許可申請書に事業計画書、危害予防計画書及び会社にあつては定款の写しを添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長（火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号。以下「令」という。）第十六条第一項第一号の製造所については、当該製造所の所在地を管轄する都道府県知事（当該製造所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合にあつては、当該製造所の所在地を管轄する指定都市の長）。第六条第八項及び第九項、第七条、第八条第二項、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条の二第二項、第五項及び第六項、第四十四条の三第二項、第四十四条の四、第四十四条の十四並びに第八十一条の十四の表第一号及び第二号において同じ。）に提出しなければならない。ただし、相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を継承した者が新たに許可を申請する場合には、事業計画書及び危害予防計画書の添付を省略することができる。 （製造業者に係る軽微な変更の工事等） **第八条**　法第十条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。 一　工室、火薬類一時置場、日乾場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場（以下「工室等」という。）内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの取替え（第二条第一項の火薬類製造営業許可申請書に添付された事業計画書の記載事項の変更を要するものを除く。次号及び第五号において同じ。）の工事 イ　窓又は出口を構成する扉、錠その他の設備 ロ　暖房設備 ハ・ニ　（略） （削る） ホ　（略） （削る） 二　工室等の床面の材料の取替えの工事であつて、当該取替えの工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの	（製造営業の許可申請） **第二条**　法第三条の規定による製造営業の許可を受けようとする者は、様式第一の火薬類製造営業許可申請書に事業計画書、危害予防計画書及び会社にあつては定款の写しを添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長（火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号。以下「令」という。）第十六条第一項第一号の製造所については、当該製造所の所在地を管轄する都道府県知事（当該製造所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合にあつては、当該製造所の所在地を管轄する指定都市の長）。第六条第八項及び第九項、第七条、第八条第二項、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条の二第二項及び第四項、第四十四条の三第二項、第四十四条の四、第四十四条の十四並びに第八十一条の十四の表第一号及び第二号において同じ。）に提出しなければならない。ただし、相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を継承した者が新たに許可を申請する場合には、事業計画書及び危害予防計画書の添付を省略することができる。 （製造業者に係る軽微な変更の工事等） **第八条**　法第十条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。 一　工室、火薬類一時置場、日乾場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場（以下「工室等」という。）内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの取替えの工事 （新設） イ　暖房装置 ロ・ハ　（略） ニ　窓又は出口を構成する扉、錠その他の部材 ホ　（略） 一の二　移動式製造設備のうち、手すりその他の火薬類の製造に直接関係しない部品又は部材の取替えの工事 （新設）

三　工室等内の照明設備をエル・イー・ディー・ランプ又はエル・イー・ディー・電灯器具に変更する工事であって、当該変更の工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

（削る）

四　（略）

五　移動式製造設備のうち、手すりその他の火薬類の製造に直接関係しない部品又は部材の取替えの工事

六　土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の変更の工事

七　（略）

2　（略）

（火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事等）

第十四条　法第十二条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

一　火薬庫内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの取替え（前条第一項の火薬庫設置等許可申請書に添付された火薬庫工事設計明細書の記載事項の変更を要するものを除く。次号及び第五号において同じ。）の工事であって、当該取替えの工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

イ　入口又は窓を構成する扉、錠その他の設備

ロ・ハ　（略）

二　火薬庫の内面の建築材料の取替えの工事であって、当該取替えの工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

（削る）

三　火薬庫内の照明設備をエル・イー・ディー・ランプ又はエル・イー・ディー・電灯器具に変更する工事であって、当該変更の工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

（削る）

四　火薬庫内の設備のうち、警鳴装置（感知部に限る。）の変更の工事であって、当該変更の工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

五　火薬庫の通気孔若しくは換気孔の金網及び鉄棒若しくは屋根の外面又は地下に設置する一級火薬庫の放爆用トンネルの地上の開口部上面の金網の取替えの工事

六　火薬庫外の設備のうち、照明設備、警戒設備又は警鳴装置の変更の工事

七　地上に設置する覆土式一級火薬庫の覆土の表面、土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の変更の工事

2　法第十二条第二項の規定による届出をしようとする火薬庫の所有者又は占有者は、様式第五の火薬庫軽微変更届に当該変更の概要を記載した書面を添えて、火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事（当該火薬庫が指定都市の区域内にある場合にあっては、当該火薬庫の所在地を管轄する指定都市の長。次条、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条の二第二項、第五項及び第六項、第四十四条の三第二項、第四十四条の四、第四十四条の十四並びに第八十一条の十四の表第七号から第九号までにおいて同じ。）に提出しなければならない。

一の三　工室等内の設備のうち、照明設備の変更の工事であって、当該変更の工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

二　土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の取替えの工事

三　（略）

（新設）

四　（略）

2　（略）

（火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事等）

第十四条　法第十二条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

一　火薬庫内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの取替えの工事であって、当該取替えの工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

（新設）

イ・ロ　（略）

ハ　内面の建築材料

（新設）

一の二　火薬庫内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの変更の工事であって、当該変更の工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

イ　照明設備

ロ　警鳴装置

（新設）

二　火薬庫の屋根の外面、通気孔若しくは換気孔の金網及び鉄棒、土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の取替えの工事

三　火薬庫外の設備のうち、警戒設備、照明設備又は警鳴装置の変更の工事

（新設）

2　法第十二条第二項の規定による届出をしようとする火薬庫の所有者又は占有者は、様式第五の火薬庫軽微変更届に当該変更の概要を記載した書面を添えて、火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事（当該火薬庫が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該火薬庫の所在地を管轄する指定都市の長。次条、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条の二第二項及び第四項、第四十四条の三第二項、第四十四条の四、第四十四条の十四並びに第八十一条の十四の表第七号から第九号までにおいて同じ。）に提出しなければならない。

（簡易土堤）

第三十一条の二　簡易土堤を設ける場合にあっては、前条第一号から第三号まで及び第七号の規定のほか、次の各号の規定によらなければならない。

一～二　（略）

三　簡易土堤の頂部は、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となるもので覆い、できるだけ雨水の浸入を防止するための措置を講ずること。

（指定完成検査機関が行う完成検査の申請等）

第四十二条　（略）

2　法第十五条第一項ただし書又は第二項第一号の規定により、指定完成検査機関が行う完成検査を受けた旨を産業保安監督部長又は都道府県知事（指定都市の区域内にあっては、指定都市の長。第四十四条の二第二項及び第八項、第四十四条の三第二項、第六十七条の七第一項から第三項まで、第八十二条第一項並びに第九十条の二において同じ。）に届け出ようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、様式第十六の指定完成検査機関完成検査受検届を、完成検査を受けた製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（特定施設の範囲等）

第四十四条の二　（略）

2　法第三十五条第一項本文の経済産業大臣若しくは都道府県知事が行う保安検査又は同項第二号の認定保安検査実施者が自ら行う保安検査は、一年（土堤、簡易土堤及び防爆壁にあっては、三年）に一回受け、又は自ら行わなければならない。ただし、使用を休止した特定施設又は火薬庫であって、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受け、又は自ら行ったことのない特定施設又は火薬庫にあっては、完成検査。以下同じ。）の日から当該特定施設又は当該火薬庫を再び使用しようとする日までの期間が一年以上（土堤、簡易土堤及び防爆壁にあっては、三年以上）であるもの（以下「休止施設等」という。）にあっては、この項本文の規定にかかわらず、当該休止施設等を再び使用しようとする日までに、保安検査を受け、又は自ら行えば足りるものとする。

3　前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同項の回数で同項の保安検査を受け、又は自ら行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回当該保安検査を受け、又は自ら行わなければならない。

4　前回の保安検査の日から一年を経過した日（土堤、簡易土堤及び防爆壁にあっては、三年を経過した日。以下この項において「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者にあっては、基準日の前後三月以内）に第二項の保安検査を受け、又は自ら行った場合にあっては、基準日において当該保安検査を受け、又は自ら行ったものとみなす。

（簡易土堤）

第三十一条の二　簡易土堤を設ける場合にあっては、前条第一号から第三号まで及び第七号の規定のほか、次の各号の規定によらなければならない。

一～二　（略）

三　簡易土堤の頂部は、木板等で覆い、できるだけ雨水の浸入を防止するための措置を講ずること。

（指定完成検査機関が行う完成検査の申請等）

第四十二条　（略）

2　法第十五条第一項ただし書又は第二項第一号の規定により、指定完成検査機関が行う完成検査を受けた旨を産業保安監督部長又は都道府県知事（指定都市の区域内にあつては、指定都市の長。第四十四条の二第二項及び第六項、第四十四条の三第二項、第六十七条の七第一項から第三項まで、第八十二条第一項並びに第九十条の二において同じ。）に届け出ようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、様式第十六の指定完成検査機関完成検査受検届を、完成検査を受けた製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（特定施設の範囲等）

第四十四条の二　（略）

2　法第三十五条第一項本文の規定により、経済産業大臣又は都道府県知事が行う保安検査は、一年（土堤、簡易土堤及び防爆壁にあつては、三年）に一回行うものとする。ただし、使用を休止した特定施設又は火薬庫であつて、当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受けたことのない特定施設又は火薬庫にあつては、完成検査）を受け又は自ら保安検査若しくは完成検査を行つた日から当該特定施設又は当該火薬庫を再び使用しようとする日までの期間が一年以上（土堤、簡易土堤及び防爆壁にあつては、三年以上）であるもの（以下「休止施設等」という。）にあつては、当該休止施設等を再び使用しようとするときまで行わないものとする。

3　前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の回数で同項の保安検査を行うことが困難である場合は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回当該保安検査を行うものとする。

（新設）

5　法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者（認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者を除く。）は、前回の保安検査の日（前項の規定により第二項の保安検査を受け、又は自ら行ったものとみなされた日を含む。以下同じ。）から一年を超えない日（土堤、簡易土堤及び防爆壁（休止施設等を除く。）にあっては、三年を超えない日、休止施設等にあっては、当該休止施設等を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第十八の保安検査申請書を、製造所の所在地を管轄する都道府県知事又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

6　法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者は、前回の保安検査の日から一年二月を超えない日（土堤、簡易土堤及び防爆壁（休止施設等を除く。）にあっては、三年二月を超えない日、休止施設等にあっては、当該休止施設等を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第十八の保安検査申請書を、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

7　前二項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同項の期限までに同項の保安検査申請書を提出することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに当該保安検査申請書を提出しなければならない。

8・9　（略）

（指定保安検査機関が行う保安検査の申請等）

第四十四条の三　前条第二項から第八項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項、第五項、第六項及び第八項の規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「経済産業大臣若しくは都道府県知事が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第五項及び第六項中「製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第八項中「産業保安監督部長又は都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

（電気発破）

第五十四条　電気発破を行う場合には、第五十三条の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一～八　（略）

九　点火回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、作業者が安全な場所に退避したことを確認した後、火薬類の装塡箇所から三十メートル以上離れた安全な場所で実施すること。ただし、一ミリアンペア以下の電流により試験する場合又は電子雷管のみを使用した点火回路を点火機能のない導通試験器を用いて試験する場合については、この限りでない。

十　（略）

（受験者の区分）

第七十五条　火薬類製造保安責任者試験を受けようとする者は、左の各号に区分する。

一～四　（略）

五　学校教育法による高等学校、高等専門学校若しくは専修学校（同法第百二十五条の二に規定する特定専門課程に限る。）、旧専門学校令による専門学校又は経済産業大臣がこれらと同等以上と認めて指定した学校の工業化学に関する学科を専修して卒業した者（前号に掲げる者を除く。）

五の二～七　（略）

4　法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、第四十一条第二項の規定により完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査について第六項の規定により保安検査証の交付を受けた日から十一月を超えない日（土堤、簡易土堤及び防爆壁（休止施設等を除く。）にあつては、二年十一月を超えない日、休止施設等にあつては、当該休止施設等を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第十八の保安検査申請書を、当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（新設）

5　前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の期限までに同項の保安検査申請書を提出することが困難である場合は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに当該保安検査申請書を提出しなければならない。

6・7　（略）

（指定保安検査機関が行う保安検査の申請等）

第四十四条の三　前条第二項から第六項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「経済産業大臣又は都道府県知事が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第四項中「当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第六項中「経済産業大臣又は都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

（電気発破）

第五十四条　電気発破を行う場合には、第五十三条の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一～八　（略）

九　点火回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、作業者が安全な場所に退避したことを確認した後、火薬類の装塡箇所から三十メートル以上離れた安全な場所で実施すること。ただし、電気雷管が爆発するおそれがない電流により試験する場合又は電子雷管のみを使用した点火回路を点火機能のない導通試験器を用いて試験する場合については、この限りでない。

十　（略）

（受験者の区分）

第七十五条　火薬類製造保安責任者試験を受けようとする者は、左の各号に区分する。

一～四　（略）

五　学校教育法による高等学校、高等専門学校若しくは専修学校（同法第百三十二条に規定する専門課程に限る。）、旧専門学校令による専門学校または経済産業大臣がこれらと同等以上と認めて指定した学校の工業化学に関する学科を専修して卒業した者（前号に掲げる者を除く。）

五の二～七　（略）

別表第一（第四十四条第一項関係）

検査項目	完成検査の方法
1　製造設備が定置式製造設備であって、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合	
一～十九の四　（略）	一～十九の四　（略）
二十　第四条第一項第十六号の危険工室内の暖房設備	二十　危険工室内の暖房設備について、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査するとともに、燃焼しやすい物との隔離の状況を、目視等により検査する。
二十一～四十一　（略）	二十一～四十一　（略）
2・3　（略）	

別表第三（第四十四条の五第一項関係）

検査項目	保安検査の方法
1　製造設備が定置式製造設備であって、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合	
一～十九の四　（略）	一～十九の四　（略）
二十　第四条第一項第十六号の危険工室内の暖房設備	二十　危険工室内の暖房設備について、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、目視等又は図面により検査するとともに、燃焼しやすい物との隔離の維持管理状況を、目視等により検査する。
二十一～四十一　（略）	二十一～四十一　（略）
2～4　（略）	

別表第一（第四十四条第一項関係）

検査項目	完成検査の方法
1　製造設備が定置式製造設備であって、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合	
一～十九の四　（略）	一～十九の四　（略）
二十　第四条第一項第十六号の危険工室内の暖房装置	二十　危険工室内の暖房装置について、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査するとともに、燃焼しやすい物との隔離の状況を、目視等により検査する。
二十一～四十一　（略）	二十一～四十一　（略）
2・3　（略）	

別表第三（第四十四条の五第一項関係）

検査項目	保安検査の方法
1　製造設備が定置式製造設備であって、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合	
一～十九の四　（略）	一～十九の四　（略）
二十　第四条第一項第十六号の危険工室内の暖房装置	二十　危険工室内の暖房装置について、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、目視等又は図面により検査するとともに、燃焼しやすい物との隔離の維持管理状況を、目視等により検査する。
二十一～四十一　（略）	二十一～四十一　（略）
2～4　（略）	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の火薬類取締法施行規則第七十五条第五号（専修学校の特定専門課程に係る部分に限る。）の規定は、令和八年四月一日以後に専修学校の特定専門課程に入学した者について適用し、同日前に専修学校の専門課程に入学した者に係る火薬類製造保安責任者試験の受験者の区分については、なお従前の例による。

その他告示

○総務省告示第二百十三号

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）第五条第一項の規定に基づき、指定県及び指定市町村から避難住民に関する特定の事務の届出があったので、平成二十三年総務省告示第四百八十八号（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第五条第一項の規定による届出があった件）の一部を次のように改正し、同条第三項の規定に基づき、告示する。

令和八年六月一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

届出をした指定県の名称	届出に係る事務の範囲	
	法律又は政令	事務
福島県	［略］	［略］
	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法第六条第一項、第二項及び第四項、第七条、第七条の二、第八条、第九条の三、第九条の四及び第五十二条並びに予防接種法施行令第五条の規定により都道府県が処理することとされている事務（予防接種法第六条第三項の規定による予防接種に係る事務を除く。）
	［略］	［略］

届出をした指定市の名称	届出に係る事務の範囲	
	法律又は政令	事務
福島県 いわき市 田村市 南相馬市	［略］	［略］
	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法第五条、第六条第一項及び第二項、第七条、第七条の二、第八条、第九条の三、第九条の四、第五章及び第五十二条並びに予防接種法施行令第五条、第六条及び第十六条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務（予防接種法第六条第三項の規定による予防接種に係る事務を除く。）
	［略］	［略］

改正前

届出をした指定県の名称	届出に係る事務の範囲	
	法律又は政令	事務
福島県	［同上］	［同上］
	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法第六条第一項、第二項及び第四項、第七条、第八条、第九条の三、第九条の四及び第五十二条並びに予防接種法施行令第五条の規定により都道府県が処理することとされている事務（予防接種法第六条第三項の規定による予防接種に係る事務を除く。）
	［同上］	［同上］

届出をした指定市の名称	届出に係る事務の範囲	
	法律又は政令	事務
福島県 いわき市 田村市 南相馬市	［同上］	［同上］
	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法第五条、第六条第一項及び第二項、第七条、第八条、第九条の三、第九条の四、第五章及び第五十二条並びに予防接種法施行令第五条、第六条及び第十六条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務（予防接種法第六条第三項の規定による予防接種に係る事務を除く。）
	［同上］	［同上］

届出をした指定町村の名称	届出に係る事務の範囲	
	法律又は政令	事務
福島県 川俣町 広野町 楢葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 川内村 葛尾村 飯舘村	［略］	［略］
	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法第五条、第六条第一項及び第二項、第七条、第七条の二、第八条、第九条の三、第九条の四、第五章及び第五十二条並びに予防接種法施行令第五条、第六条及び第十六条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務（予防接種法第六条第三項の規定による予防接種に係る事務を除く。）
	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

届出をした指定町村の名称	届出に係る事務の範囲	
	法律又は政令	事務
福島県 川俣町 広野町 楢葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 川内村 葛尾村 飯舘村	［同上］	［同上］
	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法第五条、第六条第一項及び第二項、第七条、第八条、第九条の三、第九条の四、第五章及び第五十二条並びに予防接種法施行令第五条、第六条及び第十六条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務（予防接種法第六条第三項の規定による予防接種に係る事務を除く。）
	［同上］	［同上］

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○財務省告示第百五十二号

大韓民国産、中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産熱延鋼帯及び鋼板に対する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項に規定する調査を行うこととしたので、不当廉売関税等に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年六月一日

財務大臣　片山さつき

一　関税定率法（以下「法」という。）第八条第四項の規定による求めをした者（以下「申請者」という。）の名称及び住所

名称	住所
日本製鉄株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目六番一号
ＪＦＥスチール株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目二番三号
株式会社神戸製鋼所	兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目二番四号
株式会社中山製鋼所	大阪府大阪市大正区船町一丁目一番六十六号

二　法第八条第五項の調査（以下単に「調査」という。）に係る貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

㈠　品名　熱延鋼帯及び鋼板

㈡　銘柄及び型式　次のイ又はロに掲げる物品

イ　熱間圧延をした鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（炭素の含有量が全重量の〇・六パーセント未満であって、形状を問わず、クラッドし、めっきし若しくは被覆したもの又は巻いていないものであって、厚さが六ミリメートル以上のものを除く。）。商品の名称及び分類についての統一システム（ＨＳ）の品目表（以下「ＨＳ品目表」という。）第七二〇八・一〇号、第七二〇八・二五号、第七二〇八・二六号、第七二〇八・二七号、第七二〇八・三六号、第七二〇八・三七号、第七二〇八・三八号、第七二〇八・三九号、第七二〇八・四〇号、第七二〇八・五二号、第七二〇八・五三号、第七二〇八・五四号、第七二〇八・九〇号、第七二一一・一三号、第七二一一・一四号又は第七二一一・一九号に分類される。

ロ　熱間圧延をしたその他の合金鋼のフラットロール製品（炭素の含有量が全重量の〇・六パーセント未満、かつ、ほう素の含有量が全重量の〇・〇〇〇八パーセント以上、かつ、ＨＳ品目表第七二類の注１(f)に記載のほう素以外の元素の含有量が基準以下のものとし、形状を問わず、クラッドし、めっきし若しくは被覆したもの又は巻いていないものであって、厚さが六ミリメートル以上のものを除く。）。ＨＳ品目表第七二二五・三〇号、第七二二五・四〇号、第七二二五・九九号、第七二二六・九一号又は第七二二六・九九号に分類される。

㈢　特徴　鉄又は非合金鋼等のフラットロール製品のうち熱間圧延をした鋼帯及び鋼板であり、自動車、電機、建材、容器、鋼管等、広汎な用途に利用される。

三　調査対象貨物の供給者及び供給国又は地域

㈠　供給者（不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている者）　別表のとおり

㈡　供給国又は地域　大韓民国（以下「韓国」という。）、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下「台湾」という。）

四　調査を開始する年月日　令和八年六月一日

五　調査の対象となる期間

㈠　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項　令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで（ただし、不当廉売関税等に関する政令（以下「令」という。）第二条第三項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する事項については、生産者の会社設立の時から同日まで）

㈡　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項　令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

六　調査の対象となる事項の概要

(一)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

イ　調査対象貨物の正常価格（法第八条第一項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）

ロ　調査対象貨物の本邦向け輸出価格

ハ　調査対象貨物の正常価格と本邦向け輸出価格との差額（以下「不当廉売差額」という。）

ニ　その他不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項

(二)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

イ　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入量

ロ　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦における当該調査対象貨物と同種の貨物の価格に及ぼす影響

ハ　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響

ニ　その他不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項

七　申請者の主張の概要

(一)　申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事実

申請者は、本邦において調査対象貨物と同種の貨物を生産及び販売している者であり、令和六年十月一日から令和七年九月三十日までにおける当該同種の貨物の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は五十パーセント超である。

(二)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実

イ　正常価格について、韓国を原産地とする調査対象貨物については、韓国における調査対象貨物と同種の貨物の国内販売価格を採用した。中国を原産地とする調査対象貨物については、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における調査対象貨物と同種の貨物の国内販売価格を採用した。台湾を原産地とする調査対象貨物については、台湾における調査対象貨物と同種の貨物の国内販売価格を採用した。

ロ　本邦向け輸出価格については、調査対象貨物に係る本邦の輸入通関価格から海上輸送費等を控除して算定した。

ハ　イ及びロにより、韓国、中国又は台湾を原産地とする調査対象貨物に係る令和六年十月一日から令和七年九月三十日までの不当廉売差額率（不当廉売差額を本邦向け輸出価格で除したものをいう。）を算出すると、韓国を原産地とするものについては三パーセントから二十パーセントの間となり、中国を原産地とするものについては二十パーセントから四十パーセントの間となり、台湾を原産地とするものについては三パーセントから二十パーセントの間となる。

(三)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

イ　調査対象貨物の輸入量は、令和三年度から令和七年度上半期までの間に十六・七パーセントと著しく増加し、同期間において、国内需要量に占める当該輸入量の割合も上昇した。

ロ　調査対象貨物の国内販売価格は、令和四年度以降、申請者産品の国内販売価格を著しく下回っており、本邦の産業は調査対象貨物を引き合いに値下げを要求され、又は製造コストの上昇に応じた値上げを拒否された。

ハ　イ及びロにより、売上高営業利益率が低い水準にとどまるなど、本邦の産業に実質的な損害が生じた。

八　令第十条第一項前段及び第十条の三第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、令第十二条第一項の規定による対質の申出、令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

(一)　証拠の提出及び証言についての期限　令和八年九月一日

(二)　証拠等の閲覧についての期限　令第十六条第一項に規定する不当廉売関税を課することの決定、同条第二項に規定する不当廉売関税を課さないことの決定又は同条第三項に規定する調査を取りやめることの決定に係る告示の日

(三)　対質の申出についての期限　令和八年十月一日

(四)　意見の表明についての期限　令和八年十月一日

(五)　情報の提供についての期限　令和八年十月一日

なお、これらの手続のほか、供給者及び本邦企業の実態調査（現地調査を含む。）を行う予定である。

九　その他参考となるべき事項

(一)　本件について、令第二条第三項の規定において中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が明確に示すこととされている特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるものとする。

イ　価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（当該調査対象貨物の原産国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。ニにおいて同じ。）の重大な介入がない事実

ロ　主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実

ハ　労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実

ニ　生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実

ホ　会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

(二)　証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供の宛先

東京都千代田区霞が関三丁目一番一号　財務省関税局関税課特殊関税調査室

(三)　その他

イ　本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。

ロ　本調査の開始に当たり、令第十条第三項前段及び第十条の三第二項前段の規定による証拠の提出を求めるため、前記三(一)の供給者及びその他の調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載する。

当該質問状の送付を受けた利害関係者は所定の期限までに回答を行うものとし、利害関係者であるにもかかわらず、本告示の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかった者は、本告示の日から十四日以内に前記(二)の宛先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする。

調査対象貨物の供給者（不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている者）

別表

国又は地域名	供給者
韓国	株式会社ポスコ 現代製鉄株式会社
中国	中国宝武鋼鉄集団有限公司 宝山鋼鉄股份有限公司 武漢鋼鉄有限公司 太原鋼鉄（集団）有限公司 宝鋼集団新疆八一鋼鉄有限公司 重慶鋼鉄股份有限公司

新余鋼鉄集団有限公司
馬鞍山鋼鉄股份有限公司
鞍鋼集団有限公司
鞍鋼股份有限公司
鞍山鋼鉄集団公司
攀鋼集団有限公司
本鋼集団有限公司
首都鋼鉄集団有限公司
首鋼遷安鋼鉄有限責任公司
通化鋼鉄集団有限責任公司
山東鋼鉄集団有限公司
河鋼集団有限公司
河鋼集団唐鋼公司
河鋼集団邯鋼公司
河鋼集団承鋼公司
江蘇沙鋼集団有限公司
東北特殊鋼集団股份有限公司
包頭鋼鉄（集団）有限責任公司
北京建龍重工集団有限公司
山西建龍実業有限公司
河北津西鋼鉄集団
河北鑫達鋼鉄集団有限公司
河北燕山鋼鉄集団有限公司
唐山文豊特鋼有限公司
唐山瑞豊鋼鉄（集団）有限公司
河北安豊鋼鉄集団有限公司
辛集市澳森特鋼集団有限公司
徳龍鋼鉄集団
天津市新天鋼鋼鉄集団有限公司
唐山港陸鋼鉄有限公司
河北太行鋼鉄集団有限公司
唐山首唐宝生機能材料有限公司
山西晋南鋼鉄集団有限公司
凌源鋼鉄集団有限責任公司
南京鋼鉄集団有限公司
中天鋼鉄集団有限公司
三宝集団股份有限公司
山東鋼鉄股份有限公司
山東泰山鋼鉄集団有限公司
日照鋼鉄控股集団有限公司
安陽鋼鉄集団有限責任公司
安陽鋼鉄股份有限公司
信陽鋼鉄有限責任公司
湖南鋼鉄集団有限公司
湖南華菱漣源鋼鉄集団有限公司
広東宏徳鋼鉄集団有限公司
広西柳州鋼鉄集団有限公司
広西北港新材料有限公司
雲南穆光工貿有限公司
陝西漢中鋼鉄集団有限公司
酒泉鋼鉄（集団）有限責任公司
台湾　中國鋼鐵股份有限公司
　　中龍鋼鐵股份有限公司

○財務省告示第百五十三号

大韓民国産、中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産冷延鋼帯及び鋼板に対する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項に規定する調査を行うこととしたので、不当廉売関税等に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年六月一日　　財務大臣　片山さつき

一　関税定率法（以下「法」という。）第八条第四項の規定による求めをした者（以下「申請者」という。）の名称及び住所

名称	住所
日本製鉄株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目六番一号
ＪＦＥスチール株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目二番三号
株式会社神戸製鋼所	兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目二番四号

二　法第八条第五項の調査（以下単に「調査」という。）に係る貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

(一)　品名　冷延鋼帯及び鋼板

(二)　銘柄及び型式　次のイ又はロに掲げる物品

イ　冷間圧延をした鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（炭素の含有量が全重量の〇・六パーセント未満であって、幅が六〇〇ミリメートル以上のものとし、厚さ及び形状を問わず、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）。商品の名称及び分類についての統一システム（ＨＳ）の品目表（以下「ＨＳ品目表」という。）第七二〇九・一五号、第七二〇九・一六号、第七二〇九・一七号、第七二〇九・一八号、第七二〇九・二五号、第七二〇九・二六号、第七二〇九・二七号、第七二〇九・二八号又は第七二〇九・九〇号に分類される。

ロ　冷間圧延をしたその他の合金鋼のフラットロール製品（炭素の含有量が全重量の〇・六パーセント未満、かつ、ほう素の含有量が全重量の〇・〇〇八パーセント以上、かつ、ＨＳ品目表第七二類の注１(f)に記載のほう素以外の元素の含有量が基準以下のものであって、幅が六〇〇ミリメートル以上のものとし、厚さ及び形状を問わず、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）。ＨＳ品目表第七二二五・五〇号又は第七二二五・九九号に分類される。

(三)　特徴　常温で冷間圧延をすることによって、スケールがなく、滑らかで光沢のある表面を有する鋼帯及び鋼板であり、自動車部品、家電、鋼製家具、容器、電池ケース、鋼管等、広汎な用途に利用されている。

三　調査対象貨物の供給者及び供給国又は地域

(一)　供給者（不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている者）　別表のとおり

(二)　供給国又は地域　大韓民国（以下「韓国」という。）、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下「台湾」という。）

四　調査を開始する年月日　令和八年六月一日

五　調査の対象となる期間

(一)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項　令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで（ただし、不当廉売関税等に関する政令（以下「令」という。）第二条第三項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する事項については、生産者の会社設立の時から同日まで）

(二)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項　令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

六　調査の対象となる事項の概要

(一)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

イ　調査対象貨物の正常価格（法第八条第一項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）

ロ　調査対象貨物の本邦向け輸出価格

ハ　調査対象貨物の正常価格と本邦向け輸出価格との差額（以下「不当廉売差額」という。）

ニ　その他不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項

(二)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

イ　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入量

ロ　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦における当該調査対象貨物と同種の貨物の価格に及ぼす影響

ハ　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響

ニ　その他不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項

七　申請者の主張の概要

(一)　申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事実

申請者は、本邦において調査対象貨物と同種の貨物を生産及び販売している者であり、令和六年十月一日から令和七年九月三十日までにおける当該同種の貨物の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は五十パーセント超である。

(二)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実

イ　正常価格について、韓国を原産地とする調査対象貨物については、韓国における調査対象貨物と同種の貨物の国内販売価格を採用した。中国を原産地とする調査対象貨物については、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における調査対象貨物と同種の貨物の国内販売価格を採用した。台湾を原産地とする調査対象貨物については、台湾における調査対象貨物と同種の貨物の国内販売価格を採用した。

ロ　本邦向け輸出価格については、調査対象貨物に係る本邦の輸入通関価格から海上輸送費等を控除して算定した。

ハ　イ及びロにより、韓国、中国又は台湾を原産地とする調査対象貨物に係る令和六年十月一日から令和七年九月三十日までの不当廉売差額率（不当廉売差額を本邦向け輸出価格で除したものをいう。）を算出すると、韓国を原産地とするものについては十パーセントから三十パーセントの間となり、中国を原産地とするものについては三十パーセントから五十パーセントの間となり、台湾を原産地とするものについては二パーセントから十五パーセントの間となる。

(三)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

イ　調査対象貨物の輸入量は、令和三年度には八十三万八百十八トンであったが、令和五年度までに八十七万四千三百五十三トンに増加し、その後令和六年十月一日から令和七年九月三十日までの間には八十万四千三百五十五トンに減少したものの、国内需要量に占める当該輸入量の割合は上昇した。

ロ　調査対象貨物の国内販売価格は、令和四年度以降、申請者産品の国内販売価格を著しく下回っており、本邦の産業は調査対象貨物を引き合いに値下げを要求され、又は製造コストの上昇に応じた値上げを拒否された。

ハ　イ及びロにより、売上高営業利益率が低い水準にとどまるなど、本邦の産業に実質的な損害が生じた。

八　令第十条第一項前段及び第十条の三第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、令第十二条第一項の規定による対質の申出、令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

(一)　証拠の提出及び証言についての期限　令和八年九月一日

(二)　証拠等の閲覧についての期限　令第十六条第一項に規定する不当廉売関税を課することの決定、同条第二項に規定する不当廉売関税を課さないことの決定又は同条第三項に規定する調査を取りやめることの決定に係る告示の日

(三)　対質の申出についての期限　令和八年十月一日

(四)　意見の表明についての期限　令和八年十月一日

(五)　情報の提供についての期限　令和八年十月一日

なお、これらの手続のほか、供給者及び本邦企業の実態調査（現地調査を含む。）を行う予定である。

九　その他参考となるべき事項

(一)　本件について、令第二条第三項の規定において中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が明確に示すこととされている特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるものとする。

イ　価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（当該調査対象貨物の原産国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。ニにおいて同じ。）の重大な介入がない事実

ロ　主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実

ハ　労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実

ニ　生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実

ホ　会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

(二)　証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供の宛先

東京都千代田区霞が関三丁目一番一号　財務省関税局関税課特殊関税調査室

(三)　その他

イ　本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。

ロ　本調査の開始に当たり、令第十条第三項前段及び第十条の三第二項前段の規定による証拠の提出を求めるため、前記三(一)の供給者及びその他の調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載する。

当該質問状の送付を受けた利害関係者は所定の期限までに回答を行うものとし、利害関係者であるにもかかわらず、本告示の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかった者は、本告示の日から十四日以内に前記㈡の宛先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする。

別表

調査対象貨物の供給者（不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている者）

国又は地域名	供給者
韓国	株式会社ポスコ 現代製鉄株式会社 ＫＧスチール株式会社
中国	中国宝武鋼鉄集団有限公司 宝山鋼鉄股份有限公司 武漢鋼鉄有限公司 馬鋼（集団）控股有限公司 馬鞍山鋼鉄股份有限公司 太原鋼鉄（集団）有限公司 宝鋼集団新疆八一鋼鉄有限公司 新余鋼鉄集団有限公司 鞍山鋼鉄集団公司 鞍鋼股份有限公司 攀鋼集団有限公司 本鋼集団有限公司 首鋼集団有限公司
台湾	中國鋼鐵股份有限公司
	通化鋼鉄集団有限責任公司 山東鋼鉄集団有限公司 敬業鋼鉄有限公司 包頭鋼鉄（集団）有限責任公司 河鋼集団有限公司 河鋼集団唐鋼公司 河鋼集団邯鋼公司 北京建龍重工集団有限公司 河北安豊鋼鉄集団有限公司 敬業集団有限公司 河北普陽実業集団有限公司 唐山首唐宝生機能材料有限公司 江蘇沙鋼集団有限公司 東北特殊鋼集団股份有限公司 撫順特殊鋼股份有限公司 江蘇天工工具新材料股份有限公司 山東泰山鋼鉄集団有限公司 安陽鋼鉄集団有限責任公司 安陽鋼鉄股份有限公司 湖南鋼鉄集団有限公司 湖南華菱漣源鋼鉄集団有限公司 広西柳州鋼鉄集団有限公司 酒泉鋼鉄（集団）有限責任公司

○国土交通省告示第六百六十三号

動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和三十一年運輸省令第四十三号）第二十条第二項の規定に基づき、動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年六月一日

国土交通大臣　金子　恭之

動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する告示

動力車操縦者養成所に関する告示（昭和三十五年運輸省告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

養成所名	所在地	講習課程	指定年月日
（略）			
日本貨物鉄道株式会社中央研修センター	東京都品川区八潮三丁目二番六五号	第一類甲種電気車運転講習課程 第一類甲種内燃車運転講習課程	平成六年十月十三日
（略）			

養成所の指定を受けた者の氏名又は名称及び住所
（略）
日本貨物鉄道株式会社 東京都港区港南二丁目八番一五号
（略）

改正前

養成所名	所在地	講習課程	指定年月日
（略）			
日本貨物鉄道株式会社中央研修センター	東京都品川区八潮三丁目二番六五号	第一類甲種電気車運転講習課程 第一類甲種内燃車運転講習課程	平成六年十月十三日
（略）			

養成所の指定を受けた者の氏名又は名称及び住所
（略）
日本貨物鉄道株式会社 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三三番八号
（略）

九州旅客鉄道株式会社社員研修センター	福岡県北九州市門司区新原町八番一	九州旅客鉄道株式会社	（削る）	昭和六十二年五月二十八日
		福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目二五番二一号	第一類甲種電気車運転講習課程 第一類甲種内燃車運転講習課程 第一類新幹線電気車運転講習課程	
西日本鉄道株式会社電車教習所	福岡県久留米市宮ノ陣五丁目五番一一号	西日本鉄道株式会社	第一類甲種電気車運転講習課程	昭和三十二年三月二十五日
		福岡県福岡市中央区天神一丁目一一番一号		
（略）				

九州旅客鉄道株式会社社員研修センター	福岡県北九州市門司区新原町八番一	九州旅客鉄道株式会社	第一類甲種蒸気機関車運転講習課程 第一類甲種電気車運転講習課程 第一類甲種内燃車運転講習課程 第一類新幹線電気車運転講習課程	昭和六十二年五月二十八日
		福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目二五番二一号		
西日本鉄道株式会社電車教習所	福岡県久留米市宮ノ陣五丁目五番一一号	西日本鉄道株式会社	第一類甲種電気車運転講習課程	昭和三十二年三月二十五日
		福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目五番七号		
（略）				

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第六百六十四号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第三項の規定に基づき、令和五年国土交通省告示第百四十六号（海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年六月一日

国土交通大臣　金子　恭之

工事の区域の欄を次のように改める。

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)の地点と(6)の地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(1)　千葉県船橋市日の出二丁目二一番地内（北緯三五度四一分〇一秒、東経一三九度五九分〇〇秒）の地点

(2)　(1)の地点から二〇〇度二八分〇三秒二三三・八一四メートルの地点

(3)　(2)の地点から二八五度五五分一七秒三四二・五五一メートルの地点

(4)　(3)の地点から一九五度五五分一七秒五〇・〇二九メートルの地点

(5)　(4)の地点から一〇五度五五分二七秒四一三・八一一メートルの地点

(6)　(5)の地点から二〇度二八分三五秒二七八・〇五七メートルの地点

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(7)の地点と(10)の地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(7)　千葉県船橋市日の出二丁目二一番地内（北緯三五度四一分一一秒、東経一三九度五九分〇五秒）の地点

(8)　(7)の地点から二〇〇度三九分二四秒二五六・一四四メートルの地点

(9)　(8)の地点から一一〇度三九分二四秒七六・四一一メートルの地点

(10)　(9)の地点から二二度〇七分三六秒二五六・二二八メートルの地点

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(11)の地点と(19)の地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(11)　千葉県船橋市日の出一丁目二二番地内（北緯三五度四一分一八秒、東経一三九度五八分五七秒）の地点

(12)　(11)の地点から一二二度〇八分二四秒二六〇・八六四メートルの地点

(13)　(12)の地点から七六度五四分〇七秒一二・三二二メートルの地点

(14)　(13)の地点から一一〇度三九分二四秒七四・九四五メートルの地点

(15)　(14)の地点から二二度〇七分三六秒五三・二三一メートルの地点

(16)　(15)の地点から三四二度〇八分〇九秒四五・〇〇六メートルの地点

(17)　(16)の地点から三〇二度〇八分三一秒二三〇・五二五メートルの地点

(18)　(17)の地点から二八九度五六分二三秒七九・五四八メートルの地点

(19)　(18)の地点から二四五度四五分二六秒八・六六一メートルの地点

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(20)の地点と(25)の地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(20)　千葉県船橋市湊町地先（北緯三五度四一分二四秒、東経一三九度五九分一二秒）の地点

(21)　(20)の地点から一一二度〇七分二九秒七七・七〇九メートルの地点

(22)　(21)の地点から二二度三〇分一一秒六四・一〇五メートルの地点

(23)　(22)の地点から一一二度三一分〇六秒七二・三九六メートルの地点

(24)　(23)の地点から一九度五七分五八秒五九・七五四メートルの地点

(25)　(24)の地点から二九一度四六分五九秒一四八・二二四メートルの地点

公　告

諸　事　項

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和８年６月１日

国土交通省航空局長　宮澤　康一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１．当該招請の主旨

本件は、管制支援処理システム（ICAP）の調整作業を行うものである。

下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務を適切かつ確実に履行できる能力を有する法人等（以下「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札による公告を行う予定である。

２．業務概要

⑴　業務名　令和８年度管制支援処理システム（ICAP）調整作業　一式

⑵　業務内容　公募説明書のとおり

⑶　履行期間　契約締結日の翌日から令和９年３月23日まで

３．業務目的

本業務は、管制支援処理システム（ICAP）において必要となる装置設定作業や動作試験作業を行うことを目的とする。

４．応募要件

⑴　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　国土交通省航空局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

③　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

④　上記以外の要件は、公募説明書による。

⑵　技術的要件

①　技術的な問い合わせに対応する窓口を有し、必要な情報の提供が可能であること。

⑶　業務実施体制に関する要件

作業工程の明示並びに品質管理及び検査を実施できる体制が整備されており、次の①～③に揚げる基準を満たす担当者を配置し、工程管理体制を明示できること。

①　全体管理責任者

受注者におけるプロジェクト全体管理責任者は本システムと同等規模（システムの設置・運用範囲が全国規模）のシステムに対する設計・開発の遂行責任者としての経験を２年以上有し、次のいずれかに該当すること。

・情報処理の促進に関する法律（昭和45年５月22日法律第90号）に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者

・プロジェクトマネジメント協会（PMI）が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）の資格保有者又は技術士（情報工学部門又は総合技術監理部門（情報工学を選択科目とする者））の資格を有すること

・上記のいずれかの試験合格者・資格保有者等と同等の能力を有することが、経歴等において、明らかな者

②　業務に係る管理者

業務の管理を行う管理者は、システム開発の経験年数を５年以上有すること。また、その中でリーダークラスとしての経験を２年以上有し、次のいずれかに該当すること。

・システムアーキテクト試験の合格者

・データベーススペシャリスト試験の合格者

・ネットワークスペシャリスト試験の合格者

・上記のいずれかの試験合格者・資格保有者等と同等の能力を有することが、経歴等において、明らかな者

③　情報セキュリティ管理者

情報セキュリティ管理を行う管理者は、次の要件を満たすこと。

・情報セキュリティに関する企画、実施、運用及び分析のすべての段階で、物理的観点、人的観点及び技術的観点から、情報セキュリティを保つための施策を計画及び実施し、その結果に関する評価を行った実績を有すること

５．手続等

⑴　担当部局

〒100―8918　東京都千代田区霞が関２―１―３国土交通省航空局予算・管財室契約係

ＴＥＬ　03―5253―8111（内線47186）

⑵　説明書の交付期間及び方法

令和８年６月１日から令和８年６月11日まで

⑶　参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和８年６月12日　17：00必着

場所：⑴に同じ。原則として電子メールにより提出すること。

６．その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　関連情報を入手するための照会窓口

５．⑴に同じ。

⑶　令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も５．⑶により参加意思確認書を提出することができるが、一般競争入札に移行した後、入札参加を希望する場合には開札時までに公告等級に適合した資格等級の格付けがなされていなければならない。

⑷　契約予定日　令和８年６月22日

⑸　随意契約によることとした場合の「政府調達に関する協定」の規定上の理由　第13条第１項(b)(iii)「技術的な理由により競争が存在しない」

⑹　その他詳細は、公募説明書による。

７．Summary

⑴　Subject matter of contract : Adjustment of the Integrated Control Advice Processing System, 1 set.

⑵　Time-limit to express interests : 5 : 00 P.M. June 12, 2026

⑶　Contract point for documentation relating to the proposal : Contract section, Budget and Property Administration Office, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1―3 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8918 Japan. TEL 03―5253―8111 (Ext.47186)

⑷　Expected date of the contract award : June 22, 2026

⑸　Reason for the use of the single tendering procedure as provided for in the Agreement on Government Procurement : Article XIII 1. b. iii “Due to an absence of competition for technical reasons”

⑹　Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs : MIYAZAWA Koichi, Director-General of the Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和８年６月１日

国土交通省航空局長　宮澤　康一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１．当該招請の主旨

本件は、飛行情報管理処理システム（FACE）の調整作業を行うものである。

下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務を適切かつ確実に履行できる能力を有する法人等（以下「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札による公告を行う予定である。

２．業務概要

⑴　業務名　令和８年度飛行情報管理処理システム（FACE）調整作業　一式

⑵　業務内容　公募説明書のとおり

⑶　履行期間　契約締結日の翌日から令和９年３月23日まで

３．業務目的

本業務は、飛行情報管理処理システム（FACE）において必要となる装置設定作業や動作試験作業を行うことを目的とする。

４．応募要件
⑴　基本的要件
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　国土交通省航空局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
③　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
④　上記以外の要件は、公募説明書による。
⑵　技術的要件
①　技術的な問い合わせに対応する窓口を有し、必要な情報の提供が可能であること。
⑶　業務実施体制に関する要件
作業工程の明示並びに品質管理及び検査を実施できる体制が整備されており、次の①～③に揚げる基準を満たす担当者を配置し、工程管理体制を明示できること。
①　全体管理責任者
受注者におけるプロジェクト全体管理責任者は本システムと同等規模（システムの設置・運用範囲が全国規模）のシステムに対する設計・開発の遂行責任者としての経験を２年以上有し、次のいずれかに該当すること。
・情報処理の促進に関する法律（昭和45年５月22日法律第90号）に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者
・プロジェクトマネジメント協会（PMI）が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）の資格保有者又は技術士（情報工学部門又は総合技術監理部門（情報工学を選択科目とする者））の資格を有すること
・上記のいずれかの試験合格者・資格保有者等と同等の能力を有することが、経歴等において、明らかな者
②　業務に係る管理者
業務の管理を行う管理者は、システム開発の経験年数を５年以上有すること。また、その中でリーダークラスとしての経験を２年以上有し、次のいずれかに該当すること。
・システムアーキテクト試験の合格者
・データベーススペシャリスト試験の合格者
・ネットワークスペシャリスト試験の合格者
・上記のいずれかの試験合格者・資格保有者等と同等の能力を有することが、経歴等において、明らかな者
③　情報セキュリティ管理者
情報セキュリティ管理を行う管理者は、次の要件を満たすこと。
・情報セキュリティに関する企画、実施、運用及び分析のすべての段階で、物理的観点、人的観点及び技術的観点から、情報セキュリティを保つための施策を計画及び実施し、その結果に関する評価を行った実績を有すること

５．手続等
⑴　担当部局
〒100―8918　東京都千代田区霞が関２―１―３国土交通省航空局予算・管財室　契約係　ＴＥＬ　03―5253―8111（内線47186）
⑵　説明書の交付期間及び方法
令和８年６月１日から令和８年６月11日まで
⑶　参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法
令和８年６月12日　17：00必着
場所：⑴に同じ。原則として電子メールにより提出すること。

６．その他
⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　関連情報を入手するための照会窓口
５．⑴に同じ。
⑶　令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も５．⑶により参加意思確認書を提出することができるが、一般競争入札に移行した後、入札参加を希望する場合には開札時までに公告等級に適合した資格等級の格付けがなされていなければならない。
⑷　契約予定日　令和８年６月22日
⑸　随意契約によることとした場合の「政府調達に関する協定」の規定上の理由　第13条第１項(b)(iii)「技術的な理由により競争が存在しない」
⑹　その他詳細は、公募説明書による。

７．Summary
⑴　Subject matter of contract : Adjustment of the Flight Object Administration Center System, 1 set.
⑵　Time-limit to express interests : 5 : 00 P.M. June 12, 2026
⑶　Contract point for documentation relating to the proposal : Contract section, Budget and Property Administration Office, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1―3 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8918 Japan. TEL 03―5253―8111 (Ext. 47186)
⑷　Expected date of the contract award : June 22, 2026
⑸　Reason for the use of the single tendering procedure as provided for in the Agreement on Government Procurement : Article XIII 1.b.iii “Due to an absence of competition for technical reasons”
⑹　Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs : MIYAZAWA Koichi, Director-General of the Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和８年６月１日
国土交通省航空局長　宮澤　康一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１．当該招請の主旨
本件は、国際航空交通情報通信システム（AMHS）の調整作業を行うものである。
下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。
応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務を適切かつ確実に履行できる能力を有する法人等（以下「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。
なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札による公告を行う予定である。

２．業務概要
⑴　業務名　令和８年度国際航空交通情報通信システム（AMHS）調整作業　一式
⑵　業務内容　公募説明書のとおり
⑶　履行期間　契約締結日の翌日から令和９年３月23日まで

３．業務目的
本業務は、国際航空交通情報通信システム（AMHS）において必要となる装置設定作業や動作試験作業を行うことを目的とする。

４．応募要件
⑴　基本的要件
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　国土交通省航空局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
③　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
④　上記以外の要件は、公募説明書による。
⑵　技術的要件
①　技術的な問い合わせに対応する窓口を有し、必要な情報の提供が可能であること。
⑶　業務実施体制に関する要件
作業工程の明示並びに品質管理及び検査を実施できる体制が整備されており、次の①～③に揚げる基準を満たす担当者を配置し、工程管理体制を明示できること。
①　全体管理責任者
受注者におけるプロジェクト全体管理責任者は本システムと同等規模（システムの設置・運用範囲が全国規模）のシステムに対する設計・開発の遂行責任者としての経験を２年以上有し、次のいずれかに該当すること。
・情報処理の促進に関する法律（昭和45年５月22日法律第90号）に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者

・プロジェクトマネジメント協会（ＰＭＩ）が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（ＰＭＰ）の資格保有者又は技術士（情報工学部門又は総合技術監理部門（情報工学を選択科目とする者））の資格を有すること
・上記のいずれかの試験合格者・資格保有者等と同等の能力を有することが、経歴等において、明らかな者

② 業務に係る管理者

業務の管理を行う管理者は、システム開発の経験年数を５年以上有すること。また、その中でリーダークラスとしての経験を２年以上有し、次のいずれかに該当すること。

・システムアーキテクト試験の合格者
・データベーススペシャリスト試験の合格者
・ネットワークスペシャリスト試験の合格者
・上記のいずれかの試験合格者・資格保有者等と同等の能力を有することが、経歴等において、明らかな者

③ 情報セキュリティ管理者

情報セキュリティ管理を行う管理者は、次の要件を満たすこと。

・情報セキュリティに関する企画、実施、運用及び分析のすべての段階で、物理的観点、人的観点及び技術的観点から、情報セキュリティを保つための施策を計画及び実施し、その結果に関する評価を行った実績を有すること

５．手続等

⑴ 担当部局

〒100―8918　東京都千代田区霞が関２―１―３国土交通省航空局予算・管財室　契約係　ＴＥＬ　03―5253―8111（内線47186）

⑵ 説明書の交付期間及び方法

令和８年６月１日から令和８年６月11日まで

⑶ 参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和８年６月12日　17：00必着

場所：⑴に同じ。原則として電子メールにより提出すること。

６．その他

⑴ 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵ 関連情報を入手するための照会窓口

５．⑴に同じ。

⑶ 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も５．⑶により参加意思確認書を提出することができるが、一般競争入札に移行した後、入札参加を希望する場合には開札時までに公告等級に適合した資格等級の格付けがなされていなければならない。

⑷ 契約予定日　令和８年６月22日

⑸ 随意契約によることとした場合の「政府調達に関する協定」の規定上の理由　第13条第１項(b)(iii)「技術的な理由により競争が存在しない」

⑹ その他詳細は、公募説明書による。

７．Summary

⑴ Subject matter of contract : Adjustment of the ATS Message Handling System, 1 set.

⑵ Time-limit to express interests : 5 : 00 P.M. June 12, 2026

⑶ Contract point for documentation relating to the proposal : Contract section, Budget and Property Administration Office, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1―3 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8918 Japan. TEL 03―5253―8111 (Ext. 47186)

⑷ Expected date of the contract award : June 22, 2026

⑸ Reason for the use of the single tendering procedure as provided for in the Agreement on Government Procurement : Article XIII 1. b. iii "Due to an absence of competition for technical reasons"

⑹ Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs : MIYAZAWA Koichi, Director-General of the Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和８年６月１日

国土交通省航空局長　宮澤　康一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１．当該招請の主旨

本件は、航空交通管理処理システム（TEAM）の調整作業を行うものである。

下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務を適切かつ確実に履行できる能力を有する法人等（以下「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札による公告を行う予定である。

２．業務概要

⑴ 業務名　令和８年度航空交通管理処理システム（TEAM）調整作業　一式

⑵ 業務内容　公募説明書のとおり

⑶ 履行期間　契約締結日の翌日から令和９年３月23日まで

３．業務目的

本業務は、航空交通管理処理システム（TEAM）において必要となる装置設定作業や動作試験作業を行うことを目的とする。

４．応募要件

⑴ 基本的要件

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 国土交通省航空局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

④ 上記以外の要件は、公募説明書による。

⑵ 技術的要件

① 技術的な問い合わせに対応する窓口を有し、必要な情報の提供が可能であること。

⑶ 業務実施体制に関する要件

作業工程の明示並びに品質管理及び検査を実施できる体制が整備されており、次の①～③に揚げる基準を満たす担当者を配置し、工程管理体制を明示できること。

① 全体管理責任者

受注者におけるプロジェクト全体管理責任者は本システムと同等規模（システムの設置・運用範囲が全国規模）のシステムに対する設計・開発の遂行責任者としての経験を２年以上有し、次のいずれかに該当すること。

・情報処理の促進に関する法律（昭和45年５月22日法律第90号）に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者
・プロジェクトマネジメント協会（PMI）が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）の資格保有者又は技術士（情報工学部門又は総合技術監理部門（情報工学を選択科目とする者））の資格を有すること
・上記のいずれかの試験合格者・資格保有者等と同等の能力を有することが、経歴等において、明らかな者

② 業務に係る管理者

業務の管理を行う管理者は、システム開発の経験年数を５年以上有すること。また、その中でリーダークラスとしての経験を２年以上有し、次のいずれかに該当すること。

・システムアーキテクト試験の合格者
・データベーススペシャリスト試験の合格者
・ネットワークスペシャリスト試験の合格者
・上記のいずれかの試験合格者・資格保有者等と同等の能力を有することが、経歴等において、明らかな者

③ 情報セキュリティ管理者

情報セキュリティ管理を行う管理者は、次の要件を満たすこと。

・情報セキュリティに関する企画、実施、運用及び分析のすべての段階で、物理的観点、人的観点及び技術的観点から、情報セキュリティを保つための施策を計画及び実施し、その結果に関する評価を行った実績を有すること

５．手続等
⑴　担当部局
〒100―8918　東京都千代田区霞が関２―１―３国土交通省航空局予算・管財室　契約係　ＴＥＬ　03―5253―8111（内線47186）
⑵　説明書の交付期間及び方法
令和８年６月１日から令和８年６月11日まで
⑶　参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法
令和８年６月12日　17：00必着
場所：⑴に同じ。原則として電子メールにより提出すること。
６．その他
⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　関連情報を入手するための照会窓口
５．⑴に同じ。
⑶　令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も５．⑶により参加意思確認書を提出することができるが、一般競争入札に移行した後、入札参加を希望する場合には開札時までに公告等級に適合した資格等級の格付けがなされていなければならない。
⑷　契約予定日　令和８年６月22日
⑸　随意契約によることとした場合の「政府調達に関する協定」の規定上の理由　第13条第１項(b)(iii)「技術的な理由により競争が存在しない」
⑹　その他詳細は、公募説明書による。
７．Summary
⑴　Subject matter of contract : Adjustment of the Trajectorized Enhanced Aviation Management System, 1 set.
⑵　Time-limit to express interests : 5 : 00 P.M. June 12, 2026
⑶　Contract point for documentation relating to the proposal : Contract section, Budget and Property Administration Office, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1―3 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8918 Japan. TEL 03―5253―8111 (Ext. 47186)
⑷　Expected date of the contract award : June 22, 2026
⑸　Reason for the use of the single tendering procedure as provided for in the Agreement on Government Procurement : Article Ⅻ 1. b. iii “Due to an absence of competition for technical reasons”
⑹　Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs : MIYAZAWA Koichi, Director-General of the Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

企業年金基金変更公告

西日本シティ銀行企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により、次のとおり公告する。

１．新事務所の所在地　福岡県福岡市博多区博多駅前３丁目１番１号

２．旧事務所の所在地　福岡県福岡市中央区鳥飼２丁目１番11号

３．変更年月日　令和８年６月１日

令和８年６月１日

福岡県福岡市博多区博多駅前３丁目１番１号

西日本シティ銀行企業年金基金

理事長　橋本　　究

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

北海道小樽市桜二丁目二番二七号

株式会社宮嶋建築工房

代表清算人　宮島　規之

解散公告

当法人は、令和八年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

札幌市中央区北五条西二丁目五番地ＪＲタワーオフィスプラザさっぽろ二〇階㈱市民風力発電

一般社団法人京都エネルギーサポート

代表清算人　吉住　謙

解散公告

当社は、令和八年五月八日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

札幌市北区新川一条二丁目八番二五号

株式会社船泊流通

代表清算人　小澤　幸仁

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

札幌市中央区南一条東一丁目一番地

株式会社シーテック・エージー

代表清算人　枝廣　直道

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

青森市大字油川字浪返四三番地二

レナ・カンパニー有限会社

清算人　伊勢谷　亘

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

青森県三沢市松園町三丁目八番四号

有限会社松園

清算人　竹林つた江

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

岩手県北上市本通り二丁目三番一六号

有限会社松村

清算人　松村　大成

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

岩手県花巻市石鳥谷町八幡一一地割二五番地

株式会社フジワラ

代表清算人　藤原　京一

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

仙台市青葉区福沢町五番四一―五〇一号

株式会社ネクストイノベーション

代表清算人　水戸　卓夫

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

仙台市太白区ひより台三九番二三号

有限会社ライス・アンド・リビングいそむら

代表清算人　儀村みつえ

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

宮城県石巻市新橋五番三七号

有限会社小野工務店

清算人　小野　薫

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

宮城県仙台市青葉区中央二―一一―一九仙南ビル四階―Ａ　株式会社２ＧＥＯＮＥＴ

代表清算人　大江　諒介

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

秋田県湯沢市大町二丁目一番二五号

株式会社富谷商店

代表清算人　富谷　公治

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

福島県白河市中町六八番地

特定非営利活動法人ちりんこ白河

代表清算人　川瀬　光子

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

福島県双葉郡浪江町大字大堀字中平二五番地

有限会社山田電気工事

清算人　山田　勝広

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

茨城県常陸太田市下利員町六五三番地の四

株式会社東日本環境サービス

代表清算人　須藤　正知

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

茨城県那珂市菅谷七〇五六番地

有限会社関谷建材

清算人　柏　好文

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

茨城県結城市大字結城四〇一番地

有限会社ニュータヌマ

清算人　田沼みさ子

解散公告

当法人は、令和八年五月十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

茨城県常陸太田市馬場町六一番地の六

特定非営利活動法人結

代表清算人　塩原　慶子

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

群馬県安中市秋間みのりが丘五―一二

株式会社システムコーポレーション

代表清算人　松本　広成

解散公告

当社は、令和八年五月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

群馬県前橋市大手町三丁目四番一号

株式会社ＢＶ

代表清算人　杉山　浩

解散公告

当社は、令和八年五月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

群馬県前橋市下大島町八九一番地三

株式会社ＦＩＦＴＹ　ＯＮＥ

代表清算人　藤井　陸

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

埼玉県越谷市袋山二〇四五番地一光ビル二〇二号室

ウェブプラ合同会社

清算人　寺岡　幸二

解散公告

当組合は、令和八年五月二十九日開催の通常総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

埼玉県さいたま市浦和区上木崎六丁目三七番一七号

埼玉県木材協同組合

代表清算人　大河原章吉

解散公告

当社は、令和八年四月二十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

埼玉県上尾市上尾村五七一―四

合同会社Ｒ＆Ｎ　ｉｎｃ

清算人　宇佐美麻衣子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

埼玉県川口市並木二丁目一〇番一五号ラ・メゾン・ドゥ・パール六〇一号

株式会社ｍｏｃｃａ

代表清算人　川井　直之

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

埼玉県川口市上青木一丁目七番四号川本ビル三〇三号室

株式会社正真

代表清算人　阿部　勉

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

埼玉県鴻巣市稲荷町一三番二八号

株式会社ミノル設計

代表清算人　山本　明伸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

埼玉県さいたま市桜区西堀七丁目一七番二八―三〇一号

株式会社鳳桜

代表清算人　永田　汰一

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

埼玉県川越市稲荷町二二―五五ウィンド上

福岡二〇三　ＴＥＡＯＣＬＯＣＫ株式会社

代表清算人　梁　家　裕

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

埼玉県所沢市緑町四―四二―一一メゾン・プラージュ三〇三

株式会社興業商事

代表清算人　金　起順

解散公告

当社は令和八年五月三十一日開催の株主総会決議により解散しました。当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

埼玉県八潮市大字新町二二番二

有限会社清和金属

代表清算人　元木　雅彦

解散公告

当法人は、令和八年四月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

埼玉県さいたま市岩槻区大字箕輪二四四番地一　一般社団法人日本クリエイター協会

代表清算人　戸塚　健一

解散公告

当法人は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

埼玉県本庄市朝日町一丁目一一番二一号

税理士法人アイタックスワールド

清算人　岩堀　　薫

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

千葉県船橋市大穴南二丁目一五番一〇号

有限会社ライフポーター・スミ

清算人　住　　哲

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

千葉県市原市桜台二丁目三番地の一二

有限会社幸美住販

清算人　加藤　和代

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

千葉市若葉区愛生町一五七番地の一二

株式会社ファーストデザイン

代表清算人　金山　正一

解散公告

当社は、令和八年四月三十日総社員の同意により解散し、清算人に萩原慎太郎が就任しました。

当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

千葉市稲毛区園生町七〇五番地三―五一五

合同会社Ｈ．Ｋオフィス

清算人　萩原慎太郎

解散公告

当社は、令和八年五月二十九日開催の株主総会の決議により令和八年五月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

千葉県我孫子市湖北台三丁目三番一〇号

株式会社日本技能教育機構

代表清算人　田島　　猛

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

千葉県茂原市茂原七番地一

株式会社メディカプレイス

代表清算人　景山　　徹

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都港区新橋五丁目三一番八号

一般社団法人ヤポンブランド

代表清算人　佐藤　岳支

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都大田区南久が原一丁目一二番八号

株式会社東信電材製作所

代表清算人　新津　榮介

解散公告

当社は、令和八年五月二十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都江東区豊洲五丁目六番二九―一二三〇号

清算人　ふじろく合同会社

清算人　押田　香里

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都多摩市落合一丁目四六番地一―七階

株式会社ＵＮＰＥＲＩＯＤ

代表清算人　河西　辰徳

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都杉並区上荻一丁目六番一〇号

有限会社第一新生興業

清算人　竹橋　吉雄

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都渋谷区代々木三丁目一五番一号

株式会社ｂｕｇｆｉｘ

代表清算人　古場　勇人

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がない場合は清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

合同会社レア戸塚レジデンス

清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は、令和八年五月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都江東区新大橋二丁目二〇番六号

有限会社クラトモ

清算人　倉友　康雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都港区南青山六丁目一一番一号スリー

エフ南青山ビル七階

株式会社ＹＵＭＥキャピタル

代表清算人　諸江　幸祐

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都中央区八丁堀四丁目八番八号

株式会社ＪＯＹテクノ

代表清算人　櫻井　惠子

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都中央区月島四丁目二番一三―八〇一号

有限会社キコー企画

清算人　関根　壽代

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都中央区銀座一丁目一五番七号ＭＡＣ銀座ビル三Ｆ

株式会社スカイラス

代表清算人　三好美佐紀

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階　株式会社小鹿金融経済研究所

代表清算人　小鹿　翔矢

解散公告

当法人は、令和八年五月二十六日開催の社員総会の決議により、解散致しましたので、当法人に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都港区高輪二丁目一五番一九号高輪明光ビル二階

特定非営利活動法人ＩＲＥＭ　ＪＡＰＡＮ

清算人　芳村　崇志

解散公告

当社は、令和五年三月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都大田区西蒲田七丁目五八番五号

ぽんぽりーす有限会社

清算人　篠竹　明美

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都品川区南品川六丁目三番一四号

株式会社ヴェルメ

代表清算人　池田　智子

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都世田谷区用賀三丁目二五番一八―三二四号

Ｅｎｇｉｎｅ３１０株式会社

代表清算人　佐藤　久夫

解散公告

左記会社は令和八年三月三十一日の株主総会決議により解散いたしましたので公告します。

左記会社に債権を有する方は、令和八年八月一日までにお申し出下さい。

なお、右記期限までにお申し出がないときは清算から除斥されることになります。

令和八年六月一日

東京都港区元赤坂一丁目二番七号

デジタルクロージング株式会社

代表清算人　佐藤　伸行

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都渋谷区神南一丁目六番一二号

株式会社パズル

代表清算人　岡田　行正

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号大手町ファーストスクエアイーストタワー四階

株式会社ニューエナジーインベストメント

代表清算人　楊　建　良

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号グランドトウキョウサウスタワー一三階

株式会社ＴＫ

代表清算人　山本　貴子

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都港区北青山一―三―一アールキューブ三階

株式会社ユマック

代表清算人　三好　優子

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都八王子市館町一八七〇番地八三

大幸電線株式会社

代表清算人　坂口　幸一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都江東区亀戸七丁目五一番八号

出店鋼材株式会社

代表清算人　出店　哲夫

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二Ｆ

Ｙ―ＡＳＣＥＮＴ合同会社

清算人　曽我　祐馬

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都中央区日本橋本町四丁目一番一号

株式会社エクセルリンク

代表清算人　白澤　和輝

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年六月一日
東京都千代田区内幸町一丁目二番一号
一般財団法人全国落花生協会
代表清算人　根本　実

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年六月一日
東京都江東区潮見一丁目二番一六―二〇四号
合同会社ＮＯＳＥ
清算人　芳賀　京子

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年六月一日
東京都葛飾区新宿三丁目五―一アデニウム
ザ・オアシスガーデン二一二
株式会社ＴＯＫＹＯ　ＩＮＮＳ
代表清算人　川合　真人

解散公告

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年六月一日
東京都中央区八丁堀三丁目二六番九号
特定非営利活動法人日本エコソリューション
清算人　三浦　美香

解散公告

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出くださいます。
なお、右期間内にお申し出がない場合は清算から除斥します。
令和八年六月一日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
一般社団法人公共レジデンシャルファンド４
代表清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年六月一日
東京都足立区南花畑二丁目九番一五号
長倉機械産業株式会社
代表清算人　長倉　和久

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日付けで解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年六月一日
東京都中央区新川一丁目九番九号
株式会社プラネック・デザイン
代表清算人　池田　雅之

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年六月一日
東京都千代田区飯田橋四丁目七番一号結和税理士法人内
ＫＲＦ７９インベストメント合同会社
清算人　中津　正憲

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年六月一日
東京都千代田区飯田橋四丁目七番一号結和税理士法人内
一般社団法人ＫＲＦ７９
代表清算人　中津　正憲

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年六月一日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇
合同会社Ｇ１プロジェクト
清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年六月一日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇
一般社団法人Ｇ１プロジェクト
代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、令和八年五月二十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年六月一日
東京都練馬区氷川台四丁目四七番一八号
Ｔ・Ｆファンド１号合同会社
清算人　野代　英幸

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年五月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年六月一日
東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目一四番三号
ＷＷビル二Ｆ　株式会社ＢＯＬＤ
代表清算人　海部　洋

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年六月一日
東京都板橋区仲町六三番七号ＯＥＯｆｆｉｃｅＢｌｄｇ．二一〇号　木子合同会社
清算人　孫　慧婷

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日に総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年六月一日
東京都新宿区戸山二丁目三三番三二〇号
有限会社スギタ工芸
清算人　杉田　敏彦

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年六月一日
東京都港区南青山二丁目二番一五号ウィン青山九四二
恵満顧問合同会社
清算人　山口　綾乃

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年六月一日
東京都港区東新橋二丁目一二番七号
株式会社４７ＣＬＵＢ
代表清算人　阿部信一郎

解散公告

当社は令和八年五月三十一日付けで解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都千代田区丸の内一丁目八番二号鉄鋼ビルディング四階

Ｌｕｏｇｏ　Ｖｅｒｄｅ特定目的会社

代表清算人　山本　祐紀

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

京都市北区大宮西総門口町四一番地

株式会社平安文庫

代表清算人　葛西　經子

解散公告

当社は、令和八年五月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都中野区上鷺宮五丁目二一番三七号

株式会社プラットフォーム２４６

代表清算人　伊藤　信宏

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

目黒ホールディング一般社団法人

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

カシオペア７３新潟合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ１２合同会社５

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ１３合同会社６

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

アスターアクイジション合同会社３６

清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　合同会社ＲＣ１号

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　一般社団法人ＲＣ１号

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

一般社団法人銀杏信用ホールディングス

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

合同会社銀杏信用サービス

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。この期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都中央区銀座一―一二―四Ｎ＆ＥＢＬ

Ｄ．七階

ｏ．ｚｉｐ合同会社

清算人　押川　真也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都西東京市保谷町四丁目一〇番三八号

有限会社ライブ

清算人　小﨑　智

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都港区海岸一丁目六番一―二八〇九号

Ｎｏｖａｓｔａ合同会社

清算人　崔　惠銀

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

アストロ・フィフティーン合同会社

清算人　壽命　正晃

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

アストロ・スリー合同会社

清算人　壽命　正晃

解散公告

当社は、令和八年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都杉並区浜田山三丁目二七―二三

合同会社クマダ

清算人　久間田凌大

解散公告

当社は、令和八年五月十八日の株主総会の決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号

株式会社ＡＤＫソーシャルメディア・マーケティング

代表清算人　鹿口　渉

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都文京区小日向三丁目一七番七号

合同会社ｇｒａｐｅｌｏｇ

清算人　ナイト美有

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都練馬区小竹町一丁目四四番三号

株式会社教育事業研究所

代表清算人　廣井　幸江

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都新宿区神楽坂一丁目一五番地神楽坂一丁目ビル五階ＡＰアウトソーシング株式会社内

Ｓｅｌｅｃｔ　Ｊａｐａｎ合同会社

清算人　柗村　大介

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年三月三十一日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都目黒区上目黒一丁目三番一九号

特定非営利活動法人日本のこころ・江戸しぐさ

代表清算人　鶴見　泉

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都中野区中野三丁目二七番三号

株式会社Ｊｅｈａｎｎｅ

代表清算人　西尾　俊英

解散公告

当社は、令和八年二月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、次に指定する代理人へ本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都目黒区中目黒一―一〇―二五―五〇三

株式会社ＬＩＦＩＸ

代表清算人　古屋　紀旭

代理人

〒一〇二―〇〇九三

東京都千代田区平河町一丁目七番二二号

万代半蔵門ビル八階

小国・佐々木法律事務所

弁護士　佐々木尊子

ＴＥＬ　〇三―六八二四―二三七〇

ＦＡＸ　〇三―六二七二―三六六五

解散公告

当社は、令和八年四月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都西東京市保谷町三丁目四番一〇―三〇三号

嘉樹株式会社

代表清算人　相澤　健

解散公告

当社は、令和八年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都品川区豊町二丁目三番一号

東邦絨氈株式会社

代表清算人　渡辺　寿一

解散公告

当社は、令和八年三月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都港区北青山一丁目三番一号アールキューブ青山三階

株式会社クレスト

代表清算人　与那覇主門

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都渋谷区初台二丁目一番二号

有限会社鈴木紙業

清算人　鈴木　正和

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都江東区牡丹二丁目一三番四―一一〇二号

株式会社ＢＯＫＵ

代表清算人　出来　大和

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都港区芝大門二丁目六番六号ＶＯＲＴ芝大門五Ｆ

ナンバーエム株式会社

代表清算人　榮永　英幸

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都千代田区西神田二丁目五番七号

株式会社燈音舎

代表清算人　日髙　治彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

合同会社Ｖａｇｒａｎｔ

清算人　福永　隆明

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

一般社団法人Ｈａｉｋｕｉ

代表清算人　福永　隆明

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都新宿区下落合三丁目六番二―二〇六号

株式会社テラヴェルデ

代表清算人　鈴木まり子

解散公告

当社は、令和八年五月二十五日開催の株主総会の決議により、令和八年五月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します

令和八年六月一日

東京都新宿区四谷四丁目三四番地二ＹＳビル五階

株式会社ウィノバジャパン

代表清算人　林　鐘吉

解散公告

当法人は、令和八年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都中央区京橋二丁目七番一九号

一般社団法人アセットファイナンス大阪

鶴見　代表清算人　新井　貴雄

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都中央区京橋二丁目七番一九号

アセットファイナンス大阪鶴見合同会社

清算人　新井　貴雄

解散公告

当社は、令和八年五月十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都江戸川区南小岩八丁目一一番三号相國第一ビル一Ｆ

永興合同会社

代表清算人　吳　迪

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都品川区西五反田二丁目二番一〇号

ジュリーク・ジャパン株式会社

代表清算人　望月　亮

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

ジー・エイ・ワン・レジデンス・シックス特定目的会社

代表清算人　福永　隆明

解散公告

当法人は、令和八年五月三十一日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

ジー・エイ・ワン・レジデンス・シックス一般社団法人

代表清算人　福永　隆明

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

ジー・エイ・ワン・レジデンス・シックス合同会社

清算人　福永　隆明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都板橋区本町六番三号板橋本町グリーンパーク二一八号

パティック・トレーディング合同会社

清算人　フェニ・ルシリア

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都世田谷区弦巻四丁目一四番一五号

株式会社Ｍ．Ｍサービス

代表清算人　髙山美由紀

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル二Ｆ

株式会社Ｎｏｌｉｍｉｔ

代表清算人　西出　裕貴

解散公告

当社は、令和八年五月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都墨田区向島三丁目七番八号

株式会社川島商事

代表清算人　松野　隆夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

神奈川県横浜市中区山下町二番地産業貿易センタービル二階

Ａｕｔｏｔａｌｋｓ株式会社

代表清算人　滝澤セリーヌ

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

神奈川県平塚市中里二五番一二号

有限会社マツシタビジネス

清算人　松下　良弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

神奈川県横浜市旭区柏町一二番地の二

有限会社音楽出版ハピーエコー

清算人　中田あづさ（木村あづさ）

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

横浜市旭区柏町一二番地二

有限会社ナカダ音楽事務所

清算人　中田　基彦

解散公告

当法人は、令和八年五月十一日開催の会員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

神奈川県川崎市川崎区藤崎三丁目三番七号

特定非営利活動法人神奈川県レクリエーション卓球連盟　清算人　清水いずみ

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

神奈川県茅ヶ崎市香川四丁目五番三六号

スイートハート湘南株式会社

代表清算人　内藤　安寛

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

神奈川県平塚市見附町一二番一六号

つきや塗料株式会社平塚店

代表清算人　谷口　和生

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

横浜市鶴見区生麦三丁目一六番二四―二〇五号

合同会社コクア

清算人　髙橋　純

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

神奈川県川崎市幸区大宮町二六番地三アーベインビオ川崎三号棟一六一〇

株式会社市川

代表清算人　市川　幸子

解散公告

当社は、令和八年三月十八日開催の株主総会の決議により同年三月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

新潟県五泉市東本町一丁目四番三三号

株式会社エスビーニット

代表清算人　佐藤　伸行

解散公告

当社は、令和八年五月二十五日開催の株主総会の決議により令和八年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

新潟県新潟市中央区上所一丁目一番二四号

Ｎビル四階　とやの総合法律事務所内

流通管財株式会社

清算人　太田　竜

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

新潟県佐渡市梅津三〇六五番地

有限会社有本組

清算人　有本　幸一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

新潟県佐渡市両津湊二一〇番地

有限会社坂井商店

清算人　坂井　義勝

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

石川県野々市市粟田三丁目三五番地

株式会社ツバサ・サービス

代表清算人　加藤小百合

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

石川県白山市田中町二三三番地一　ラマージュ四〇七

合同会社ペリア

清算人　中谷　映子

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年五月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

福井市中央二丁目三番八号

高橋商事株式会社

代表清算人　髙橋　義明

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年五月一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

福井市新保一丁目一三〇九番地

アートクリーン株式会社

代表清算人　山田　大輔

解散公告

当法人は、令和八年四月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

長野県茅野市湖東二四三四番地

ＮＰＯ法人木にかえる

清算人　田中　健昌

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

長野県長野市上松三丁目一六番一六号

株式会社遊

代表清算人　清水　謙二

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

長野市大字長野栄町九九四番地二

有限会社地域開発

清算人　林部　陽子

解散公告

当社は、令和八年五月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

長野県松本市大手一丁目六番一六―九〇五

株式会社チェックＯＮＥ

代表清算人　小林　敏

解散公告

当社は、令和八年四月三十日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

静岡県賀茂郡東出町片瀬六四一番地の五

株式会社さかもと

代表清算人　土屋　勲実

解散公告

当組合は、令和八年五月二十六日開催の通常組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

静岡県藤枝市駅前一丁目六番二〇号

藤枝駅前商店街振興組合

清算人　村松　繁明

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年六月一日

愛知県豊明市二村台二丁目三三番地二

株式会社サツマヤ商会

代表清算人　新原　玲子

解散公告

当社は、令和八年五月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

愛知県大府市共栄町八丁目一番地八

株式会社ＭＯＮ　ＡＮ　ＶＩＥＴ共和

代表清算人　チャン・ティ・トゥイ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

愛知県春日井市宮町字中島九六番地五

株式会社ミナミシステム

代表清算人　垣内　洋明

解散公告

当社は、令和八年五月一日の総社員の同意により令和八年五月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

愛知県海部郡大治町大字砂子字柳原七七番地の二

合同会社あっぷる

代表清算人　髙比良順子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

愛知県尾張旭市新居町下切戸一二六八番地

五八

株式会社Ｒｏａｄ＆Ｓｋｙ

代表清算人　宍戸　直人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

名古屋市中村区那古野一―四七―一

株式会社地域計画名古屋

代表清算人　尾関　利勝

解散公告

当社は、令和八年五月二十七日開催の臨時株主総会の決議により、令和八年五月三十一日をもって解散することとなりました。

つきましては、当社に対して債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥されることがあります。

令和八年六月一日

三重県伊賀市上野丸之内七一番地

大興土建株式会社

代表清算人　葭葉　光一

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

三重県亀山市両尾町一五七

特定非営利活動法人まがたま愛育舎

清算人　田中　豊顕

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

京都市東山区福稲御所ノ内町二番地一六号

一般社団法人SFM

代表清算人　田中　豪

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

京都市西京区山田上ノ町一五―五

有限会社高石ともや・事務所

清算人　尻石　田鶴

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

京都市中京区三条通堀川東入る橋東詰町

二―八〇一

株式会社ＬＩＮＫ　ＪＡＰＡＮ

代表清算人　鷺山　泰也

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

京都市左京区聖護院蓮華蔵町二九

特定非営利活動法人ゆいまーる

清算人　大塩　千絵

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大阪市北区梅田一―一―三大阪駅前第三ビル二九階一―一―一号室

株式会社Ｖｉｏｌｅｔ　Ａｇｅｎｔ

代表清算人　南野　祐也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大阪市平野区喜連西三丁目一七番一九号

都築ＤＸ株式会社

代表清算人　都築　若葉

解散公告

当社は、令和八年五月二十二日開催の株主総会の決議により、令和八年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大阪府東大阪市加納五丁目一番二一号

大阪トラック運送株式会社

代表清算人　柳　航平

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大阪府箕面市瀬川四丁目二二番三三―Ｂ二号

ナレッジファーム合同会社

清算人　島　幸一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大阪府堺市堺区櫛屋町東一丁二番一二号

株式会社プランタン工房

代表清算人　福原　夏子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大阪市淀川区西宮原三丁目三―六ファミールハイツ北大阪五号棟弐番館四〇八室

楽海国際合同会社

清算人　ヒョンイビン（XU HAIBIN）

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大阪府八尾市上之島町南三丁目一三番地の七

株式会社ＭＡＲＴＨＡ

代表清算人　出口　雅一

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年五月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大阪府大東市新田中町二番五七号

有限会社立平工業

清算人　平原　久男

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大阪市中央区南本町三丁目二番一号

株式会社ショーラ

代表清算人　赤松　正明

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大阪市西成区玉出東一丁目一一番二三号

ＫＡＮＭＩ株式会社

代表清算人　庄　　明

解散公告

当社は、令和八年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大阪市天王寺区夕陽丘町四番二号一〇号室

誠創株式会社

代表清算人　張　　文

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大阪府東大阪市新上小阪一丁目一番一〇号

鯤麟株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大阪府東大阪市新上小阪一丁目一番一〇号

三喜株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大阪市東住吉区中野四丁目一番一六号リベラルオリエンテ中野三〇七Ｂ

三喜株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大阪市東住吉区中野四丁目一番一六号リベラルオリエンテ中野二〇四Ａ

君影株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大阪市東住吉区中野四丁目一番一六号リベラルオリエンテ中野二〇四Ｂ

君成株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大阪市浪速区桜川二丁目八番二五―一〇一号

合同会社稲垣工務店

清算人　稲垣　　俊

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大阪市中央区平野町一丁目八番八号

株式会社ウェルビュー

代表清算人　原　　真理

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大阪府大阪市西淀川区花川一丁目一番一二号

株式会社ビィーアール

代表清算人　春日比呂登

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大阪府寝屋川市仁和寺本町四丁目一九番七号

エルエッチ株式会社

代表清算人　間部　利寿

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大阪市中央区上本町西五丁目一番九―二〇一号

グランドエンタープライズジャパン株式会社

代表清算人　和久　奇栄

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大阪市西区北堀江一丁目六番一二号四ツ橋中央ビル三Ｆ　株式会社エピエステート

代表清算人　中村　彰宏

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大阪市淀川区塚本六丁目三番三三―七二六号

株式会社クルクア

代表清算人　岸田由梨奈

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大阪市中央区南船場四丁目一〇番五号南船場ＳＯＨＯビル七〇二　株式会社こめーぷ

代表清算人　坂上　研二

解散公告

当社は、令和八年四月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大阪市浪速区大国一丁目九番一三号マンション鷹四〇二Ｃ号室　職人の舎株式会社

代表清算人　馮　慧　婷

解散公告

当社は、令和八年五月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大阪市北区西天満四丁目三番一八号

株式会社ソフトナイン

代表清算人　安堂　緑

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年五月三十一日をもちまして解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大阪市淀川区西中島六丁目七番三号第６新大阪ビル一〇〇二号

株式会社マーチャンズジャパン

代表清算人　李　必勝

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大阪市阿倍野区桃ケ池町一丁目四番一二号

清水株式会社

代表清算人　清水　明達

解散公告

当社は、令和八年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大阪市住吉区長居西三丁目六番二七号長居ハイツ三Ｃ

久信合同会社

清算人　潘　瑾

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大阪市都島区片町二丁目二―四〇

株式会社オフィステン

代表清算人　窪内　邦典

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

兵庫県伊丹市寺本三丁目一七五―一

株式会社ミントジュレップ

代表清算人　山崎　太

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

兵庫県宝塚市口谷西三丁目九番一七号

有限会社リバース

清算人　山本　猛

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

兵庫県姫路市飾磨区英賀乙四四番の一

ハクロ物流株式会社

代表清算人　徳平　裕二

解散公告

当社は、令和八年五月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

兵庫県丹波篠山市二階町一八番地一

株式会社エレメンツ

代表清算人　藤原　岳史

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

尚、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥致します。

令和八年六月一日

兵庫県丹波篠山市魚屋町一七番地

株式会社堀口

代表清算人　堀口　純男

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

兵庫県明石市大久保町西島五二三番地

株式会社龍

代表清算人　鈴木　龍士

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

神戸市北区道場町生野一一七二番地の一〇

二二　一般社団法人生野高原水道建設協会

清算人　柏原　一元

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

兵庫県高砂市荒井町千鳥一丁目一番一号

一般財団法人高砂市勤労福祉財団

代表清算人　戸川　理惠

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年五月三十一日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

奈良市宝来二丁目九番七号

一般社団法人日本パペットアカデミー

代表清算人　川松　照武

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

奈良県北葛城郡広陵町馬見南三丁目一一番二五号

アーキ有限会社

清算人　安達　明良

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

広島市東区馬木九丁目一〇番一号

有限会社栄建

清算人　佐々木廣幸

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

徳島市中昭和町一丁目三番地環境エネルギー会計事務所内

南海道自然エネルギー合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

愛媛県伊予市宮下二四八番地

有限会社魁商事

代表清算人　武智　英一

解散公告

当法人は、令和八年五月十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

愛媛県松山市道後樋又四番二十一号

ＮＰＯ法人認知症予防サポートげんきの森

清算人　木原真由美

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

高知県高知市潮見台一丁目一二〇二番地

特定非営利活動法人キャリア・ライフ高知

清算人　影山　淳子

解散公告

当社は令和八年五月七日開催の株主総会決議にて解散しました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がない時は清算から除斥します。

令和八年六月一日

福岡県福岡市城南区茶山五丁目三番一三号

有限会社エム・ワイ・プラン

清算人　松尾紘出子

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

福岡県糸島市瑞梅寺九七六番地の四

株式会社大本建設

清算人　大本　春男

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

福岡県糟屋郡新宮町新宮東二丁目七番一六号

株式会社ＫＧＩ

代表清算人　鐘　慶林

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

北九州市八幡西区日吉台二丁目二六番五三号

ヤナギ建設株式会社

代表清算人　宮﨑小夜子

解散公告

当社は、令和八年五月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

佐賀市巨勢町大字修理田三一一番地一〇

有限会社日泉

清算人　高尾　歓二

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大分県大分市坂ノ市中央三丁目七番三二号

有限会社ルーフワーク河野

清算人　河野　裕

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大分県大分市田中町二丁目一三番一号

有限会社荒金商会

清算人　荒金　靖

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大分県豊後大野市大野町田中二八三一番地

有限会社清幸産業

清算人　清田　満作

解散公告

当法人は、令和八年四月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

宮崎市和知川原一丁目一〇一

特定非営利活動法人宮崎健康福祉ネットワーク協議会

清算人　富田　雄二

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

宮崎県都城市年見町二一号六番地一一

合同会社キュリアスファーム

清算人　重信　勇貴

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

鹿児島県鹿屋市川東町七九九二番地三

有限会社小牧組

清算人　小牧　敏美

解散公告

当社は、令和八年四月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

鹿児島県熊毛郡屋久島町安房二六九九番地七八

ｉＢｅｌｉｅｖｅ株式会社

代表清算人　笠井　雄介

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

沖縄県那覇市金城一丁目七番地一三ヒルズマンション四〇五

Ｃ株式会社

代表清算人　佐野　悠介

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

沖縄県豊見城市字高嶺六一〇番地六五

有限会社琉球元寿笑

清算人　徳永　直美

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

埼玉県さいたま市中央区鈴谷四丁目一一番一二号

医療法人社団皓明会

清算人　廣瀬　正剛

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都昭島市朝日町一丁目四番七号

医療法人社団健結会

清算人　萩原　佳孝

解散公告（第一回）

当社は、昭和五年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大阪市大正区三軒家東一丁目八番二三号

泉尾土地株式会社

代表清算人　森　芳人

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和八年四月二十四日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に清算人に申し出られたく、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第六十九条の二の規定により公告します。

なお、当該期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年六月一日

山口県岩国市今津町一丁目一四番五一号

清算法人岩国市灘土地改良区

代表清算人　村河　武男

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和八年三月三十一日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に清算人に申し出られたく、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第六十九条の二の規定により公告します。

なお、当該期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年六月一日

山口県岩国市今津町一丁目一四番五一号

清算法人岩国市麻里布土地改良区

代表清算人　廣本　政次

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年三月三十一日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

宮城県刈田郡七ケ宿町字関一四〇番地

農事組合法人千年塾

清算人　田村　芳雄

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月三十日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

千葉県柏市中央二丁目二番一八号

医療法人社団杏仁会

清算人　加治美和子

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月二日の社員総会の決議により、同日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

宮崎県都城市上長飯町五二二八番地一

医療法人倫風会

清算人　渡邊　眞倫

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

鹿児島県日置市伊集院町清藤二〇〇六番地八

医療法人清風会

清算人　清田　隆二

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年三月三十一日所轄庁の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

茨城県結城市江川新宿一九七三の一五

学校法人みずがき学院

清算人　渕岡　大起

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年四月三十日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

富山県高岡市本保一八〇番地　　本正寺

清算人　古瀬季理子

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年四月二十五日開催の令和七年度総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

兵庫県養父市広谷二五〇―一養父市役所内

千石土地改良区

代表清算人　平山　久伸

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年六月十五日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

兵庫県豊岡市日高町日置二九番地

医療法人社団医徳会北村内科

清算人　野田　昌男

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年四月十二日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

福岡県大牟田市大字吉野一五五一番地四一

東原団地管理組合法人

清算人　藤木　秀俊

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年四月十三日を以て解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

佐賀県伊万里市木須町三九二〇番地

西明寺

清算人　橋口　弘昭

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、鹿島ショッピングセンター協同組合は、令和八年五月三十一日で利用終了しました商品券につきまして、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

【払戻しを行う前払式支払手段の種類】

商品券（五百円・千円）

【払戻しの申出期間】

令和八年六月一日～令和八年七月三十一日

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

【お問合せ先】

鹿島ショッピングセンター協同組合　ピオ案内所

〒八四九－一三一一　佐賀県鹿島市大字高津原四三二六番地一

電話　〇九五四－六三－三一七一

受付時間は、午前十時から午後六時まで

第56期決算公告

令和８年６月１日

栃木県佐野市出流原町1677番地

ニューアーボン株式会社

代表取締役　小堀　裕之

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	123,402	流動負債	85,314
固定資産	80,857	固定負債	98,642
		株主資本	20,303
		資本金	88,800
		資本剰余金	68,482
		資本準備金	19,682
		その他資本剰余金	48,800
		利益剰余金	△132,318
		その他利益剰余金	△132,318
		（うち当期純損失）	(6,158)
		自己株式	△4,661
資産合計	204,259	負債・純資産合計	204,259

第 12 期決算公告　令和８年６月１日
札幌市中央区南二十三条西十五丁目
１番１号ダイアナ南山鼻ヒルズＡ４階
株式会社クリエーション
代表取締役　清水　保明

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	72,135
	固定資産	19,140
	繰延資産	806
	資産合計	92,082
負純資債及産のび部	流動負債	91,305
	固定負債	95,241
	株主資本	△94,464
	資本金	30,000
	利益剰余金	△124,464
	その他利益剰余金	△124,464
	(うち当期純損失)	(18,076)
	負債・純資産合計	92,082

第 73 期決算公告
令和８年６月１日
北海道江別市工栄町５番地19
ニチラク機械株式会社
代表取締役社長　奥村　幸治

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,272,567
	固定資産	708,515
	合計	2,981,082
負純資債及産のび部	流動負債	411,539
	固定負債	125,124
	株主資本	2,444,419
	資本金	50,000
	利益剰余金	2,394,419
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	2,381,919
	(うち当期純利益)	(154,476)
	合計	2,981,082

第 35 期決算公告　2026年５月29日
北海道三笠市唐松青山115番地
北海道スーパーバッグ株式会社
代表取締役　樋口　肇

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	426,033
	固定資産	195,793
	合計	621,826
負純資債及産のび部	流動負債	253,141
	(賞与引当金)	(11,548)
	固定負債	150,662
	(退職給付引当金)	(108,069)
	株主資本	218,022
	資本金	60,000
	利益剰余金	158,022
	その他利益剰余金	158,022
	(うち当期純利益)	(16,199)
	合計	621,826

第 46 期決算公告
令和８年６月１日
群馬県沼田市桜町1966番地の２
株式会社サンモール
代表取締役社長　藤野　晃嗣

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	322,868
	固定資産	135,944
	合計	458,813
負純資債及産のび部	流動負債	424,825
	固定負債	185,356
	株主資本	△151,369
	資本金	20,000
	利益剰余金	△171,369
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	△181,369
	(うち当期純損失)	(201,054)
	合計	458,813

第 52 期決算公告　令和８年５月30日
栃木県宇都宮市簗瀬町1493番地
東一宇都宮青果株式会社
代表取締役社長　田野邉大介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,639,317
	固定資産	848,310
	繰延資産	369
	合計	2,487,996
負純資債及産のび部	流動負債	698,081
	固定負債	379,415
	株主資本	1,410,500
	資本金	270,000
	利益剰余金	1,140,500
	利益準備金	67,500
	その他利益剰余金	1,073,000
	(うち当期純利益)	(105,792)
	合計	2,487,996

第 41 期決算公告
令和８年５月29日
仙台市若林区清水小路６番地の１
仙台日信電子株式会社
代表取締役　宮澤　嘉一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	731,803
	固定資産	43,441
	合計	775,244
負純資債及産のび部	流動負債	100,327
	固定負債	43,264
	株主資本	631,652
	資本金	20,000
	利益剰余金	611,652
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	606,652
	(うち当期純利益)	(58,003)
	合計	775,244

配当公告

岩手県北上市村崎野一六地割二四番地八
　破産者　有限会社タカコウ精機

右の者に対する盛岡地方裁判所令和六年（フ）第一二一号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額　金九九、〇一三、六〇一円
一、配当することのできる金額　金一三、二四六、八一四円

令和八年六月一日
岩手県盛岡市本町通一丁目一〇番七号マルモビル二階
破産管財人　川上　博基

第87期決算公告　令和８年６月１日
埼玉県さいたま市中央区下落合７－１－３
埼玉機器株式会社
代表取締役社長　山本　憲男
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	14,413
	固定資産	40,293
	合計	54,706
負債及び純資産の部	流動負債	12,046
	固定負債	11,894
	株主資本	8,837
	資本金	100
	資本剰余金	24
	（資本準備金）	(24)
	利益剰余金	8,711
	（利益準備金）	(25)
	（うち当期純利益）	(644)
	評価・換算差額等	21,929
	合計	54,706

第85期決算公告
令和８年５月８日
埼玉県川越市芳野台２丁目８番76号
株式会社デンコー
代表取締役　鎌田　幹彦
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,951,499
	固定資産	619,791
	合計	3,571,290
負債及び純資産の部	流動負債	793,159
	固定負債	143,810
	株主資本	2,634,320
	資本金	70,000
	利益剰余金	2,564,320
	利益準備金	17,500
	その他利益剰余金	2,546,820
	（うち当期純利益）	(173,242)
	合計	3,571,290

第32期決算公告
令和８年６月１日
埼玉県北足立郡伊奈町西小針７丁目１番地
株式会社美浜フーズ
代表取締役　髙石　秀樹
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	432,243
	固定資産	906,925
	合計	1,339,169
負債及び純資産の部	流動負債	903,629
	固定負債	468,213
	株主資本	△32,673
	資本金	60,000
	利益剰余金	△92,673
	その他利益剰余金	△92,673
	（うち当期純利益）	(26,604)
	合計	1,339,169

第21期決算公告　令和８年６月１日
東京都中央区日本橋小網町３番14号
株式会社日本起重機製作所
代表取締役　岡部　好昭
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,076
	固定資産	400
	合計	2,476
負債及び純資産の部	流動負債	280
	固定負債	158
	株主資本	2,038
	資本金	50
	利益剰余金	1,996
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	1,984
	（うち当期純利益）	(137)
	自己株式	△8
	合計	2,476

第１期決算公告
2026年６月１日
千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
イオンＣＲＥソリューションズ株式会社
代表取締役　岡崎　龍馬
貸借対照表の要旨
（2026年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	163,863
	固定資産	169,437
	資産合計	333,300
負債及び純資産の部	流動負債	287,077
	株主資本	46,223
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△53,777
	その他利益剰余金	△53,777
	（うち当期純損失）	(53,777)
	負債・純資産合計	333,300

第45期決算公告　令和８年６月１日
埼玉県比企郡嵐山町大字川島2360番地
東日本明星株式会社
代表取締役社長　曲渕　俊幸
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,050,571
	固定資産	181,501
	合計	6,232,072
負債及び純資産の部	流動負債	4,548,423
	固定負債	425,757
	株主資本	1,257,891
	資本金	90,000
	資本剰余金	90,000
	その他資本剰余金	90,000
	利益剰余金	1,077,891
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	1,055,391
	（うち当期純利益）	(257,890)
	合計	6,232,072

第８期決算公告　令和８年６月１日
東京都新宿区西新宿三丁目３番13号
西新宿水間ビル６Ｆ
Vectra AI Japan株式会社
代表取締役　ドナルド・ジェームズ・ディクソン２世
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	60,520,746
	固定資産	287,620
	資産合計	60,808,366
負債及び純資産の部	流動負債	35,858,982
	有給休暇引当金	4,243,139
	株式報酬引当金	5,612,457
	株主資本	24,949,384
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	14,949,384
	その他利益剰余金	14,949,384
	（うち当期純利益）	(4,522,580)
	負債・純資産合計	60,808,366

第13期決算公告　令和８年６月１日
東京都千代田区丸の内二丁目３番２号
郵船ビルディング１階
Ｉｔｒｏｎ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役
ジェームズ・マイケル・イングリッシュ
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	95,182,415
	資産合計	95,182,415
負債及び純資産の部	流動負債	18,609,558
	従業員賞与引当金	6,378,979
	株主資本	76,572,857
	資本金	67,000,000
	資本剰余金	65,000,000
	資本準備金	65,000,000
	利益剰余金	△55,427,143
	その他利益剰余金	△55,427,143
	（当期純利益）	(4,167,625)
	負債・純資産合計	95,182,415

第11期決算公告　令和８年５月26日
東京都品川区東五反田２－３－５
株式会社ビズリンク
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	595,653,007
	固定資産	60,795,205
	繰延資産	20,677,726
	資産合計	677,125,938
負債及び純資産の部	流動負債	259,813,882
	賞与引当金	5,131,264
	固定負債	154,735,132
	株主資本	262,576,924
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	171,017,600
	（資本準備金）	(147,042,176)
	利益剰余金	△8,440,676
	その他利益剰余金	△8,440,676
	（うち当期純損失）	(8,638,213)
	負債・純資産合計	677,125,938

第11期決算公告
令和８年６月１日
東京都渋谷区桜丘町18番４号
株式会社アミューズプロダクトワークス
代表取締役　鈴木　尚貴
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,576,794
	固定資産	120,828
	合計	2,697,623
負債及び純資産の部	流動負債	1,502,039
	固定負債	71,828
	株主資本	1,123,755
	資本金	40,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	1,073,755
	その他利益剰余金	1,073,755
	（うち当期純利益）	(717,733)
	合計	2,697,623

第18期決算公告　令和８年６月１日
東京都江東区新木場一丁目18番６号
日本国民食株式会社
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,151,905
	固定資産	87,631
	合計	2,239,536
負債及び純資産の部	流動負債	1,140,822
	固定負債	37,192
	退職給付引当金	37,192
	株主資本	1,061,520
	資本金	50,000
	資本剰余金	422,686
	その他資本剰余金	422,686
	利益剰余金	588,834
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	576,334
	（うち当期純利益）	(215,297)
	合計	2,239,536

第75期決算公告　令和８年５月30日
東京都足立区千住橋戸町50番地
東京北魚株式会社
代表取締役社長　濵野　和雄
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	824,549
	固定資産	638,371
	資産合計	1,462,920
負債及び純資産の部	流動負債	639,606
	固定負債	186,329
	株主資本	636,985
	資本金	70,000
	利益剰余金	602,625
	利益準備金	37,597
	その他利益剰余金	565,028
	（うち当期純利益）	(25,028)
	自己株式	△35,640
	負債・純資産合計	1,462,920

第２期決算公告　令和８年６月１日
東京都港区南青山五丁目４番31号
株式会社アミューズ
ミュージックエンタテインメント
代表取締役　中西　正樹
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	185,898
	固定資産	621
	合計	186,520
負債及び純資産の部	流動負債	79,043
	固定負債	225
	株主資本	107,251
	資本金	10,000
	資本剰余金	200,000
	その他資本剰余金	200,000
	利益剰余金	△ 102,748
	その他利益剰余金	△ 102,748
	（うち当期純損失）	(99,852)
	合計	186,520

第２期決算公告　令和８年６月１日
東京都港区南青山五丁目４番31号
株式会社
アミューズクリエイティブスタジオ
代表取締役　荒木　宏幸
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,852,520
	固定資産	102,410
	合計	3,954,931
負債及び純資産の部	流動負債	1,821,390
	固定負債	130,042
	株主資本	2,003,497
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,858,929
	その他資本剰余金	1,858,929
	利益剰余金	134,568
	その他利益剰余金	134,568
	（うち当期純利益）	(118,563)
	合計	3,954,931

第４期決算公告　令和８年６月１日
東京都港区南青山五丁目４番31号
株式会社Ｋｕｌｔｕｒｅ
代表取締役　白石　耕介
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,587,505
	固定資産	302,111
	合計	3,889,617
負債及び純資産の部	流動負債	1,681,511
	固定負債	28,126
	株主資本	2,179,979
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	1,979,979
	その他利益剰余金	1,979,979
	（うち当期純利益）	(134,640)
	合計	3,889,617

第 11 期 決 算 公 告
2026年６月１日
東京都品川区東品川四丁目12番３号
株式会社ライフフィナンシャルサービス
代表取締役　武田　淳司
貸借対照表の要旨
（2026年２月28日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	20,249
	固定資産	101
	合計	20,350
負債及び純資産の部	流動負債	18,672
	株主資本	1,678
	資本金	499
	資本剰余金	499
	資本準備金	499
	利益剰余金	680
	その他利益剰余金	680
	（うち当期純利益）	(304)
	合計	20,350

第２期決算公告　令和８年６月１日
東京都港区南青山五丁目４番31号
株式会社
アミューズスポーツエージェンシー
代表取締役　坂田　淳二
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	358,266
	固定資産	13,109
	合計	371,375
負債及び純資産の部	流動負債	153,849
	固定負債	10,187
	株主資本	207,338
	資本金	10,000
	資本剰余金	207,995
	その他資本剰余金	207,995
	利益剰余金	△ 10,657
	その他利益剰余金	△ 10,657
	（うち当期純損失）	(9,110)
	合計	371,375

第２期決算公告　令和８年６月１日
東京都港区南青山五丁目４番31号
株式会社
アミューズコミュニケーションデザイン
代表取締役　香川健二郎
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	774,130
	固定資産	12,636
	合計	786,766
負債及び純資産の部	流動負債	556,610
	固定負債	19,780
	株主資本	210,376
	資本金	10,000
	資本剰余金	162,759
	その他資本剰余金	162,759
	利益剰余金	37,616
	その他利益剰余金	37,616
	（うち当期純利益）	(49,328)
	合計	786,766

第 12 期 決 算 公 告
2026年５月29日
東京都渋谷区渋谷三丁目29番８号
株式会社地球クラブ
代表取締役社長　朝比奈まゆ子
貸借対照表の要旨（2026年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,777,656
	固定資産	241,058
	合計	4,018,714
負債及び純資産の部	流動負債	2,570,672
	賞与引当金	2,641
	その他	2,568,031
	株主資本	1,448,041
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,418,041
	その他利益剰余金	1,418,041
	（うち当期純利益）	(785,635)
	合計	4,018,714

第 21 期決算公告　令和８年５月31日
東京都港区南青山６丁目３番９号
株式会社アッカ・インターナショナル
代表取締役　秀　洋一
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,831,417
	固定資産	2,372,394
	合計	4,203,811
負債及び純資産の部	流動負債	1,747,844
	（賞与引当金）	(83,811)
	（負債性引当金）	(4,656)
	固定負債	2,203,330
	株主資本	252,637
	資本金	20,000
	利益剰余金	232,637
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	227,637
	（うち当期純利益）	(61,583)
	合計	4,203,811

第 45 期決算公告　令和８年６月１日
東京都中央区日本橋箱崎町18番10号
株式会社テンダイ
代表取締役社長　本間　淑浩
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	918
	固定資産	42
	資産合計	960
負債及び純資産の部	流動負債	93
	固定負債	49
	負債合計	142
	株主資本	818
	資本金	100
	利益剰余金	718
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	693
	（うち当期純利益）	(71)
	純資産合計	818
	負債・純資産合計	960

第 2 期 決 算 公 告
2026年６月１日
東京都中央区築地六丁目19番20号
株式会社ミーニュー
代表取締役社長　居村　康司
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	72,708
	固定資産	2,437
	合計	75,146
負債及び純資産の部	流動負債	14,641
	株主資本	60,505
	資本金	20,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	20,505
	その他利益剰余金	20,505
	（うち当期純利益）	(11,400)
	合計	75,146

第 73 期決算公告　令和８年６月１日
東京都中央区新川１丁目４番１号
岩谷マテリアル株式会社
代表取締役　増田　昌義
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,609,265
	固定資産	1,921,795
	合計	8,531,060
負債及び純資産の部	流動負債	3,612,321
	固定負債	319,493
	株主資本	4,598,225
	資本金	300,000
	資本剰余金	17,775
	利益剰余金	4,280,450
	利益準備金	75,000
	その他利益剰余金	4,205,450
	（うち当期純利益）	(772,998)
	評価・換算差額等	1,021
	合計	8,531,060

第 12 期 決 算 公 告
令和８年６月１日
東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目11番５号
ラサ・リアルエステート株式会社
代表取締役　櫻木　和陽
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	466,016
	固定資産	4,756,955
	合計	5,222,972
負債及び純資産の部	流動負債	466,416
	固定負債	2,134,100
	株主資本	2,622,454
	資本金	490,000
	資本剰余金	490,000
	利益剰余金	1,642,454
	その他利益剰余金	1,642,454
	（うち当期純利益）	(123,890)
	合計	5,222,972

第 35 期 決 算 公 告

令和８年５月29日
神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目６番８号
株式会社アルファエンタープライズ
取締役　渡辺　勝俊

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	13,829
	合計	13,829
負純資債及産のび部	流動負債	3,275
	株主資本	10,553
	資本金	0
	資本剰余金	12,499
	資本準備金	2,500
	その他資本剰余金	9,999
	利益剰余金	△ 1,946
	その他利益剰余金	△ 1,946
	（うち当期純利益）	(627)
	合計	13,829

第 50 期決算公告

令和８年６月１日
東京都千代田区内神田二丁目６番８号
ラサ晃栄株式会社
代表取締役　柳町　智

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,204
	固定資産	608
	合計	1,813
負純資債及産のび部	流動負債	980
	固定負債	26
	株主資本	802
	資本金	49
	利益剰余金	753
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	744
	（うち当期純利益）	(69)
	評価・換算差額等	4
	合計	1,813

第 1 期 決 算 公 告

2026年６月１日
東京都中央区築地六丁目19番20号
株式会社ニチレイビズネクスト
代表取締役社長　松尾　哲哉

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	20,124
	合計	20,124
負純資債及産のび部	流動負債	91
	株主資本	20,032
	資本金	30,000
	利益剰余金	△9,967
	その他利益剰余金	△9,967
	（うち当期純損失）	(9,967)
	合計	20,124

第 49 期決算公告

2026年６月１日
長野県松本市平田東二丁目１番１号
キッセイ商事株式会社
代表取締役社長　斎藤　洋生

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,498,040
	固定資産	156,512
	合計	1,654,552
負純資債及産のび部	流動負債	687,445
	固定負債	13,500
	株主資本	949,004
	資本金	50,000
	利益剰余金	899,004
	その他利益剰余金	899,004
	（うち当期純利益）	(95,490)
	評価・換算差額等	4,603
	その他有価証券評価差額金	4,603
	合計	1,654,552

第 45 期 決 算 公 告

令和８年５月29日
新潟県新潟市中央区東大通１丁目11番31号
株式会社マツダモビリティ新潟
代表取締役　米田登志之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	289,248
	固定資産	56,638
	資産合計	345,886
負純資債及産のび部	流動負債	82,274
	固定負債	2,200
	株主資本	261,412
	資本金	10,000
	利益剰余金	251,412
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	248,912
	（うち当期純利益）	(46,035)
	負債・純資産合計	345,886

第 22 期 決 算 公 告

令和８年５月28日
新潟県長岡市寺島町649
株式会社カーステーション新潟
代表取締役　目黒　学

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,099,754
	固定資産	199,495
	合計	1,299,249
負純資債及産のび部	流動負債	1,572,229
	固定負債	16,151
	株主資本	△ 289,131
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 299,131
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△ 301,631
	（うち当期純利益）	(20,056)
	合計	1,299,249

第 66 期決算公告

2026年６月１日
岐阜県大垣市内原１丁目197番地
イビデン産業株式会社
代表取締役社長　秋山　晋

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,760,100
	固定資産	2,460,929
	合計	13,221,030
負純資債及産のび部	流動負債	2,156,510
	固定負債	61,578
	株主資本	10,397,388
	資本金	77,460
	利益剰余金	10,319,928
	利益準備金	19,365
	その他利益剰余金	10,300,563
	（うち当期純利益）	(584,502)
	評価・換算差額等	605,552
	合計	13,221,030

第 55 期決算公告

2026年６月１日
岐阜県大垣市神田町２丁目１番地
イビデンエンジニアリング株式会社
代表取締役社長　大野　由詔

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	13,907,287
	固定資産	2,810,666
	合計	16,717,954
負純資債及産のび部	流動負債	3,841,212
	固定負債	37,171
	株主資本	12,825,058
	資本金	30,000
	利益剰余金	12,795,058
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	12,787,558
	（うち当期純利益）	(1,772,152)
	評価・換算差額等	14,511
	合計	16,717,954

第 44 期 決 算 公 告

令和８年６月１日
長野県上田市秋和522―13
株式会社システムプラン
代表取締役社長　南波　秀樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	286,892
	固定資産	447,108
	合計	734,000
負純資債及産のび部	流動負債	296,813
	固定負債	142,130
	株主資本	295,057
	資本金	22,000
	利益剰余金	273,057
	利益準備金	5,500
	その他利益剰余金	267,577
	（うち当期純利益）	(8,138)
	合計	734,000

第 51 期決算公告

2026年６月１日
岐阜県本巣市有里339番地
イビデン物産株式会社
代表取締役社長　堀畑　健治

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,225,503
	固定資産	1,289,482
	合計	2,514,985
負純資債及産のび部	流動負債	630,631
	固定負債	17,164
	株主資本	1,849,140
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,819,140
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,811,640
	（うち当期純利益）	(139,167)
	評価・換算差額等	18,048
	合計	2,514,985

第 63 期決算公告

2026年６月１日
岐阜県揖斐郡池田町白鳥360番地
イビデン樹脂株式会社
代表取締役社長　髙田　哲二

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,650,671
	固定資産	2,923,945
	合計	5,574,617
負純資債及産のび部	流動負債	1,912,277
	固定負債	86,560
	株主資本	3,527,189
	資本金	60,000
	利益剰余金	3,467,189
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	3,452,189
	（うち当期純利益）	(215,805)
	評価・換算差額等	48,589
	合計	5,574,617

第 51 期決算公告

2026年６月１日
岐阜県大垣市小野４丁目35番地の12
タック株式会社
代表取締役社長　稲葉　誠司

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,745,100
	固定資産	2,164,624
	合計	11,909,725
負純資債及産のび部	流動負債	3,351,725
	固定負債	700,043
	株主資本	7,794,511
	資本金	60,000
	利益剰余金	7,734,511
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	7,719,511
	（うち当期純利益）	(1,521,593)
	評価・換算差額等	63,444
	合計	11,909,725

第 27 期 決 算 公 告

2026 年６月１日

岐阜県大垣市青柳町300番地

株式会社イビデンキャリア・テクノ

代表取締役社長　川崎　洋吾

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,773,961
	固定資産	99,057
	合計	2,873,019
負純資債及産のび部	流動負債	815,332
	固定負債	3,908
	株主資本	2,053,778
	資本金	30,000
	利益剰余金	2,023,778
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	2,016,278
	（うち当期純利益）	(101,013)
	合計	2,873,019

第５期決算公告　　2026年６月１日

岐阜県大垣市神田町２丁目１番地

イビデンヒューマンネットワーク株式会社

代表取締役社長　中園　博常

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	272,750
	固定資産	16,840
	合計	289,591
負純資債及産のび部	流動負債	174,259
	固定負債	15,060
	株主資本	100,272
	資本金	50,000
	利益剰余金	50,272
	利益準備金	4,200
	その他利益剰余金	46,072
	（うち当期純利益）	(15,319)
	合計	289,591

第 68 期決算公告　　2026年６月１日

岐阜県大垣市神田町２丁目１番地

イビデンケミカル株式会社

代表取締役社長　奥田　泰啓

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,747,627
	固定資産	2,367,478
	合計	7,115,106
負純資債及産のび部	流動負債	656,116
	固定負債	540,855
	株主資本	4,860,465
	資本金	137,847
	利益剰余金	4,722,618
	利益準備金	34,461
	その他利益剰余金	4,688,156
	（うち当期純利益）	(422,694)
	評価・換算差額等	1,057,668
	合計	7,115,106

第 68 期 決 算 公 告

令和８年６月１日

静岡県沼津市下香貫字上障子373他

ダイハツ沼津販売株式会社

代表取締役　豊田　浩一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,712,740
	固定資産	2,825,060
	合計	10,537,800
負純資債及産のび部	流動負債	7,987,260
	固定負債	303,189
	株主資本	2,247,351
	資本金	20,000
	利益剰余金	2,227,351
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	2,222,351
	（うち当期純利益）	(230,631)
	合計	10,537,800

第 80 期決算公告　　令和８年６月１日

岐阜県岐阜市手力町２番12号

岐阜ダイハツ販売株式会社

代表取締役　石附　　郁

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	15,372
	固定資産	7,754
	合計	23,126
負純資債及産のび部	流動負債	15,091
	固定負債	883
	株主資本	7,152
	資本金	48
	資本剰余金	36
	資本準備金	36
	利益剰余金	7,068
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	7,056
	（うち当期純利益）	(467)
	合計	23,126

第 8 期 決 算 公 告

2026 年６月１日

岐阜県大垣市神田町２丁目１番地

イビデンオアシス株式会社

代表取締役社長　箕浦　隆行

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	125,909
	固定資産	12,560
	合計	138,469
負純資債及産のび部	流動負債	81,683
	固定負債	5,351
	株主資本	51,435
	資本金	20,000
	利益剰余金	31,435
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	27,435
	（うち当期純利益）	(19,158)
	合計	138,469

第 35 期 決 算 公 告

令和８年６月１日

愛知県岡崎市東牧内町字甲田45番地

富山栄光株式会社

代表取締役　野田　篤文

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,345
	固定資産	121,779
	資産合計	125,124
負純資債及産のび部	流動負債	32,245
	株主資本	92,879
	資本金	63,000
	利益剰余金	29,879
	利益準備金	15,750
	その他利益剰余金	14,129
	（うち当期純利益）	(460)
	合計	125,124

第 35 期 決 算 公 告

令和８年６月１日

愛知県岡崎市東牧内町字甲田45番地

アンデイコ株式会社

代表取締役　野田　篤文

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,462
	固定資産	241,051
	資産合計	243,513
負純資債及産のび部	流動負債	201,730
	株主資本	41,783
	資本金	10,000
	利益剰余金	31,783
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	29,283
	（うち当期純利益）	(7,394)
	合計	243,513

第 35 期 決 算 公 告

令和８年６月１日

愛知県岡崎市東牧内町字甲田45番地

栄光システム株式会社

代表取締役　野田陽太郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	594,805
	固定資産	178,737
	資産合計	773,542
負純資債及産のび部	流動負債	38,657
	固定負債	36,094
	株主資本	698,791
	資本金	10,000
	利益剰余金	688,791
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	686,291
	（うち当期純利益）	(37,263)
	負債・純資産合計	773,542

第 66 期 決 算 公 告

令和８年５月 29 日

愛知県豊川市蔵子一丁目27番地28

新協技研株式会社

代表取締役　山科　佳昭

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	191,841
	固定資産	105,963
	資産合計	297,805
負純資債及産のび部	流動負債	262,328
	固定負債	107,580
	株主資本	△ 72,103
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 82,103
	その他利益剰余金	△ 82,103
	（うち当期純損失）	(7,793)
	負債・純資産合計	297,805

第 67 期決算公告　　令和８年６月１日

愛知県豊明市阿野町三本木121番地

豊明花き株式会社

代表取締役　福永　哲也

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,725,728
	固定資産	2,356,961
	合計	5,082,689
負純資債及産のび部	流動負債	753,652
	固定負債	680,059
	株主資本	3,648,978
	資本金	100,000
	資本剰余金	110,000
	資本準備金	110,000
	利益剰余金	3,438,978
	利益準備金	43,178
	その他利益剰余金	3,395,799
	（うち当期純利益）	(76,204)
	合計	5,082,689

第 2 期 決 算 公 告

令和８年６月１日

愛知県岡崎市東牧内町字甲田45番地

エイコウグループ株式会社

代表取締役　野田陽太郎

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	165
	固定資産	725,230
	資産合計	725,395
負純資債及産のび部	流動負債	743,411
	株主資本	△18,016
	資本金	0
	利益剰余金	△18,016
	その他利益剰余金	△18,016
	（うち当期純損失）	(14,465)
	合計	725,395

第22期決算公告

2026年５月29日
京都市南区吉祥院石原上川原町１－２
株式会社コープストアサービス
代表取締役社長　金山　修

貸借対照表の要旨（2026年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	104,134
	固定資産	1,753
	資産合計	105,888
負純債資産及のび部	流動負債	26,730
	（賞与引当金）	(2,433)
	固定負債	4,945
	（退職給付引当金）	(4,945)
	株主資本	74,211
	資本金	10,000
	利益剰余金	64,211
	利益準備金	55
	その他利益剰余金	64,156
	（うち当期純利益）	(1,472)
	負債・純資産合計	105,888

第26期決算公告

令和８年６月１日
滋賀県彦根市西今町１番地
株式会社シー・オー・エム
代表取締役社長　三原由美子

貸借対照表の要旨（令和８年２月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,546,518
	固定資産	856,686
	合計	2,403,205
負純債資産及のび部	流動負債	384,313
	固定負債	104,641
	株主資本	1,914,250
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,884,250
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	1,884,150
	（うち当期純利益）	(243,068)
	合計	2,403,205

第44期決算公告

令和８年６月１日
愛知県名古屋市西区則武新町三丁目１番17号
中部日信電子株式会社
代表取締役社長　武藤　誠

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,132,836
	固定資産	109,201
	資産合計	1,242,037
負純債資産及のび部	流動負債	358,150
	固定負債	69,575
	株主資本	814,311
	資本金	20,000
	利益剰余金	794,311
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	789,311
	（うち当期純利益）	(140,560)
	負債・純資産合計	1,242,037

第45期決算公告

令和８年５月29日
大阪府吹田市垂水町３丁目21番10号
ダイキン潤滑機設株式会社
代表取締役　西村和一郎

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	485,594
	固定資産	158,682
	合計	644,275
負純債資産及のび部	流動負債	161,103
	固定負債	125,023
	株主資本	358,150
	資本金	30,000
	利益剰余金	328,150
	その他利益剰余金	328,150
	（うち当期純利益）	(52,778)
	合計	644,275

第91期決算公告

令和８年６月１日
大阪府東大阪市中石切町７丁目１番46号
辻中鉱業株式会社
代表取締役　鎌倉　徹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	329,552
	固定資産	848,576
	合計	1,178,128
負純債資産及のび部	流動負債	352,616
	固定負債	792,679
	株主資本	32,833
	資本金	30,000
	資本剰余金	4,532
	利益剰余金	86,493
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	78,993
	（うち当期純利益）	(3,954)
	自己株式	△ 88,192
	合計	1,178,128

第40期決算公告

令和８年６月１日
大阪市西区江戸堀２丁目１番１号
株式会社消費科学研究所
代表取締役社長　小西　和夫

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	669,869
	固定資産	247,581
	合計	917,450
負純債資産及のび部	流動負債	177,080
	固定負債	249,363
	株主資本	491,007
	資本金	100,000
	利益剰余金	391,007
	利益準備金	28,214
	その他利益剰余金	362,793
	（うち当期純利益）	(65,249)
	合計	917,450

第71期決算公告

令和８年６月１日
大阪市中央区高麗橋４丁目７番７号
東西建築サービス株式会社
代表取締役社長　大原　秀夫

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,744,756
	固定資産	2,771,084
	合計	15,515,840
負純債資産及のび部	流動負債	2,014,741
	固定負債	223,381
	株主資本	13,277,718
	資本金	90,000
	利益剰余金	13,187,718
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	13,165,218
	（うち当期純利益）	(1,002,659)
	合計	15,515,840

第65期決算公告

令和８年５月29日
大阪市淀川区加島１丁目37番56号
株式会社エクシング
代表取締役　西中　克実

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	4,640
	固定資産	18,914
	繰延資産	124
	合計	23,678
負純債資産及のび部	流動負債	2,048
	固定負債	5,336
	株主資本	16,294
	資本金	334
	利益剰余金	15,960
	利益準備金	83
	その他利益剰余金	15,877
	（うち当期純利益）	(1,294)
	合計	23,678

第21期決算公告

令和８年６月１日
大阪市中央区北浜三丁目５番29号
株式会社ＭＳイノベーション
代表取締役社長　平松　亨

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	73,001
	固定資産	0
	資産合計	73,001
負純債資産及のび部	流動負債	54
	負債合計	54
	株主資本	72,947
	資本金	30,000
	利益剰余金	42,947
	利益準備金	952
	その他利益剰余金	41,995
	（うち当期純損失）	(4,793)
	純資産合計	72,947
	負債・純資産合計	73,001

第31期決算公告

令和８年５月29日
大阪市北区中之島２丁目３番18号
株式会社カネカ・クリエイティブ・コンサルティング
代表取締役社長　中谷　智

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	350,372
	固定資産	40,077
	合計	390,449
負純債資産及のび部	流動負債	117,142
	固定負債	19,646
	株主資本	253,661
	資本金	20,000
	利益剰余金	233,661
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	228,661
	（うち当期純利益）	(15,351)
	合計	390,449

第5期決算公告

令和８年４月30日
大阪府大阪市西区土佐堀一丁目５番11号
ＡＣワークス株式会社
代表取締役　矢野　晶弘

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,117,013
	固定資産	3,957,621
	合計	5,074,634
負純債資産及のび部	流動負債	1,352,946
	固定負債	2,727,977
	株主資本	993,711
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,775,000
	資本準備金	937,000
	その他資本剰余金	838,000
	利益剰余金	△ 881,289
	その他利益剰余金	△ 881,289
	（うち当期純損失）	(149,353)
	合計	5,074,634

第28期決算公告

令和８年６月１日
大阪市中央区北浜三丁目５番29号
株式会社ガウディ
代表取締役社長　近藤　彰則

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	150,963
	固定資産	5,672
	合計	156,635
負純債資産及のび部	流動負債	132,791
	（内役員賞与引当金）	(300)
	株主資本	23,843
	資本金	45,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	△ 46,156
	利益準備金	2,800
	その他利益剰余金	△ 48,956
	（内当期純利益）	(26,688)
	合計	156,635

第 23 期 決 算 公 告

令和８年６月１日
広島市安芸区中野東七丁目4057番１
株式会社建機運輸
代表取締役　古屋　哲正

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	134,204
	固定資産	25,072
	合計	159,276
負純資産及び債のび部	流動負債	23,519
	固定負債	13,627
	株主資本	122,130
	資本金	3,000
	利益剰余金	119,130
	その他利益剰余金	119,130
	（うち当期純利益）	(20,921)
	合計	159,276

第 38 期 決 算 公 告

令和８年６月１日
広島市東区矢賀新町五丁目７番４号
株式会社ニチブツ
代表取締役　大上　正人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	196,832
	固定資産	353,428
	合計	550,260
負純資産及び債のび部	流動負債	147,888
	固定負債	163,180
	退職給付引当金	8,490
	株主資本	239,191
	資本金	40,000
	利益剰余金	199,191
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	189,191
	（うち当期純利益）	(14,213)
	合計	550,260

第 77 期 決 算 公 告

令和８年５月29日
岡山県倉敷市水江1575番地
中国化工株式会社
代表取締役社長　福本　直広

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,655,095
	固定資産	374,314
	合計	2,029,409
負純資産及び債のび部	流動負債	743,184
	固定負債	253,751
	株主資本	1,032,474
	資本金	75,000
	利益剰余金	957,474
	利益準備金	11,350
	その他利益剰余金	946,124
	（うち当期純利益）	(127,313)
	合計	2,029,409

第 52 期 決 算 公 告

令和８年５月15日
愛媛県松山市久万ノ台348番地１
株式会社フジ・アグリフーズ
代表取締役社長　河野　俊之

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	836,269
	固定資産	1,053,698
	合計	1,889,968
負純資産及び債のび部	流動負債	724,080
	固定負債	320,325
	株主資本	845,561
	資本金	10,000
	利益剰余金	835,561
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	833,061
	（うち当期純利益）	(86,424)
	合計	1,889,968

第 50 期 決 算 公 告

令和８年６月１日
山口県周南市晴海町７番21
株式会社徳山オイルクリーンセンター
代表取締役　長田　聖士

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	322,547
	固定資産	252,765
	合計	575,312
負純資産及び債のび部	流動負債	107,623
	固定負債	31,863
	株主資本	435,826
	資本金	28,000
	利益剰余金	407,826
	別途積立金	58,000
	その他利益剰余金	349,826
	（うち当期純利益）	(26,236)
	合計	575,312

第 1 期 決 算 公 告

令和８年５月25日
広島県府中市高木町1071番地
ＹＡＨＯ株式会社
代表取締役　安原　禎二

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	941
	固定資産	7,904
	合計	8,846
負純資産及び債のび部	流動負債	104
	固定負債	9,173
	株主資本	△ 431
	資本金	0
	利益剰余金	△ 431
	その他利益剰余金	△ 431
	（うち当期純損失）	(431)
	合計	8,846

第 8 期 決 算 公 告

令和８年６月１日
福岡県行橋市西宮市二丁目13番１号
株式会社ベスタクト・ソリューションズ
代表取締役社長　林　芳治

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,154,671
	固定資産	422,889
	資産合計	2,577,560
負純資産及び債のび部	流動負債	801,542
	固定負債	139,619
	株主資本	1,636,399
	資本金	100,000
	資本剰余金	862,602
	利益剰余金	673,797
	その他利益剰余金	673,797
	（うち当期純利益）	(280,927)
	負債・純資産合計	2,577,560

第 60 期決算公告

2026年５月29日
福岡県筑紫野市大字俗明院１番地の１
株式会社福岡ヤクルト工場
代表取締役社長　太江田和年

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	916,950
	固定資産	2,480,469
	資産合計	3,397,419
負純資産及び債のび部	流動負債	734,632
	賞与引当金	105,662
	固定負債	525,083
	株主資本	2,137,704
	資本金	70,000
	資本剰余金	726,951
	利益剰余金	1,340,753
	利益準備金	17,500
	その他利益剰余金	1,323,253
	（うち当期純利益）	(38,179)
	負債・純資産合計	3,397,419

第 68 期決算公告

令和８年５月31日
高知県南国市蛍が丘二丁目３番地４
高知ダイハツ販売株式会社
代表取締役　本間　博文

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,152,830
	固定資産	2,725,894
	合計	8,878,724
負純資産及び債のび部	流動負債	6,568,264
	固定負債	398,213
	株主資本	1,900,492
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,870,492
	その他利益剰余金	1,870,492
	（うち当期純利益）	(225,993)
	評価・換算差額等	11,755
	その他有価証券評価差額金	11,755
	合計	8,878,724

第 16 期 決 算 公 告

2026年６月１日
鹿児島県鹿児島市中央町25番２号
株式会社ニチレイアグリ
代表取締役社長　松田　哲

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	81,667
	固定資産	254
	合計	81,921
負純資産及び債のび部	流動負債	48,572
	固定負債	74,000
	株主資本	△40,650
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	△90,650
	その他利益剰余金	△90,650
	（うち当期純利益）	(4,406)
	合計	81,921

第 23 期 決 算 公 告

令和８年５月29日
宮崎県児湯郡川南町大字川南4621番地１
みやざきバイオマスリサイクル株式会社
代表取締役社長　山下　壽

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,368,726
	固定資産	10,943,819
	資産合計	12,312,545
負純資産及び債のび部	流動負債	580,980
	固定負債	8,136,170
	株主資本	3,595,394
	資本金	100,000
	利益剰余金	3,495,394
	その他利益剰余金	3,495,394
	（うち当期純利益）	(131,545)
	負債・純資産合計	12,312,545

第 19 期決算公告

2026年６月１日
福岡県宗像市王丸415番地１
株式会社キューレイ
代表取締役社長　若松　新吾

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,053,279
	固定資産	10,350,128
	合計	13,403,408
負純資産及び債のび部	流動負債	2,990,976
	（役員賞与引当金）	(1,640)
	固定負債	6,193,833
	（退職給付引当金）	(223,758)
	株主資本	4,218,597
	資本金	10,000
	利益剰余金	4,208,597
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	4,206,097
	（うち当期純利益）	(334,450)
	合計	13,403,408

第 10 期決算公告　令和８年６月１日
東京都世田谷区玉川二丁目14番７号
ツインシティーＳ３階
中央ライズアクロスグループ内
Rubrik Japan株式会社
代表取締役　フィリス・シワー・リウ
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	429,597
	固定資産	15,580
	資産合計	445,177
負純資債産及のび部	流動負債	278,089
	有給休暇引当金	32,936
	賞与引当金	21,283
	株主資本	167,088
	資本金	0
	利益剰余金	167,088
	その他利益剰余金	167,088
	（うち当期純利益）	(36,929)
	負債・純資産合計	445,177

第 59 期決算公告　2026年６月１日
埼玉県川口市戸塚南２－１－40
株式会社テラヤマ
代表取締役社長　寺山　樹生
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	800
	固定資産	728
	合計	1,529
負純資債産及のび部	流動負債	660
	（賞与引当金）	(10)
	固定負債	537
	（退職給付引当金）	(17)
	株主資本	331
	資本金	80
	利益剰余金	251
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	248
	（うち当期純利益）	(74)
	合計	1,529

第 39 期決算公告
令和８年５月29日
沖縄県那覇市宮城一丁目14番25号
株式会社ゼンリンインターマップ
代表取締役　大嶺　香
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	333,395
	固定資産	420,884
	資産合計	754,279
負純資債産及のび部	流動負債	180,999
	固定負債	171,766
	株主資本	401,513
	資本金	60,000
	利益剰余金	341,513
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	326,513
	（うち当期純利益）	(63,641)
	負債・純資産合計	754,279

第 31 期決算公告　令和８年６月１日
東京都青梅市末広町２丁目９番地１
日野グローバルロジスティクス株式会社
代表取締役社長　山根　良和
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,064,533
	固定資産	749,464
	合計	3,813,997
負純資債産及のび部	流動負債	2,587,005
	固定負債	191,103
	株主資本	1,035,887
	資本金	50,000
	利益剰余金	985,887
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	973,387
	（うち当期純利益）	(537,716)
	合計	3,813,997

第 5 期決算公告
令和８年６月１日
東京都港区芝浦三丁目１番21号
株式会社ゲート・ワン
代表取締役社長ＣＥＯ　藏田　一郎
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	5,033
	固定資産	12,149
	資産合計	17,182
負純資債産及のび部	流動負債	5,292
	固定負債	8,401
	株主資本	3,489
	資本金	495
	資本剰余金	495
	資本準備金	495
	利益剰余金	2,499
	その他利益剰余金	2,499
	（うち当期純利益）	(2,499)
	負債・純資産合計	17,182

第 29 期決算公告　令和８年６月１日
東京都新宿区西新宿三丁目６番11号
エスシーエスピー株式会社
代表取締役　髙橋　幸二
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,944,140
	固定資産	168,354
	資産合計	2,112,494
負純資債産及のび部	流動負債	877,488
	固定負債	95,339
	株主資本	1,139,667
	資本金	40,000
	資本剰余金	49,308
	その他資本剰余金	49,308
	利益剰余金	1,050,358
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,040,358
	（うち当期純利益）	(182,612)
	負債・純資産合計	2,112,494

第７期決算公告　令和８年６月１日
東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番１号
株式会社ジルサンダージャパン
代表取締役　横溝　知将
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	4,688
	固定資産	2,873
	資産合計	7,561
負純資債産及のび部	流動負債	5,097
	固定負債	389
	株主資本	2,075
	資本金	100
	資本剰余金	1,549
	資本準備金	100
	その他資本剰余金	1,449
	利益剰余金	426
	その他利益剰余金	426
	（うち当期純利益）	(7)
	負債・純資産合計	7,561

第 26 期決算公告
令和８年６月１日
東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番１号
株式会社マルニジャパン
代表取締役　横溝　知将
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	4,045
	固定資産	1,242
	資産合計	5,287
負純資債産及のび部	流動負債	2,193
	固定負債	149
	株主資本	2,945
	資本金	99
	資本剰余金	1,042
	資本準備金	1,042
	利益剰余金	1,804
	その他利益剰余金	1,804
	（うち当期純利益）	(26)
	負債・純資産合計	5,287

第 9 期決算公告
令和８年６月１日
東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番１号
株式会社マルジェラジャパン
代表取締役　横溝　知将
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	10,359
	固定資産	2,786
	資産合計	13,145
負純資債産及のび部	流動負債	9,576
	固定負債	163
	株主資本	3,406
	資本金	100
	資本剰余金	815
	資本準備金	815
	利益剰余金	2,491
	その他利益剰余金	2,491
	（うち当期純利益）	(471)
	負債・純資産合計	13,145

第 34 期決算公告
令和８年６月１日
東京都目黒区三田一丁目13番２号
株式会社
ザ・クラブ・アット・エビスガーデン
代表取締役社長　室田　健志
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	110,339
	固定資産	301,925
	合計	412,265
負純資債産及のび部	流動負債	71,770
	固定負債	284,893
	株主資本	55,601
	資本金	200,000
	利益剰余金	△144,398
	利益準備金	10,250
	その他利益剰余金	△154,648
	（うち当期純利益）	(871)
	合計	412,265

第 12 期決算公告
令和８年６月１日
東京都中央区銀座六丁目10番１号
ＧＩＮＺＡ　ＳＩＸリテール
マネジメント株式会社
代表取締役社長　山崎　敏子
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,880,328
	固定資産	604
	資産合計	8,880,932
負純資債産及のび部	流動負債	8,758,992
	株主資本	121,940
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	71,940
	その他利益剰余金	71,940
	（うち当期純利益）	(2,721)
	負債・純資産合計	8,880,932

第 31 期決算公告　令和８年６月１日
東京都渋谷区広尾一丁目３番１号
株式会社ノンストレス
代表取締役　坂野　尚子
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	376,047
	固定資産	198,080
	資産合計	574,127
負純資債産及のび部	流動負債	347,058
	固定負債	293,987
	株主資本	△66,919
	資本金	10,000
	利益剰余金	△76,919
	その他利益剰余金	△76,919
	（うち当期純利益）	(4,681)
	負債・純資産合計	574,127

第 37 期決算公告　令和８年６月１日
東京都豊島区西池袋１丁目１番25号
株式会社東武キャリアサービス
代表取締役　紫桃　満之
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	608,891
	固定資産	14,155
	資産合計	623,047
負債及び純資産の部	流動負債	164,453
	(賞与引当金)	(13,980)
	固定負債	4,518
	(退職給付引当金)	(4,518)
	株主資本	454,075
	資本金	10,000
	利益剰余金	444,075
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	441,575
	(うち当期純利益)	(38,311)
	負債・純資産合計	623,047

第 39 期決算公告
令和８年６月１日
東京都板橋区赤塚四丁目37番８号
日章工業株式会社
代表取締役　井上　和人
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	47,931
	固定資産	3,216
	合計	51,147
負債及び純資産の部	流動負債	13,668
	株主資本	37,479
	資本金	10,000
	利益剰余金	27,479
	その他利益剰余金	27,479
	合計	51,147

(注)　当期純利益　470千円

第 15 期決算公告　令和８年６月１日
東京都品川区東品川四丁目10番１号
エグザスファシリティサービス株式会社
代表取締役社長　室田　健志
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	218,612
	固定資産	7,538
	合計	226,151
負債及び純資産の部	流動負債	65,166
	(賞与引当金)	(12,615)
	株主資本	160,985
	資本金	20,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	5,000
	その他資本剰余金	25,000
	利益剰余金	110,985
	その他利益剰余金	110,985
	(うち当期純利益)	(35,285)
	合計	226,151

第 45 期決算公告　令和８年５月21日
東京都千代田区神田和泉町１番１―16
ゲイトウェイ・コンピュータ株式会社
代表取締役社長　林　　秀一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,162,265
	固定資産	155,721
	合計	1,317,987
負債及び純資産の部	流動負債	703,184
	固定負債	278,150
	株主資本	336,652
	資本金	47,250
	利益剰余金	289,402
	(利益準備金)	(11,812)
	(その他利益剰余金)	(277,589)
	(うち当期純利益)	(78,380)
	合計	1,317,987

第 66 期決算公告　令和８年３月23日
東京都品川区北品川５－１－18
住友不動産大崎ツインビル東館15階
イリス株式会社
代表取締役社長　マックス・イリス
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	922,366
	資産合計	922,366
負債及び純資産の部	流動負債	545
	株主資本	921,821
	資本金	100,000
	資本剰余金	200,000
	資本準備金	200,000
	利益剰余金	621,821
	利益準備金	13,960
	その他利益剰余金	607,861
	(うち当期純損失)	(1,425)
	負債・純資産合計	922,366

第 3 期決算公告
令和８年６月１日
東京都板橋区板橋一丁目25番１号
グラードシステム株式会社
代表取締役　萩谷　一巳
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	35,162,565
	固定資産	250,000
	資産合計	35,412,565
負債及び純資産の部	流動負債	8,250,120
	負債合計	8,250,120
	株主資本	27,162,445
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	26,162,445
	その他利益剰余金	26,162,445
	(うち当期純利益)	(15,595,725)
	純資産合計	27,162,445
	負債・純資産合計	35,412,565

第 5 期決算公告　令和８年４月３日
東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号
エヌビービーアルメリアリース株式会社
代表取締役　東　　正憲
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,300
	固定資産	8,417,151
	資産合計	8,420,451
負債及び純資産の部	流動負債	423,291
	固定負債	7,994,908
	株主資本	2,252
	資本金	3,000
	利益剰余金	△748
	その他利益剰余金	△748
	(うち当期純損失)	(115)
	負債・純資産合計	8,420,451

第 15 期決算公告　令和８年６月１日
東京都港区六本木６丁目10番１号
株式会社ポケモンセンター
代表取締役社長　上郷　頼臣
貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,973
	固定資産	2
	資産合計	3,976
負債及び純資産の部	流動負債	1,725
	負債合計	1,725
	株主資本	2,251
	資本金	8
	利益剰余金	2,243
	その他利益剰余金	2,243
	(うち当期純利益)	(370)
	純資産合計	2,251
	負債・純資産合計	3,976

第 32 期決算公告
令和８年５月29日
東京都世田谷区喜多見７丁目35番24号
株式会社日産ピーズフィールドクラフト
代表取締役　金田　祐介
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	226,466
	固定資産	11,682
	資産合計	238,148
負債及び純資産の部	流動負債	184,288
	固定負債	―
	株主資本	53,860
	資本金	20,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	23,860
	その他利益剰余金	23,860
	(うち当期純利益)	(13,686)
	負債・純資産合計	238,148

第 5 期決算公告　令和８年４月３日
東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号
エヌビービーハリファクスリース株式会社
代表取締役　東　　正憲
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,930
	固定資産	8,222,025
	資産合計	8,224,955
負債及び純資産の部	流動負債	430,753
	固定負債	7,792,263
	株主資本	1,939
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,061
	その他利益剰余金	△1,061
	(うち当期純損失)	(118)
	負債・純資産合計	8,224,955

第 13 期決算公告　令和８年４月３日
東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号
エヌビービーダラムリース株式会社
代表取締役　東　　正憲
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	409,444
	固定資産	13,553,429
	資産合計	13,962,873
負債及び純資産の部	流動負債	1,192,886
	固定負債	12,768,489
	株主資本	1,498
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,502
	その他利益剰余金	△1,502
	(うち当期純損失)	(118)
	負債・純資産合計	13,962,873

第 9 期決算公告　令和８年４月３日
東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号
エヌビービースノードンリース株式会社
代表取締役　東　　正憲
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	355,796
	固定資産	19,320,280
	資産合計	19,676,076
負債及び純資産の部	流動負債	1,282,552
	固定負債	18,391,258
	株主資本	2,266
	資本金	3,000
	利益剰余金	△734
	その他利益剰余金	△734
	(うち当期純損失)	(125)
	負債・純資産合計	19,676,076

第 18 期 決 算 公 告

2026年６月１日
東京都港区西新橋二丁目38番５号
株式会社サニーフーズ
取締役社長　林　　隆治

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	350,542
	固定資産	404,027
	合計	754,569
負純資産及び債のび部	流動負債	588,693
	固定負債	14,980
	株主資本	150,102
	資本金	85,000
	資本剰余金	66,375
	資本準備金	66,375
	利益剰余金	△479
	その他利益剰余金	△479
	(うち当期純利益)	(115,261)
	合計	754,569

第 10 期決算公告　令和８年４月３日
東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号
エヌビービーボルソバーリース株式会社
代表取締役　東　　正憲

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	108,494
	固定資産	4,560,707
	資産合計	4,669,201
負純資産及び債のび部	流動負債	297,185
	固定負債	4,370,484
	株主資本	1,532
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,468
	その他利益剰余金	△1,468
	(うち当期純損失)	(115)
	負債・純資産合計	4,669,201

第７期決算公告　令和８年４月３日
東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号
エヌビービーベルファストリース株式会社
代表取締役　東　　正憲

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	469,998
	固定資産	13,303,630
	資産合計	13,773,628
負純資産及び債のび部	流動負債	1,167,269
	固定負債	12,604,434
	株主資本	1,925
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,075
	その他利益剰余金	△1,075
	(うち当期純損失)	(149)
	負債・純資産合計	13,773,628

第 38 期決算公告　令和８年６月１日
東京都千代田区神田神保町二丁目17番
丸善プラネット株式会社
代表取締役　池田　和博

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	114,305
	固定資産	64
	資産合計	114,370
負純資産及び債のび部	流動負債	27,704
	株主資本	86,665
	資本金	20,000
	利益剰余金	66,665
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	61,665
	(うち当期純利益)	(2,125)
	負債・純資産合計	114,370

第４期決算公告　2026年６月１日
東京都中央区晴海一丁目８番12号
東成マリン株式会社
代表取締役社長　矢野　　輝

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	83,197
	固定資産	2,361
	合計	85,558
負純資産及び債のび部	流動負債	11,424
	固定負債	6,390
	株主資本	67,744
	資本金	20,000
	利益剰余金	47,744
	(その他利益剰余金)	(47,744)
	(うち当期純利益)	(15,244)
	合計	85,558

第 20 期 決 算 公 告

2026年６月１日
東京都千代田区有楽町二丁目７番１号
有楽町駅前開発株式会社
代表取締役社長　小倉　隆豊

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	36,400
	固定資産	4,786
	資産合計	41,187
負純資産及び債のび部	流動負債	1,776
	株主資本	39,411
	資本金	29,100
	利益剰余金	10,311
	その他利益剰余金	10,311
	(うち当期純利益)	(173)
	負債・純資産合計	41,187

第 39 期決算公告　令和８年６月１日
東京都新宿区新宿六丁目27番56号
株式会社エムエム総研
代表取締役　萩原　張広

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,088,546
	固定資産	74,785
	資産合計	1,163,332
負純資産及び債のび部	流動負債	662,141
	(うち賞与引当金)	(47,473)
	固定負債	—
	株主資本	501,190
	資本金	100,000
	資本剰余金	17,379
	利益剰余金	383,811
	利益準備金	7,351
	その他利益剰余金	376,460
	(うち当期純利益)	(110,423)
	負債・純資産合計	1,163,332

第 10 期決算公告　令和８年４月24日
東京都千代田区神田駿河台二丁目１番地
ヒルクレスト御茶ノ水６階
株式会社ストレートエッジ
代表取締役　三木　一馬

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	360,406
	固定資産	278,182
	合計	638,589
負純資産及び債のび部	流動負債	88,945
	固定負債	50,674
	株主資本	498,970
	資本金	9,900
	利益剰余金	489,070
	利益準備金	4,950
	その他利益剰余金	484,120
	(うち当期純利益)	(74,491)
	合計	638,589

第 22 期決算公告　令和８年６月１日
東京都品川区東品川四丁目１番８号
あすか創建株式会社
代表取締役社長　齋藤　徹也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,019,513
	固定資産	3,159,943
	資産合計	10,179,456
負純資産及び債のび部	流動負債	3,430,345
	賞与引当金	338,001
	固定負債	46,387
	役員退職慰労引当金	46,387
	株主資本	6,665,335
	資本金	356,543
	資本剰余金	1,171,495
	利益剰余金	5,137,297
	(うち当期純利益)	(411,462)
	評価・換算差額等	37,387
	負債・純資産合計	10,179,456

第 42 期 決 算 公 告

令和８年６月１日
新潟県長岡市台町２丁目１番15号
株式会社原興産
代表取締役　小川　昌尚

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,012,364
	固定資産	1,021,195
	資産合計	4,033,560
負純資産及び債のび部	流動負債	277,967
	固定負債	20,243
	株主資本	3,735,349
	資本金	223,000
	資本剰余金	376,255
	資本準備金	376,255
	利益剰余金	3,136,093
	その他利益剰余金	3,136,093
	(うち当期純利益)	(192,689)
	負債・純資産合計	4,033,560

2026年２月期決算公告

2026年６月１日
新潟県上越市頸城区西福島28番地１
株式会社信越シリカ
代表取締役社長　村山　明人

貸借対照表の要旨
（2026年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	848,147
	固定資産	6,693
	資産合計	854,840
負純資産及び債のび部	流動負債	699,111
	固定負債	12,052
	株主資本	143,677
	資本金	30,000
	利益剰余金	113,677
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	106,177
	(うち当期純利益)	(9,844)
	負債・純資産合計	854,840

第５期決算公告　令和８年３月23日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
グラントウキョウサウスタワー
Workato株式会社
代表取締役　ヴィジャヤクマール・テラ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	142,758,207
	固定資産	159,986,331
	資産合計	302,744,538
負純資産及び債のび部	流動負債	166,459,765
	株主資本	136,284,773
	資本金	5,100,000
	利益剰余金	131,184,773
	その他利益剰余金	131,184,773
	(うち当期純利益)	(46,991,570)
	負債・純資産合計	302,744,538

第 55 期決算公告　2026年６月１日
福岡県北九州市門司区東港町４番２号
豊前久保田海運株式会社
代表取締役社長　矢野　輝
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	557,699
	固定資産	3,569,120
	合計	4,126,819
負債及び純資産の部	流動負債	336,479
	固定負債	3,647,997
	株主資本	142,343
	資本金	10,000
	資本剰余金	5,000
	（資本準備金）	(5,000)
	利益剰余金	127,343
	（利益準備金）	(100)
	（その他利益剰余金）	(127,243)
	（うち当期純損失）	(3,633)
	合計	4,126,819

第 37 期決算公告　2026年５月28日
香川県高松市多肥下町1516番地１
四国ノーミ株式会社
代表取締役　山下　博敏
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,168,022
	固定資産	182,405
	資産合計	2,350,427
負債及び純資産の部	流動負債	231,764
	固定負債	4,760
	株主資本	2,113,903
	資本金	20,000
	利益剰余金	2,093,903
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	2,088,903
	（うち当期純利益）	(165,099)
	負債・純資産合計	2,350,427

第 63 期決算公告　令和８年６月１日
名古屋市熱田区一番二丁目１番43号
菱和エアコン株式会社
代表取締役　櫻本　真巳
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,707,527
	固定資産	632,984
	合計	2,340,511
負債及び純資産の部	流動負債	305,955
	固定負債	113,306
	株主資本	1,832,476
	資本金	40,000
	資本剰余金	40,000
	利益剰余金	1,752,476
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,742,476
	（うち当期純利益）	(73,405)
	評価・換算差額等	88,772
	合計	2,340,511

第 43 期決算公告　令和８年５月29日
東京都港区浜松町１丁目17番４号
昌立地所株式会社
代表取締役　千葉　直人
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	212,614
	固定資産	53,320
	合計	265,934
負債及び純資産の部	流動負債	46,435
	固定負債	16,152
	株主資本	203,347
	資本金	92,000
	資本剰余金	26,974
	資本準備金	26,974
	利益剰余金	84,373
	その他利益剰余金	84,373
	（うち当期純利益）	(13,677)
	合計	265,934

第 31 期決算公告
令和８年５月29日
東京都港区港南二丁目７番19号
一般社団法人東京食肉市場協会
代表理事　小川　晃弘
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	133,924
	固定資産	30,899
	合計	164,823
負債及び正味財産の部	流動負債	82,071
	固定負債	20,779
	負債合計	102,850
	一般正味財産	61,973
	正味財産合計	61,973
	合計	164,823

第 40 期決算公告　2026年６月１日
大分県大分市松原町３丁目１番11号
イースタンマリンシステム株式会社
代表取締役社長　矢野　輝
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	479,313
	固定資産	987,157
	合計	1,466,470
負債及び純資産の部	流動負債	248,798
	（賞与引当金）	(24,589)
	固定負債	479,316
	（退職給付引当金）	(125,684)
	（特別修繕引当金）	(60,472)
	株主資本	738,356
	資本金	50,000
	利益剰余金	688,356
	（その他利益剰余金）	(688,356)
	（うち当期純利益）	(46,676)
	合計	1,466,470

第 29 期決算公告
令和８年６月１日
愛知県安城市上条町西荒井24番地
株式会社ムーンフェイス
代表取締役　阿部　卓郎
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	970,799
	固定資産	201,097
	合計	1,171,896
負債及び純資産の部	流動負債	54,353
	固定負債	83,338
	株主資本	1,034,205
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,024,205
	利益準備金	298
	その他利益剰余金	1,023,907
	（うち当期純利益）	(83,664)
	合計	1,171,896

第 13 期決算公告
令和８年５月29日
神奈川県川崎市幸区大宮町1310番
株式会社ローソンストア100
代表取締役　小栗　知義
貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,150
	固定資産	333
	合計	3,483
負債及び純資産の部	流動負債	3,371
	固定負債	667
	株主資本	△555
	資本金	99
	利益剰余金	△654
	その他利益剰余金	△654
	（うち当期純損失）	(431)
	合計	3,483

第 39 期決算公告
令和８年６月１日
神奈川県藤沢市藤沢484番地33
かながわ信用金庫藤沢営業部３階
トーシンビジネス株式会社
代表取締役　根岸　学
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	43,009
	固定資産	51,795
	合計	94,804
負債及び純資産の部	流動負債	7,713
	固定負債	1,400
	株主資本	85,691
	資本金	10,000
	利益剰余金	75,691
	利益準備金	6,180
	その他利益剰余金	69,511
	（うち当期純利益）	(6,925)
	合計	94,804

第 5 期決算公告
2026年６月１日　千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
イオンネクストデリバリー株式会社
代表取締役　笹本　和也
貸借対照表の要旨
（2026年２月28日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,814	流動負債	1,103
固定資産	715	（賞与引当金）	(196)
		固定負債	38
		株主資本	1,387
		資本金	100
		資本剰余金	1,076
		資本準備金	700
		その他資本剰余金	376
		利益剰余金	211
		その他利益剰余金	211
		（うち当期純利益）	(63)
資産合計	2,529	負債・純資産合計	2,529

第 7 期決算公告
2026年６月１日　千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
イオンネクスト株式会社
代表取締役　野澤　知広
貸借対照表の要旨（2026年２月28日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	9,544	流動負債	4,702
固定資産	56,435	（賞与引当金）	(217)
繰延資産	323	固定負債	118
		（契約損失引当金）	(77)
		株主資本	61,482
		資本金	100
		資本剰余金	79,970
		資本準備金	44,470
		その他資本剰余金	35,500
		利益剰余金	△18,588
		その他利益剰余金	△18,588
		（うち当期純損失）	(18,588)
資産合計	66,303	負債・純資産合計	66,303

第 4 期 決 算 公 告

令和８年６月１日　東京都千代田区神田須田町一丁目９番地

澁澤ワールドトランスポート株式会社

代表取締役社長　吉田　崇

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,807,710	流動負債	5,027,083
固定資産	861,997	固定負債	9,690
		株主資本	△2,373,995
		資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	75,000
		利益剰余金	△2,573,995
		その他利益剰余金	△2,573,995
		（うち当期純損失）	（417,970）
		評価・換算差額等	6,930
資産合計	2,669,708	負債・純資産合計	2,669,708

第 100 期 決 算 公 告

令和８年６月１日　東京都江東区新木場一丁目18番６号

株式会社ニッコクトラスト

代表取締役　高杉　篤陽

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,246,675	流動負債	3,270,991
固定資産	3,189,322	固定負債	1,437,846
		役員退職慰労引当金	60,662
		退職給付引当金	615,526
		株主資本	2,727,159
		資本金	99,998
		資本剰余金	2,707,514
		その他資本剰余金	2,707,514
		利益剰余金	433,971
		利益準備金	24,999
		その他利益剰余金	408,971
		（うち当期純利益）	（22,827）
		自己株式	△514,325
資産合計	7,435,997	負債・純資産合計	7,435,997

第 38 期 決 算 公 告

2026年６月１日　東京都中央区明石町６番４号

株式会社ニチレイ・アイス

代表取締役社長　北村　次郎

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	937,784	流動負債	948,005
固定資産	1,837,502	（役員賞与引当金）	（2,005）
		固定負債	319,914
		（退職給付引当金）	（59,219）
		（役員退職慰労引当金）	（2,925）
		株主資本	1,507,366
		資本金	20,000
		利益剰余金	1,487,366
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	1,482,366
		（うち当期純利益）	（27,591）
資産合計	2,775,286	負債・純資産合計	2,775,286

第 28 期 決 算 公 告

令和８年６月１日　東京都中央区日本橋大伝馬町５番地７

インターチップ株式会社

代表取締役　有吉　竜司

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,674,438	流動負債	283,835
固定資産	285,036	（うち賞与引当金）	（28,361）
		固定負債	70,412
		（うち退職給与引当金）	（51,012）
		株主資本	1,605,227
		資本金	82,500
		資本剰余金	7,500
		資本準備金	7,500
		利益剰余金	1,515,227
		利益準備金	24,570
		その他利益剰余金	1,490,657
		（うち当期純利益）	（338,178）
資産合計	1,959,475	負債・純資産合計	1,959,475

第 16 期 決 算 公 告

令和８年３月27日

東京都港区赤坂一丁目12番32号

株式会社ＬＣリアルマネジメント

代表取締役　本田　晃康

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	197,924	流動負債	28,444
固定資産	489,538	固定負債	616,594
		株主資本	42,424
		資本金	53,250
		法定準備金	52,714
		株式払込剰余金	43,250
		その他資本剰余金	9,464
		利益剰余金	△63,540
		圧縮積立金	138,509
		繰越利益剰余金	△202,049
		（うち当期純利益）	（15）
資産合計	687,463	負債・純資産合計	687,463

第 16 期 決 算 公 告

令和８年６月１日

東京都新宿区改代町２番地

株式会社ドラゴンフライエンタテインメント

代表取締役社長　鈴木　嘉弘

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,264,205	流動負債	1,490,227
固定資産	20,715	固定負債	1,119
		株主資本	794,052
		資本金	5,000
		利益剰余金	789,052
		その他利益剰余金	789,052
		（うち当期純利益）	（115,827）
		評価・換算差額等	△478
		その他有価証券評価差額金	△478
資産合計	2,284,920	負債・純資産合計	2,284,920

第 18 期 決 算 公 告

令和８年５月23日

石川県金沢市鞍月四丁目133番地ＫＣビル８階

マックスバリュ北陸株式会社

代表取締役　湊　博昭

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,818,350	流動負債	3,300,820
固定資産	2,196,781	固定負債	128,671
		株主資本	585,640
		資本金	100,000
		資本剰余金	527,121
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	502,121
		利益剰余金	△41,481
		その他利益剰余金	△41,481
		（うち当期純利益）	（213,985）
資産合計	4,015,131	負債・純資産合計	4,015,131

第 29 期 決 算 公 告

令和８年５月29日　横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号

株式会社日立ハイシステム21

代表取締役社長　佐竹　英夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,588	流動負債	4,522
固定資産	1,930	固定負債	2,318
		負債合計	6,840
		株主資本	3,677
		資本金	300
		資本剰余金	190
		資本準備金	100
		その他資本剰余金	90
		利益剰余金	3,187
		利益準備金	97
		その他利益剰余金	3,090
		（うち当期純利益）	（2,666）
		純資産合計	3,677
資産合計	10,518	負債・純資産合計	10,518

第 63 期 決 算 公 告

2026年６月１日

岐阜県岐阜市宇佐南４丁目１番14号
株式会社いえ・ＶＩＳＩＯＮ
代表取締役社長　伊藤　　敬

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,270,801	流動負債	809,555
固定資産	397,277	固定負債	40,163
		株主資本	803,188
		資本金	18,000
		資本剰余金	146,105
		資本準備金	7,825
		その他資本剰余金	138,280
		利益剰余金	639,083
		利益準備金	14,220
		その他利益剰余金	624,863
		（うち当期純損失）	（16,215）
		評価・換算差額等	15,170
資産合計	1,668,078	負債・純資産合計	1,668,078

第 58 期 決 算 公 告

2026年６月１日

岐阜県大垣市河間町１丁目60番地
イビケン株式会社
代表取締役社長　山村　範彦

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,589,628	流動負債	6,966,349
固定資産	1,613,639	固定負債	39,692
		株主資本	7,070,730
		資本金	96,000
		資本剰余金	56,691
		その他資本剰余金	56,691
		利益剰余金	6,918,038
		利益準備金	26,700
		その他利益剰余金	6,891,338
		（うち当期純利益）	（276,424）
		評価・換算差額等	126,495
資産合計	14,203,267	負債・純資産合計	14,203,267

第 17 期 決 算 公 告

2026年６月１日

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字丸田44番11
株式会社ニチレイウエルダイニング
代表取締役社長　橋山　暢祐

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	680,506	流動負債	151,371
固定資産	15,144	固定負債	64,857
		退職給付引当金	55,428
		役員退職慰労引当金	5,790
		株主資本	479,422
		資本金	100,000
		資本剰余金	300,000
		資本準備金	200,000
		その他資本剰余金	100,000
		利益剰余金	79,422
		その他利益剰余金	79,422
		（うち当期純利益）	（69,067）
資産合計	695,651	負債・純資産合計	695,651

第 70 期 決 算 公 告

2026年６月１日

岐阜県大垣市河間町３丁目55番地
イビデングリーンテック株式会社
代表取締役社長　伊藤宗太郎

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,571,011	流動負債	5,204,116
固定資産	1,476,472	固定負債	95,552
		株主資本	8,589,706
		資本金	300,000
		資本剰余金	3,140
		資本準備金	3,140
		利益剰余金	8,286,566
		利益準備金	71,860
		その他利益剰余金	8,214,706
		（うち当期純利益）	（1,627,273）
		評価・換算差額等	158,107
資産合計	14,047,483	負債・純資産合計	14,047,483

第 77 期 決 算 公 告

令和８年５月29日

大阪市中央区南本町１丁目７番15号
オリエント化学工業株式会社
取締役社長　髙橋　昭博

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	14,799,313	流動負債	1,602,251
固定資産	4,971,075	固定負債	65,646
繰延資産	65	引当金	294,439
		負債合計	1,962,336
		株主資本	17,808,117
		資本金	91,000
		資本剰余金	45,125
		利益剰余金	17,671,992
		（うち当期純利益）	（919,174）
		純資産合計	17,808,117
資産合計	19,770,453	負債・純資産合計	19,770,453

第 64 期 決 算 公 告

令和８年６月１日

京都府久世郡久御山町市田新珠城21番地１
株式会社松風プロダクツ京都
代表取締役　横田　一明

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	798,757	流動負債	208,622
固定資産	564,275	固定負債	34,710
		株主資本	1,119,699
		資本金	300,000
		資本剰余金	290,346
		資本準備金	276,000
		その他資本剰余金	14,346
		利益剰余金	529,352
		利益準備金	6,000
		その他利益剰余金	523,352
		（うち当期純利益）	（28,307）
資産合計	1,363,032	負債・純資産合計	1,363,032

第 57 期 決 算 公 告

令和８年６月１日　　広島市東区矢賀新町五丁目７番４号
株式会社ロジコム・アイ
代表取締役　小林　　雄

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,332,731	流動負債	1,319,856
固定資産	1,078,766	固定負債	516,280
有形固定資産	745,778	退職給付引当金	198,489
無形固定資産	4,033	負債合計	1,836,136
投資その他の資産	328,954	株主資本	575,361
		資本金	48,000
		利益剰余金	527,361
		利益準備金	12,000
		その他利益剰余金	515,361
		（うち当期純利益）	（166,362）
		純資産合計	575,361
資産合計	2,411,498	負債・純資産合計	2,411,498

第 11 期 決 算 公 告

令和８年６月１日

兵庫県尼崎市西向島町15番１
山村ロジスティクス株式会社
代表取締役社長　木下　友広

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,229,884	流動負債	1,202,300
固定資産	953,237	（役員賞与引当金）	（27,750）
		（訴訟損失引当金）	（21,130）
		固定負債	318,815
		（株式交付引当金）	（3,127）
		株主資本	1,662,006
		資本金	20,000
		利益剰余金	1,642,006
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	1,637,006
		（うち当期純利益）	（428,010）
資産合計	3,183,121	負債・純資産合計	3,183,121

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、伊那市コミュニティーカード協同組合は、令和八年五月三十一日より使用を終了するい～なちゃんカードにつきまして、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

〈払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号〉
伊那市コミュニティーカード協同組合

〈払い戻しを行う前払い式支払手段の種類〉
い～なちゃんカード

〈払い戻しの申出期間〉
令和八年六月一日午前八時三十分～令和八年九月二日午後五時三十分

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

〈お問い合わせ先〉
伊那市コミュニティーカード協同組合　事務局
〒三九六－八五八八
長野県伊那市中央四六〇五－八
電話〇二六五－七二－七〇〇〇
受付時間は午前八時三十分から午後五時三十分まで（土日祝祭日を除く）

第５期決算公告

令和８年６月１日

広島市東区矢賀新町五丁目７番４号
株式会社ロジコム
代表取締役　大上　正人

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,573,399	流動負債	6,373,128
固定資産	2,454,856	固定負債	664,935
有形固定資産	856,897	退職給付引当金	540,050
無形固定資産	831,741	株主資本	2,990,191
投資その他の資産	766,217	資本金	100,000
		利益剰余金	2,890,191
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	2,865,191
		（うち当期純利益）	（1,417,844）
資産合計	10,028,256	負債・純資産合計	10,028,256

第40期決算公告

2026年５月27日　千葉県船橋市西浦一丁目１番１号
船橋ファクトリーサービス株式会社
代表取締役社長　岡野　哲彦

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	356,436	流動負債	261,830
固定資産	53,387	賞与引当金	33,058
		固定負債	55,862
		退職給付引当金	54,118
		役員退任慰労引当金	1,743
		株主資本	92,131
		資本金	10,000
		利益剰余金	82,131
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	79,631
		（うち当期純利益）	（14,566）
資産合計	409,824	負債・純資産合計	409,824

第44期決算公告

令和８年６月１日

北海道函館市桔梗四丁目４番16号
北興通信株式会社
代表取締役会長　古木　真志

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	510,121,624	流動負債	421,318,744
固定資産	320,066,201	賞与引当金	12,000,000
		固定負債	42,887,000
		役員退職慰労引当金	42,887,000
		株主資本	365,982,081
		資本金	25,000,000
		利益剰余金	340,982,081
		利益準備金	400,000
		その他利益剰余金	340,582,081
		（うち当期純利益）	（32,871,501）
資産合計	830,187,825	負債・純資産合計	830,187,825

第10期決算公告

令和８年６月１日　東京都港区赤坂一丁目７番19号
ケアネットクリニカルリサーチオペレーションズ株式会社
代表取締役　川﨑　臣人

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	134,370	流動負債	15,414
固定資産	19,738	負債合計	15,414
		株主資本	138,694
		資本金	15,000
		利益剰余金	123,694
		その他利益剰余金	123,694
		（うち当期純損失）	（41,512）
		純資産合計	138,694
資産合計	154,108	負債・純資産合計	154,108

令和８年４月１日に商号をクレイス株式会社からケアネットクリニカルリサーチオペレーションズ株式会社に変更しております。

第21期決算公告

令和８年６月１日　東京都中央区銀座八丁目20番36号
ムサシ・フィールド・サポート株式会社
代表取締役　五島　眞一

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,970,895	流動負債	518,344
固定資産	466,589	賞与引当金	46,800
		その他	471,544
		固定負債	150,763
		役職退職慰労引当金	12,940
		その他	137,823
		株主資本	2,768,377
		資本金	50,000
		資本剰余金	11,727
		その他資本剰余金	11,727
		利益剰余金	2,706,649
		その他利益剰余金	2,706,649
		（うち当期純利益）	（443,461）
資産合計	3,437,484	負債・純資産合計	3,437,484

第27期決算公告

令和８年６月１日

東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番１号
株式会社スタッフインターナショナルジャパン
代表取締役　横溝　知将

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,129	流動負債	2,816
固定資産	1,257	固定負債	260
		株主資本	1,270
		資本金	440
		資本剰余金	350
		資本準備金	350
		利益剰余金	480
		その他利益剰余金	480
		（うち当期純損失）	（65）
		評価・換算差額等	40
		繰延ヘッジ損益	40
資産合計	4,386	負債・純資産合計	4,386

第17期決算公告

令和８年６月１日　東京都新宿区新宿２丁目12番８号
Ｓａｔｔ株式会社
代表取締役　川添　茂樹

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	150,338	流動負債	138,894
固定資産	7,106	負債合計	138,894
		株主資本	18,550
		資本金	45,000
		資本剰余金	15,000
		資本準備金	15,000
		利益剰余金	△41,449
		その他利益剰余金	△41,449
		（うち当期純損失）	（29,202）
		純資産合計	18,550
資産合計	157,444	負債・純資産合計	157,444

令和８年４月１日の吸収合併により解散いたしました。

第 10 期 決 算 公 告

令和８年３月23日　東京都品川区北品川５－１－18

株式会社イリス

代表取締役社長　マックス・イリス

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,925,296	流動負債	5,104,529
固定資産	303,627	賞与引当金	75,560
		固定負債	571,173
		退職給付引当金	90,403
		株主資本	401,983
		資本金	30,000
		資本剰余金	199,857
		資本準備金	199,857
		利益剰余金	172,126
		その他利益剰余金	172,126
		（うち当期純利益）	(112,878)
		評価・換算差額等	151,237
		繰延ヘッジ損益	151,237
資産合計	6,228,923	負債・純資産合計	6,228,923

第 86 期 決 算 公 告

令和８年５月28日　東京都中央区築地四丁目１番１号

株式会社松竹サービスネットワーク

代表取締役　鈴木太一郎

貸借対照表の要旨　（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	836,309	流動負債	352,838
固定資産	555,229	賞与引当金	16,332
		固定負債	174,672
		退職給付引当金	152,155
		株主資本	864,027
		資本金	100,000
		資本剰余金	40,000
		その他資本剰余金	40,000
		利益剰余金	724,027
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	699,027
		（うち当期純利益）	(100,919)
資産合計	1,391,538	負債・純資産合計	1,391,538

令和８年３月期決算公告

令和８年５月29日　東京都中央区日本橋室町四丁目１番６号

十全株式会社

代表取締役　平野　善繁

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,971,695	流動負債	4,860,271
固定資産	1,588,438	固定負債	167,441
		株主資本	3,244,572
		資本金	73,300
		資本剰余金	16,700
		資本準備金	16,700
		利益剰余金	3,154,572
		利益準備金	12,720
		その他利益剰余金	3,141,852
		（うち当期純利益）	(453,752)
		評価・換算差額等	287,848
		その他有価証券評価差額金	287,848
資産合計	8,560,134	負債・純資産合計	8,560,134

第 45 期 決 算 公 告

令和８年５月29日　東京都青梅市新町八丁目10番地の12

ティアックマニュファクチャリングソリューションズ株式会社

代表取締役社長　高山　　久

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	293,067	流動負債	134,616
固定資産	107,153	固定負債	61,579
		株主資本	204,025
		資本金	64,200
		資本剰余金	123,840
		資本準備金	101,790
		その他資本剰余金	22,050
		利益剰余金	15,985
		利益準備金	22,300
		その他利益剰余金	△6,315
		（うち当期純利益）	(4,790)
資産合計	400,220	負債・純資産合計	400,220

第 10 期 決 算 公 告

令和８年４月30日　東京都千代田区大手町一丁目１番１号
大手町パークビルディング７階

UiPath株式会社

代表取締役　イオナット・バレンティン・サス

貸借対照表の要旨　（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,597,237	流動負債	10,464,591
固定資産	931,792	賞与引当金	327,663
		固定負債	3,097,522
		退職給付引当金	372,397
		株主資本	966,917
		資本金	100,000
		資本剰余金	70,000
		資本準備金	70,000
		利益剰余金	796,917
		その他利益剰余金	796,917
		（うち当期純利益）	(796,902)
資産合計	14,529,030	負債・純資産合計	14,529,030

第 45 期 決 算 公 告

2026年６月１日　東京都渋谷区神南一丁目22番14号

タワーレコード株式会社

代表取締役社長　嶺脇　育夫

貸借対照表の要旨　（2026年２月28日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	20,836	流動負債	9,966
固定資産	5,058	固定負債	2,314
		退職給付引当金	2,064
		その他	250
		株主資本	13,613
		資本金	100
		資本剰余金	6,997
		資本準備金	6,520
		その他資本剰余金	477
		利益剰余金	6,570
		その他利益剰余金	6,570
		（うち当期純利益）	(2,156)
		自己株式	△54
資産合計	25,895	負債・純資産合計	25,895

第 70 期 決 算 公 告

2026年５月28日　石川県野々市市本町６丁目20番１号

株式会社ヤクルト北陸

代表取締役　松井裕一郎

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,616,789	流動負債	912,378
固定資産	1,194,311	固定負債	143,769
繰延資産	110	株主資本	1,754,920
		資本金	50,000
		資本剰余金	211,729
		資本準備金	161,729
		その他資本剰余金	50,000
		利益剰余金	1,493,190
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	1,488,190
		（うち当期純利益）	(22,230)
		評価・換算差額等	143
		有価証券評価差額金	143
資産合計	2,811,210	負債・純資産合計	2,811,210

第 19 期 決 算 公 告

令和８年５月29日　神奈川県横浜市西区高島１－２－８

株式会社京急イーエックスイン

取締役社長　安井　一敏

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,564,743	流動負債	994,022
固定資産	271,850	賞与引当金	41,474
		その他	952,548
		固定負債	60,975
		負債の部合計	1,054,998
		株主資本	1,781,596
		資本金	10,000
		利益剰余金	1,771,596
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	1,769,096
		（当期純利益）	(326,809)
		純資産の部合計	1,781,596
合計	2,836,594	合計	2,836,594

第 52 期 決 算 公 告

令和８年５月29日　東京都品川区東品川２丁目２番24号

上野エンジニアリング株式会社

代表取締役社長　吉澤　俊一

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	569,823	流動負債	242,861
固定資産	96,889	固定負債	45,087
有形固定資産	16,821	**負債合計**	**287,948**
無形固定資産	191	株主資本	376,917
投資その他の資産	79,877	資本金	60,000
		利益剰余金	316,917
		利益準備金	4,350
		その他利益剰余金	312,567
		（うち当期純利益）	(78,396)
		評価・換算差額等	1,847
		その他有価証券評価差額金	1,847
		純資産合計	**378,764**
資産合計	**666,712**	**負債・純資産合計**	**666,712**

第 31 期 決 算 公 告

令和８年６月１日　愛知県豊川市穂ノ原２丁目１番地

テクノス株式会社

代表取締役　山下　文章

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,061,835	流動負債	1,813,422
固定資産	3,592,760	工事損失引当金	141,407
		賞与引当金	88,681
		固定負債	4,047
		退職給与引当金	3,920
		株主資本	7,837,689
		資本金	470,000
		資本剰余金	437,574
		利益剰余金	6,930,115
		（うち当期純利益）	(348,721)
		評価・換算差額等	△564
資産合計	**9,654,596**	**負債・純資産合計**	**9,654,596**

第 59 期決算公告

令和８年５月29日
大阪市淀川区新高１丁目３番８号

東神商事株式会社

代表取締役　小寺　新吉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	915,615
	固定資産	2,421,004
	合計	**3,336,619**
負債及び純資産の部	流動負債	120,980
	固定負債	7,219,364
	株主資本	△4,003,725
	資本金	45,000
	資本剰余金	49,999
	資本準備金	49,999
	利益剰余金	△4,098,725
	利益準備金	16,250
	その他利益剰余金	△4,114,975
	（うち当期純利益）	(8,892)
	合計	**3,336,619**

第 6 期 決 算 公 告

2026年６月１日　千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１

イオンスマートテクノロジー株式会社

代表取締役　太田　卓也

貸借対照表の要旨　（2026年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,392,553	流動負債	20,994,845
固定資産	34,347,257	（うち賞与引当金）	(208,094)
		固定負債	7,977,525
		負債合計	**28,972,371**
		株主資本	12,767,438
		資本金	6,990,000
		資本剰余金	9,387,625
		資本準備金	6,990,000
		その他資本剰余金	2,397,625
		利益剰余金	△3,610,186
		その他利益剰余金	△3,610,186
		純資産合計	**12,767,438**
資産合計	**41,739,810**	**負債・純資産合計**	**41,739,810**

損益計算書の要旨
（自　2025年３月１日　至　2026年２月28日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収入	48,384,972
営業原価	45,494,738
営業総利益	2,890,234
販売費及び一般管理費	1,693,544
営業利益	1,196,689
営業外収益	26,497
営業外費用	395,455
経常利益	827,730
税引前当期純利益	827,730
法人税、住民税及び事業税	442,833
法人税等調整額	△486,771
当期純利益	871,669

第 44 期決算公告

2026年６月１日
大阪市淀川区西宮原二丁目２番22号

ライフ興産株式会社

代表取締役　林　正樹

貸借対照表の要旨(2026年２月28日現在)

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	121,904
	固定資産	1,666
	合計	**123,571**
負債及び純資産の部	流動負債	47,027
	賞与引当金	2,352
	その他	44,675
	株主資本	76,543
	資本金	10,000
	利益剰余金	66,543
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	64,043
	（うち当期純利益）	(6,485)
	合計	**123,571**

第 66 期 決 算 公 告

令和８年６月１日　千葉市中央区末広１丁目17番７号

ダイハツ千葉販売株式会社

代表取締役　近藤　治郎

貸借対照表の要旨(令和８年３月31日現在)(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	32,480	流動負債	32,835
固定資産	12,750	（賞与引当金）	(396)
		固定負債	1,657
		（退職給付引当金）	(1,602)
		株主資本	10,738
		資本金	229
		資本剰余金	296
		資本準備金	256
		その他資本剰余金	40
		利益剰余金	10,211
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	10,212
資産合計	**45,230**	**負債・純資産合計**	**45,230**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	39,366
売上原価	29,647
売上総利益	9,719
販売費及び一般管理費	7,915
営業利益	1,803
営業外収益	196
営業外費用	455
経常利益	1,543
特別利益	10
特別損失	0
税引前当期純利益	1,554
法人税、住民税及び事業税	489
法人税等調整額	△26
当期純利益	1,092

第 62 期 決 算 公 告

令和８年５月29日
大阪市中央区北浜三丁目１番18号

島興産株式会社

代表取締役社長　島　公志

貸借対照表の要旨(令和８年３月31日現在)

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,766
	固定資産	2,153
	合計	**5,919**
負債及び純資産の部	流動負債	110
	固定負債	731
	株主資本	5,077
	資本金	120
	利益剰余金	4,957
	利益準備金	30
	その他利益剰余金	4,927
	（うち当期純利益）	(169)
	合計	**5,919**

第 22 期 決 算 公 告

令和８年５月29日
東京都千代田区九段南二丁目３番14号

アルフレッサメディカルサービス株式会社

代表取締役社長　塩田　保

貸借対照表の要旨(令和８年３月31日現在)(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	31,383	流動負債	29,343
固定資産	753	賞与引当金	201
		その他	29,141
		固定負債	54
		株主資本	2,738
		資本金	450
		資本剰余金	450
		資本準備金	450
		利益剰余金	1,838
		その他利益剰余金	1,838
資産合計	**32,137**	**負債・純資産合計**	**32,137**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	80,846
売上原価	74,081
売上総利益	6,765
販売費及び一般管理費	6,505
営業利益	259
営業外収益	23
営業外費用	5
経常利益	278
特別損失	1
税引前当期純利益	276
法人税、住民税及び事業税	89
当期純利益	187

第 36 期 決 算 公 告

2026年６月１日

大阪市中央区心斎橋筋一丁目７番１号

株式会社大丸松坂屋友の会

代表取締役　山中　潤二

貸借対照表の要旨

（2026年２月28日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	36,053	流動負債	37,964
固定資産	3,860	**負債合計**	**37,964**
		株主資本	1,950
		資本金	100
		資本剰余金	70
		その他資本剰余金	70
		利益剰余金	1,780
		利益準備金	28
		その他利益剰余金	1,751
		純資産合計	**1,950**
資産合計	**39,914**	**負債・純資産合計**	**39,914**

損益計算書の要旨

（自　2025年３月１日　至　2026年２月28日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,391
売上総利益	1,391
販売費及び一般管理費	1,850
営業損失	459
営業外収益	2,594
営業外費用	1,889
経常利益	244
税引前当期純利益	244
法人税、住民税及び事業税	198
法人税等調整額	△ 187
当期純利益	234

第８期決算公告

令和８年５月27日

兵庫県尼崎市西向島町111番地

株式会社ワイティエフ

代表取締役社長　内山　一郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	139,773
	固定資産	782,413
	合計	**922,186**
負債及び純資産の部	流動負債	935,352
	固定負債	1,370,411
	株主資本	△1,383,577
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△1,583,577
	その他利益剰余金	△1,583,577
	（うち当期純損失）	(235,509)
	合計	**922,186**

第７期決算公告

令和８年６月１日

北海道江別市工栄町27番地の３

株式会社江別ストア

代表取締役　金森　慎二

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	238,127
	固定資産	17,701
	繰延資産	6,255
	合計	**262,084**
負債及び純資産の部	流動負債	211,332
	株主資本	50,752
	資本金	6,000
	利益剰余金	44,752
	その他利益剰余金	44,752
	（うち当期純損失）	(26,525)
	合計	**262,084**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の運営する食品、日用品等の販売を営む小売店の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月一日

北海道江別市工栄町二七番地の三

（甲）株式会社江別ストア

代表取締役　金森　慎二

北海道江別市野幌若葉町四六番地の一六二

（乙）有限会社シーアンドハイ

代表取締役　春木　英雄

第 66 期 決 算 公 告

令和８年５月27日

兵庫県南あわじ市中条中筋1020番地

淡路紙工株式会社

代表取締役社長　田上　昌樹

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	159,182
	固定資産	161,487
	合計	**320,669**
負債及び純資産の部	流動負債	235,993
	固定負債	0
	株主資本	84,676
	資本金	90,000
	利益剰余金	△5,324
	その他利益剰余金	△5,324
	（うち当期純利益）	(10,157)
	合計	**320,669**

第７期決算公告

令和８年６月１日

札幌市南区真駒内本町七丁目１番１号

株式会社石山商店

代表取締役　加賀谷　元

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	66,646
	固定資産	9,494
	繰延資産	761
	合計	**76,903**
負債及び純資産の部	流動負債	177,579
	株主資本	△100,676
	資本金	4,000
	利益剰余金	△104,676
	その他利益剰余金	△104,676
	（うち当期純損失）	(13,527)
	合計	**76,903**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の運営する食品、日用品等の販売を営む小売店の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月一日

札幌市南区真駒内本町七丁目一番一号

（甲）株式会社石山商店

代表取締役　加賀谷　元

札幌市南区常盤二条二丁目六番三号

（乙）有限会社まるかつ商事

代表取締役　木藤　正孝

第 49 期決算公告

令和８年５月29日

兵庫県尼崎市北大物町16番55号

近畿システム管理株式会社

代表取締役　中村　茂樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	641,217
	固定資産	118,479
	合計	**759,696**
負債及び純資産の部	流動負債	232,233
	株主資本	527,463
	資本金	30,000
	利益剰余金	497,463
	利益準備金	7,500
	繰越利益剰余金	489,963
	（うち当期純利益）	(67,606)
	合計	**759,696**

第 14 期 決 算 公 告

令和８年６月１日

宮城県仙台市青葉区国分町二丁目２－２東芝仙台ビル１Ｆ

株式会社ラッキーオレンジボックス

代表取締役　舘内　亨太

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,596
	固定資産	1,937
	合計	**14,533**
負債及び純資産の部	流動負債	4,700
	固定負債	3,834
	株主資本	5,999
	資本金	3,300
	利益剰余金	2,699
	その他利益剰余金	2,699
	（うち当期純利益）	(3,573)
	合計	**14,533**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し二百三十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月二日であり、株主総会の決議は、令和八年五月十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月一日

宮城県仙台市青葉区国分町二丁目二―二東芝仙台ビル一Ｆ

株式会社ラッキーオレンジボックス

代表取締役　舘内　亨太

第 49 期決算公告

令和８年５月27日

徳島県阿波市阿波町西長峰２番地13

株式会社サンコー

代表取締役社長　田上　昌樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,279,423
	固定資産	3,417,199
	合計	**4,696,622**
負債及び純資産の部	流動負債	1,930,378
	固定負債	803,996
	株主資本	1,962,248
	資本金	65,000
	資本剰余金	5,085,226
	資本準備金	84,085
	その他資本剰余金	5,001,141
	利益剰余金	△3,187,978
	その他利益剰余金	△3,187,978
	（うち当期純損失）	(404,628)
	合計	**4,696,622**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千五百九十七万七百三十七円減少し一億円とし、一億二千五百九十七万七百三十七円全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月九日であり、株主総会の決議は、令和八年五月八日終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月一日

東京都千代田区神田神保町一丁目四―六
六クロサワビル七階
株式会社ＷＡＮＤＹ
代表取締役　石川　倉三

決算公告

令和８年６月１日
東京都千代田区神田神保町一丁目４―６
クロサワビル７階
株式会社ＷＡＮＤＹ
代表取締役　石川　倉三

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	233,506
	固定資産	23,092
	合計	256,598
負債及び純資産の部	流動負債	138,962
	固定負債	66,980
	株主資本	50,655
	資本金	225,970
	資本剰余金	195,115
	資本準備金	195,115
	利益剰余金	△370,430
	その他利益剰余金	△370,430
	（うち当期純利益）	（△286,600）
	合計	256,598

第47期決算公告　令和８年６月１日

熊本市北区高平３丁目43番11号
タイヘイテクノス株式会社
代表取締役　野口　和隆

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	4,893
	固定資産	3,394
	合計	8,286
負債及び純資産の部	流動負債	4,019
	固定負債	328
	株主資本	3,939
	資本金	62
	利益剰余金	3,877
	利益準備金	16
	その他利益剰余金	3,862
	（うち当期純利益）	（274）
	合計	8,286

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二〇一〇万円減少し九〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月一日

岐阜県各務原市成清町三丁目六三番地
株式会社ＹｕＹｕ
代表取締役　和田　昇龍

決　算　公　告

令和８年６月１日
岐阜県各務原市成清町三丁目63番地
株式会社ＹｕＹｕ
代表取締役　和田　昇龍

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	21,014
	固定資産	5,689
	合計	26,704
負債及び純資産の部	流動負債	6,093
	株主資本	20,610
	資本金	900
	利益剰余金	19,710
	その他利益剰余金	19,710
	（うち当期純利益）	（1,533）
	合計	26,704

第104期決算公告

令和８年６月１日

東京都千代田区内幸町２丁目２番３号
一般社団法人電気倶楽部
代表理事　稲村　純三

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	690,535
	固定資産	6,594,771
	合計	7,285,306
負債及び正味財産の部	流動負債	80,226
	固定負債	297,374
	負債合計	377,599
	一般正味財産	6,907,706
	正味財産合計	6,907,706
	合計	7,285,306

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＳｈｉｍｉｚｕ株式会社（住所岐阜県岐阜市天池二丁目一〇番一号）に対して当社のホールディングス事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月一日

岐阜県岐阜市天池二丁目一〇番一号
Ｓｈｉｍｉｚｕ　ＨＤ株式会社
代表取締役　志水　源吉

第２期決算公告　令和８年６月１日

岐阜県岐阜市天池二丁目10番１号
Ｓｈｉｍｉｚｕ　ＨＤ株式会社
代表取締役　志水　源吉

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	22,763
	固定資産	294,704
	資産合計	317,468
負債及び純資産の部	流動負債	12,331
	固定負債	113,218
	株主資本	191,917
	資本金	10,000
	資本剰余金	180,956
	その他資本剰余金	180,956
	利益剰余金	961
	その他利益剰余金	961
	（うち当期純利益）	（1,424）
	負債・純資産合計	317,468

第42期決算公告　令和８年５月18日

札幌市中央区南三条東三丁目18番地
エイジス北海道株式会社
代表取締役社長　佐藤　友助

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	841,285
	固定資産	467,517
	合計	1,308,802
負債及び純資産の部	流動負債	232,377
	固定負債	20,000
	株主資本	1,056,425
	資本金	22,000
	利益剰余金	1,196,381
	利益準備金	6,242
	その他利益剰余金	1,190,139
	（うち当期純利益）	（115,160）
	自己株式	△161,956
	合計	1,308,802

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換により増加する予定の資本準備金の額を八億五千八百七十七万九千三百六十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月一日

愛知県知立市西町宮腰三五番地
渡辺工業株式会社
代表取締役　渡邊　英美

第58期決算公告

令和８年６月１日
愛知県知立市西町宮腰35番地
渡辺工業株式会社
代表取締役　渡邊　英美

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,099,448
	固定資産	745,409
	資産合計	1,844,858
負債及び純資産の部	流動負債	446,741
	固定負債	155,357
	株主資本	1,242,759
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,222,759
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,212,759
	（うち当期純利益）	（1,523）
	負債・純資産合計	1,844,858

第５期決算公告　令和８年５月18日

札幌市中央区南三条東三丁目18番地
ＹＳホールディングス株式会社
代表取締役社長　佐藤　友助

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,345
	固定資産	422,184
	合計	423,529
負債及び純資産の部	流動負債	70
	固定負債	314,067
	株主資本	109,392
	資本金	1,000
	利益剰余金	108,392
	その他利益剰余金	108,392
	（うち当期純利益）	（37,756）
	合計	423,529

第 49 期決算公告　令和８年６月１日
三重県四日市市大井の川町二丁目14番地
株式会社東海環境サービス
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	279,470,118
	固定資産	168,288,677
	合計	447,758,795
負純資産及び債の部	流動負債	124,987,474
	固定負債	155,574,548
	株主資本	167,196,773
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	11,886,310
	資本準備金	11,100,630
	その他資本剰余金	785,680
	利益剰余金	55,310,463
	利益準備金	10,000,000
	その他利益剰余金	45,310,463
	（うち当期純利益）	(△26,167,276)
	合計	447,758,795

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を三千万円減少し七千万円とし、減少額の全額を資本準備金とすることにいたしました。
効力発生日は令和八年七月十日であり、株主総会の決議は、令和八年七月七日に予定しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年六月一日
三重県四日市市大井の川町二丁目一四番地
株式会社東海環境サービス
代表取締役　杉本　悠真

第 63 期決算公告　2026年５月19日
茨城県鹿嶋市大字光３番地
鳳テック株式会社
代表取締役　中川　清志
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,493,144
	固定資産	848,193
	合計	3,341,337
負純資産及び債の部	流動負債	275,634
	固定負債	60,923
	株主資本	2,952,071
	資本金	100,000
	利益剰余金	2,852,071
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	2,827,071
	（うち当期純利益）	(163,868)
	評価・換算差額等	52,709
	合計	3,341,337

第 59 期決算公告　令和８年６月１日
大阪府摂津市鳥飼本町２丁目11番19号
泰平物産株式会社
代表取締役　中村　修司
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	122,471
	固定資産	61,412
	合計	183,884
負純資産及び債の部	流動負債	7,442
	固定負債	48
	株主資本	176,392
	資本金	40,000
	利益剰余金	143,149
	利益準備金	8,658
	その他利益剰余金	134,490
	（うち当期純利益）	(4,815)
	自己株式	△ 6,756
	合計	183,884

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を三千万円減少し一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年六月一日
大阪府摂津市鳥飼本町二丁目一一番一九号
泰平物産株式会社
代表取締役　中村　修司

第 12 期 決 算 公 告
令和８年６月１日
東京都目黒区中央町二丁目38番16号
株式会社ＴＯＫＹＯ　ＦＡＮＴＡＳＹ
代表取締役　荒木　宏幸
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,404,957
	固定資産	177,926
	合計	2,582,884
負純資産及び債の部	流動負債	443,374
	株主資本	2,139,509
	資本金	150,000
	利益剰余金	1,989,509
	利益準備金	37,500
	その他利益剰余金	1,952,009
	（うち当期純利益）	(211,793)
	合計	2,582,884

第 60 期決算公告　令和８年６月１日
岡山県津山市高尾449番地
株式会社馬場商店
代表取締役　北嶋　太郎
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	264,414
	固定資産	67,269
	合計	331,683
負純資産及び債の部	流動負債	9,646
	（うち賞与引当金）	(1,200)
	固定負債	600
	退職給与引当金	600
	株主資本	321,437
	資本金	10,000
	利益剰余金	311,437
	利益準備金	16,600
	その他利益剰余金	294,837
	（うち当期純利益）	(25,387)
	合計	331,683

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）
掲載官報
掲載の日付　令和八年四月二十日
掲載頁　六十四頁（号外第九十二号）
左記のとおりです。
（乙）
令和八年六月一日
兵庫県伊丹市中央五丁目五番一〇号
代表取締役　伊丹産業株式会社
岡山県津山市高尾四四九番地　北嶋　和子
代表取締役　株式会社馬場商店
（乙）　北嶋　太郎

第 39 期 決 算 公 告
2026年６月１日
東京都千代田区外神田四丁目14番１号
ＤＯＷＡサーモエンジニアリング株式会社
（旧商号　東熱興産株式会社）
代表取締役　信耕　望
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	74
	固定資産	55
	合計	129
負純資産及び債の部	流動負債	90
	固定負債	16
	株主資本	23
	資本金	30
	利益剰余金	△7
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	△15
	（うち当期純損失）	(37)
	合計	129

第 59 期決算公告　令和８年６月１日
広島県尾道市向東町3567番地の１
岡本建設株式会社
代表取締役　岡本　貫志
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	114,295
	固定資産	28,450
	繰延資産	2,544
	合計	145,290
負純資産及び債の部	流動負債	49,395
	固定負債	92,118
	株主資本	3,777
	資本金	30,000
	資本剰余金	800
	資本準備金	800
	利益剰余金	△ 27,023
	その他利益剰余金	△ 27,023
	（うち当期純損失）	(62,945)
	合計	145,290

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千万円減少し五千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年六月一日
広島県尾道市向東町三五六七番地の一
岡本建設株式会社
代表取締役　岡本　貫志

第 6 期決算公告　令和８年６月１日
愛媛県松山市来住町1279―１
みつばテック株式会社
代表取締役　西原　正明
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	5,892,269
	固定資産	2,491,438
	合計	8,383,707
負純資産及び債の部	流動負債	1,369,103
	固定負債	6,930,446
	株主資本	84,158
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△2,915,842
	その他利益剰余金	△2,915,842
	（うち当期純利益）	(1,727,168)
	合計	8,383,707

第 67 期 決 算 公 告

令和８年６月１日

広島市東区矢賀新町五丁目７番４号

株式会社ロジコムホールディングス

代表取締役　大上　正人

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,394,520
	固定資産	19,996,002
	有形固定資産	17,949,173
	無形固定資産	30,974
	投資その他の資産	2,015,855
	合計	**22,390,523**
負債及び純資産の部	流動負債	3,970,418
	固定負債	10,837,778
	退職給付引当金	89,375
	負債の部合計	**14,808,197**
	株主資本	7,500,231
	資本金	245,400
	資本剰余金	90,200
	資本準備金	90,200
	利益剰余金	7,189,831
	利益準備金	36,350
	その他利益剰余金	7,153,481
	（うち当期純利益）	（587,177）
	自己株式	△ 25,200
	評価・換算差額等	82,093
	その他有価証券評価差額金	82,093
	純資産の部合計	**7,582,325**
	合計	**22,390,523**

第48期決算公告

令和８年６月１日

大阪市中央区久太郎町三丁目１番６号

株式会社エムエスイ

代表取締役　梶谷　哲司

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	403,658
	固定資産	63,564
	資産合計	**467,222**
負債及び純資産の部	流動負債	168,816
	賞与引当金	10,000
	その他	158,816
	固定負債	72,260
	退職給付引当金	43,509
	その他	28,750
	負債合計	**241,077**
	株主資本	223,664
	資本金	30,000
	資本剰余金	8,155
	その他資本剰余金	8,155
	利益剰余金	185,508
	その他利益剰余金	185,508
	（うち当期純利益）	（35,600）
	評価・換算差額等	2,480
	その他有価証券評価差額金	2,480
	純資産合計	**226,145**
	負債・純資産合計	**467,222**

第 44 期 決 算 公 告

令和８年６月１日

静岡県御殿場市保土沢231番地の１

株式会社駿河サービス工業

代表取締役　尾﨑　光明

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	486,673
	固定資産	1,316,254
	資産合計	**1,802,927**
負債及び純資産の部	流動負債	726,116
	（うち賞与引当金）	（10,563）
	固定負債	100,517
	（うち役員退職慰労引当金）	（10,906）
	（うち退職給付引当金）	（19,549）
	負債の部合計	**826,633**
	株主資本	975,790
	資本金	30,000
	利益剰余金	945,790
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	938,290
	（うち当期純利益）	（139,118）
	評価・換算差額等	504
	その他有価証券評価差額金	504
	純資産の部合計	**976,294**
	負債・純資産合計	**1,802,927**

第 22 期 決 算 公 告

令和８年５月29日

東京都渋谷区神泉町８番16号

Ｊ．フロント都市開発株式会社

代表取締役社長　平井　裕二

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,495
	固定資産	64,811
	資産合計	**72,306**
負債及び純資産の部	流動負債	4,326
	賞与引当金	107
	役員賞与引当金	47
	固定負債	9,661
	役員株式報酬引当金	20
	負債合計	**13,988**
	株主資本	58,143
	資本金	110
	資本剰余金	21,420
	資本準備金	30
	その他資本剰余金	21,390
	利益剰余金	36,612
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	36,611
	（うち当期純利益）	（1,839）
	評価・換算差額等	174
	土地再評価差額金	174
	純資産合計	**58,317**
	負債・純資産合計	**72,306**

第 67 期 決 算 公 告

2026 年６月１日

山口県下関市彦島西山町四丁目10番６号

株式会社中冷

代表取締役社長　大石　雅寛

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,405,629
	固定資産	2,979,225
	合計	**5,384,854**
負債及び純資産の部	流動負債	2,401,291
	（役員賞与引当金）	（3,568）
	固定負債	1,053,198
	（退職給付引当金）	（35,604）
	（役員退職慰労引当金）	（1,593）
	株主資本	1,924,701
	資本金	200,000
	利益剰余金	1,724,701
	利益準備金	50,000
	その他利益剰余金	1,674,701
	（うち当期純損失）	（50,257）
	評価・換算差額等	5,663
	その他有価証券評価差額金	5,663
	合計	**5,384,854**

第 63 期 決 算 公 告

令和８年６月１日

広島市西区南観音町22番13号

ダイハツ広島販売株式会社

代表取締役　倉橋　　誠

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	16,312
	固定資産	7,672
	合計	**23,984**
負債及び純資産の部	流動負債	17,698
	賞与引当金	431
	役員賞与引当金	12
	固定負債	1,153
	退職給付引当金	1,039
	役員退職慰労引当金	7
	負債の部合計	**18,852**
	株主資本	5,132
	資本金	80
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	5,051
	利益準備金	19
	その他利益剰余金	5,032
	（うち当期純利益）	（699）
	純資産の部合計	**5,132**
	合計	**23,984**

第 11 期 決 算 公 告

令和８年６月１日

千葉県柏市若柴178番地４

柏の葉キャンパスＫＯＩＬ

ゼロワットパワー株式会社

代表取締役　佐藤　和彦

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	12,390,990
	固定資産	10,955,570
	合計	**23,346,560**
負債及び純資産の部	流動負債	16,712,391
	賞与引当金	10,859
	固定負債	1,557,806
	株主資本	5,063,879
	資本金	5,500
	資本剰余金	5,500
	資本準備金	5,500
	利益剰余金	5,102,879
	その他利益剰余金	5,102,879
	（うち当期純損失）	(1,770,639)
	自己株式	△50,000
	評価・換算差額等	12,483
	その他有価証券評価差額金	12,483
	合計	**23,346,560**

第 81 期 決 算 公 告

2026 年６月１日

栃木県宇都宮市宮園町５番４号

株式会社東武宇都宮百貨店

代表取締役社長　星　　佳成

貸借対照表の要旨

（2026年２月28日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,354
	固定資産	3,889
	資産合計	**9,243**
負債及び純資産の部	流動負債	7,458
	賞与引当金	18
	商品券回収損失引当金	599
	その他	6,840
	固定負債	1,032
	退職給付引当金	781
	役員退職慰労引当金	18
	その他	231
	負債合計	**8,490**
	株主資本	674
	資本金	50
	資本剰余金	150
	その他資本剰余金	150
	利益剰余金	474
	利益準備金	95
	その他利益剰余金	379
	（うち当期純利益）	(152)
	評価・換算差額等	78
	その他有価証券評価差額金	60
	土地再評価差額金	18
	純資産合計	**753**
	負債・純資産合計	**9,243**

第 104 期 決 算 公 告

令和８年６月１日

東京都中央区銀座六丁目９番６号

株式会社銀座ヨシノヤ

代表取締役　野原　丈郎

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,317,675
	固定資産	4,116,356
	資産合計	**7,434,031**
負債及び純資産の部	流動負債	973,554
	販売促進引当金	20,000
	その他	953,554
	固定負債	3,535,897
	退職給付引当金	355,754
	役員退職慰労引当金	219,600
	その他	2,960,542
	負債合計	**4,509,451**
	株主資本	2,785,377
	資本金	100,000
	資本剰余金	50,047
	資本準備金	47
	その他資本剰余金	50,000
	利益剰余金	2,635,330
	利益準備金	75,000
	その他利益剰余金	2,560,330
	（うち当期純損失）	(314,055)
	評価・換算差額等	139,202
	有価証券評価差額金	139,202
	純資産合計	**2,924,580**
	負債・純資産合計	**7,434,031**

第 25 期 決 算 公 告

令和８年６月１日

埼玉県比企郡川島町八幡六丁目13番地

株式会社サンテック

代表取締役　松井　勝啓

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	528,591
	固定資産	103,494
	資産合計	**632,085**
負債及び純資産の部	流動負債	160,159
	賞与引当金	21,016
	固定負債	117,314
	退職給付引当金	94,825
	役員退職慰労引当金	8,344
	株主資本	328,583
	資本金	82,000
	利益剰余金	246,583
	利益準備金	10,949
	その他利益剰余金	235,634
	（うち当期純利益）	(54,653)
	評価・換算差額等	26,029
	その他有価証券評価差額金	26,029
	負債・純資産合計	**632,085**

第 40 期 決 算 公 告

令和８年５月 29 日

兵庫県姫路市安富町狭戸117番地

エヌ・ケイ・ケイ株式会社

代表取締役　三上　祐幸

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,613,527
	固定資産	686,446
	資産合計	**2,299,974**
負債及び純資産の部	流動負債	619,579
	賞与引当金	27,801
	固定負債	77,975
	退職給付引当金	56,624
	役員退職慰労引当金	21,351
	負債合計	**697,554**
	株主資本	1,601,732
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,561,732
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,551,732
	（うち当期純利益）	(162,778)
	評価・換算差額等	687
	その他有価証券評価差額金	687
	純資産合計	**1,602,419**
	負債・純資産合計	**2,299,974**

第 107 期 決 算 公 告

2026 年５月 29 日

東京都中央区日本橋本町三丁目１番11号

株式会社 繊維会館

代表取締役　近野　　良

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	712,613
	固定資産	559,768
	資産合計	**1,272,381**
負債及び純資産の部	流動負債	16,353
	賞与引当金	930
	その他	15,423
	固定負債	174,911
	退職給付引当金	7,304
	役員退職慰労引当金	28,205
	その他	139,402
	負債合計	**191,264**
	株主資本	1,081,117
	資本金	100,000
	資本剰余金	25,439
	資本準備金	25,000
	その他資本剰余金	439
	利益剰余金	955,678
	利益準備金	6,216
	その他利益剰余金	949,462
	（うち当期純利益）	(32,174)
	純資産合計	**1,081,117**
	負債・純資産合計	**1,272,381**

第５期決算公告

令和８年６月１日

東京都千代田区神田神保町二丁目４番地63

太平エンジニアリングサービス株式会社

代表取締役社長　岡本　真吾

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	65,712
	固定資産	49
	資産合計	**65,761**
負純資産債及びの部	流動負債	1,315
	負債合計	**1,315**
	株主資本	64,446
	資本金	50,000
	利益剰余金	14,446
	その他利益剰余金	14,446
	（うち当期純利益）	(2,909)
	純資産合計	**64,446**
	負債・純資産合計	**65,761**

第 55 期 決 算 公 告

令和８年６月１日

東京都品川区東品川四丁目10番１号

コナミスポーツ株式会社

代表取締役社長　室田　健志

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	8,199	流動負債	16,108
固定資産	25,611	（賞与引当金）	(425)
		固定負債	11,051
		純資産の部	
		株主資本	6,650
		資本金	100
		資本剰余金	24,760
		その他資本剰余金	24,760
		利益剰余金	△18,210
		その他利益剰余金	△18,210
資産合計	**33,811**	**負債・純資産合計**	**33,811**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	49,497
売上原価	45,218
売上総利益	4,278
販売費及び一般管理費	2,218
営業利益	2,060
営業外収益	60
営業外費用	185
経常利益	1,935
特別利益	850
特別損失	414
税引前当期純利益	2,370
法人税、住民税及び事業税	493
法人税等調整額	99
当期純利益	1,776

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千八百万円減少し三千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月五日であり、株主総会の決議は、令和八年五月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年六月一日

栃木県真岡市鬼怒ケ丘八番地三

芳賀通運株式会社

代表取締役　塚本　貴士

第 28 期 決 算 公 告

令和８年６月１日　東京都港区六本木６丁目10番１号

株式会社ポケモン

代表取締役社長　石原　恒和

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	489,109	流動負債	116,295
固定資産	43,154	固定負債	190
		株主資本	414,482
		資本金	365
		資本剰余金	251
		その他資本剰余金	251
		利益剰余金	413,917
		利益準備金	91
		その他利益剰余金	413,826
		自己株式	△51
		評価・換算差額等	1,295
		その他有価証券評価差額金	1,295
資産合計	**532,264**	**負債・純資産合計**	**532,264**

損益計算書の要旨

（自　令和７年３月１日　至　令和８年２月28日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	531,428
売上原価	301,487
売上総利益	229,941
販売費及び一般管理費	85,968
営業利益	143,972
営業外損益	5,556
経常利益	149,529
特別損益	23,809
税引前当期純利益	173,338
法人税、住民税及び事業税	58,378
法人税等調整額	△5,096
当期純利益	120,056

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年五月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年六月一日

東京都港区虎ノ門一丁目一七番一号虎ノ門ヒルズビジネスタワー一五階ＣＩＣ東京

センティエント株式会社

代表取締役　ライヤン・ジャルビス

決算公告

令和８年６月１日

東京都港区虎ノ門一丁目17番１号虎ノ門ヒルズビジネスタワー15階ＣＩＣ東京

センティエント株式会社

代表取締役　ライヤン・ジャルビス

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	57,981
	固定資産	15,380
	資産合計	**73,362**
負純資産債及びの部	流動負債	622,295
	固定負債	196,214
	株主資本	△745,147
	資本金	227,170
	資本剰余金	1,256,453
	資本準備金	1,256,453
	利益剰余金	△2,228,770
	その他利益剰余金	△2,228,770
	（うち当期純損失）	(1,060,405)
	負債・純資産合計	**73,362**

第 86 期 決 算 公 告

令和８年６月１日

栃木県真岡市鬼怒ケ丘８番地３

芳賀通運株式会社

代表取締役　塚本　貴士

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,095,309
	固定資産	5,290,271
	繰延資産	198
	資産合計	**10,385,778**
負債及び純資産の部	流動負債	1,436,853
	固定負債	1,273,845
	負債合計	**2,710,698**
	株主資本	7,675,080
	資本金	98,000
	新株式申込証拠金	0
	資本剰余金	90,000
	資本準備金	90,000
	その他資本剰余金	0
	利益剰余金	7,487,080
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	7,462,080
	（うち当期純利益）	(957,205)
	自己株式	0
	純資産合計	**7,675,080**
	負債・純資産合計	**10,385,778**

第 7 期 決 算 公 告

令和８年６月１日

東京都大田区山王二丁目１－８－1019号

株式会社卓洋

代表取締役　白　雪

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	20,272,677
	固定資産	3,000,000
	合計	23,272,677
負純資産債及びの部	流動負債	254,915
	固定負債	672,000
	株主資本	22,345,762
	資本金	39,990,000
	利益剰余金	△17,644,238
	その他利益剰余金	△17,644,238
	（うち当期純利益）	(152,105)
	合計	23,272,677

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し九百九十九万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年三月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年六月一日

東京都大田区山王二丁目一－八－一〇一九号

株式会社卓洋

代表取締役　白　雪

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年七月三十一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年六月十五日に予定しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月一日
岡山市北区問屋町９番地101
（甲）株式会社ＯＰＥＮ　ＵＰ　ＨＤ
代表取締役　中村　亜樹
岡山市北区問屋町９番地101
（乙）株式会社プラスＶ
代表取締役　中村　亜樹

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,559
	固定資産	10,000
	合計	16,559
負債及び純資産の部	流動負債	1,599
	株主資本	14,960
	資本金	5,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	△40
	その他利益剰余金	△40
	（うち当期純利益）	(717)
	合計	16,559

第３期決算公告

令和８年６月１日
岡山市北区問屋町９番地101
株式会社ＯＰＥＮ　ＵＰ　ＨＤ
代表取締役　中村　亜樹

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,559
	固定資産	10,000
	合計	16,559
負債及び純資産の部	流動負債	1,599
	株主資本	14,960
	資本金	5,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	△40
	その他利益剰余金	△40
	（うち当期純利益）	(717)
	合計	16,559

第４期決算公告

令和８年６月１日
岡山市北区問屋町９番地101
株式会社プラスＶ
代表取締役　中村　亜樹

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,370
	固定資産	360
	合計	2,730
負債及び純資産の部	流動負債	21,925
	株主資本	△19,195
	資本金	3,000
	利益剰余金	△22,195
	その他利益剰余金	△22,195
	（うち当期純損失）	(1,373)
	合計	2,730

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月一日
鹿児島市宇宿二丁目一三番三〇号
（甲）株式会社大村自動車商会
代表取締役　大村　義成
鹿児島市宇宿二丁目一三番三〇号
（乙）株式会社チャレンジ
代表取締役　大村　義成

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	67,518
	固定資産	62,904
	合計	130,422
負債及び純資産の部	流動負債	1,653
	固定負債	33,650
	株主資本	95,119
	資本金	10,000
	利益剰余金	85,119
	利益準備金	1,750
	その他利益剰余金	83,369
	（うち当期純損失）	(10,405)
	合計	130,422

第56期決算公告

令和８年６月１日
鹿児島市宇宿二丁目13番30号
株式会社大村自動車商会
代表取締役　大村　義成

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	67,518
	固定資産	62,904
	合計	130,422
負債及び純資産の部	流動負債	1,653
	固定負債	33,650
	株主資本	95,119
	資本金	10,000
	利益剰余金	85,119
	利益準備金	1,750
	その他利益剰余金	83,369
	（うち当期純損失）	(10,405)
	合計	130,422

第16期決算公告

令和８年６月１日
鹿児島市宇宿二丁目13番30号
株式会社チャレンジ
代表取締役　大村　義成

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	49,752
	固定資産	9,653
	合計	59,406
負債及び純資産の部	流動負債	84,157
	固定負債	56,674
	株主資本	△81,425
	資本金	7,300
	利益剰余金	△88,725
	その他利益剰余金	△88,725
	（うち当期純損失）	(37,832)
	合計	59,406

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年八月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年五月一日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年六月一日
千葉県松戸市大字松戸一二三六番地
（甲）株式会社ニュートーキョープラザ
代表取締役　小島　章義
千葉県松戸市大字松戸一二三六番地
（乙）株式会社こじま
代表取締役　小島多鶴子

貸借対照表の要旨
（令和７年９月25日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	14,709
	固定資産	30,580
	資産合計	45,289
負債及び純資産の部	流動負債	9,523
	固定負債	100,744
	株主資本	△64,978
	資本金	10,000
	利益剰余金	△74,978
	その他利益剰余金	△74,978
	（うち当期純利益）	(618)
	負債・純資産合計	45,289

第65期決算公告

令和８年６月１日
千葉県松戸市大字松戸1236番地
株式会社ニュートーキョープラザ
代表取締役　小島　章義

貸借対照表の要旨
（令和７年９月25日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	14,709
	固定資産	30,580
	資産合計	45,289
負債及び純資産の部	流動負債	9,523
	固定負債	100,744
	株主資本	△64,978
	資本金	10,000
	利益剰余金	△74,978
	その他利益剰余金	△74,978
	（うち当期純利益）	(618)
	負債・純資産合計	45,289

第53期決算公告

令和８年６月１日
千葉県松戸市大字松戸1236番地
株式会社こじま
代表取締役　小島多鶴子

貸借対照表の要旨
（令和７年11月21日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,403
	固定資産	92,111
	資産合計	109,515
負債及び純資産の部	流動負債	93,639
	固定負債	6,626
	株主資本	9,248
	資本金	10,000
	利益剰余金	△751
	その他利益剰余金	△751
	（うち当期純利益）	(180)
	負債・純資産合計	109,515

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月一日
大阪府摂津市鳥飼上四丁目八番二〇号
（甲）富士機工株式会社
代表取締役　福山　幸弘
大阪府摂津市鳥飼上四丁目八番二〇号
（乙）富士商工株式会社
代表取締役　頭士　幸治

決算公告

令和８年６月１日
大阪府摂津市鳥飼上四丁目８番20号
富士機工株式会社
代表取締役　福山　幸弘

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	721,119,565
	固定資産	18,205,476
	合計	739,325,041
負債及び純資産の部	流動負債	746,849,610
	固定負債	127,364,000
	株主資本	△134,888,569
	資本金	40,000,000
	利益剰余金	△174,888,569
	（うち当期純損失）	(180,001,102)
	合計	739,325,041

決算公告

令和８年６月１日
大阪府摂津市鳥飼上四丁目８番20号
富士商工株式会社
代表取締役　頭士　幸治

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	133,675,829
	固定資産	18,089,216
	繰延資産	3,500,002
	合計	155,265,047
負債及び純資産の部	流動負債	17,418,552
	固定負債	130,797,000
	株主資本	7,049,495
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△2,950,505
	利益準備金	2,500,000
	その他利益剰余金	△5,450,505
	（うち当期純損失）	(101,124,451)
	合計	155,265,047

第 70 期 決 算 公 告

令和８年５月29日　兵庫県尼崎市平左衛門町18番地

イスズ電機株式会社

代表取締役　前川　芳郎

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	886,318	流動負債	118,375
固定資産	133,839	固定負債	48,841
有形固定資産	83,967	**負債合計**	**167,216**
無形固定資産	5,121	株主資本	852,941
投資その他の資産	44,751	資本金	20,000
		資本剰余金	16,000
		資本準備金	16,000
		利益剰余金	816,941
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	811,941
		（うち当期純利益）	（99,088）
		純資産合計	**852,941**
資産合計	1,020,157	**負債・純資産合計**	1,020,157

第 28 期 決 算 公 告

令和８年６月１日　神戸市中央区磯辺通３丁目１番７号

株式会社メディパル保険サービス

代表取締役　岡本　正巳

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	549,894	流動負債	53,840
固定資産	2,069,169	固定負債	713,360
		株主資本	567,062
		資本金	90,000
		資本剰余金	11,919
		資本準備金	11,919
		利益剰余金	465,143
		利益準備金	10,581
		その他利益剰余金	454,562
		（うち当期純利益）	（80,948）
		評価・換算差額等	1,284,801
		その他有価証券評価差額金	1,284,801
資産合計	2,619,063	**負債・純資産合計**	2,619,063

第 15 期 決 算 公 告

令和８年６月１日　東京都中央区銀座２―15―２

株式会社ＴａｂｌｅＣｈｅｃｋ

代表取締役　谷口　優

貸借対照表の要旨　（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,443,939	流動負債	2,395,177
固定資産	95,416	固定負債	795,809
		（退職給付引当金）	（12,224）
		（関係会社事業損失引当金）	（8,460）
		株主資本	△ 679,631
		資本金	100,000
		資本剰余金	502,685
		その他資本剰余金	502,685
		利益剰余金	△ 1,282,316
		その他利益剰余金	△ 1,282,316
		（うち当期純損失）	（214,478）
		新株予約権	28,000
資産合計	2,539,355	**負債・純資産合計**	2,539,355

第 57 期 決 算 公 告

令和８年６月１日　札幌市豊平区月寒東４条８丁目６番５号

札幌日信電子株式会社

代表取締役社長　田中　弘之

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,179,446	流動負債	746,453
固定資産	440,411	（賞与引当金）	（115,000）
有形固定資産	259,457	固定負債	19,475
無形固定資産	4,332	**負債合計**	**765,928**
投資その他の資産	176,622	株主資本	1,853,929
		資本金	30,000
		資本剰余金	70,020
		その他資本剰余金	70,020
		利益剰余金	1,753,909
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	1,746,409
		（うち当期純利益）	（696,501）
		純資産合計	**1,853,929**
資産合計	2,619,857	**負債・純資産合計**	2,619,857

第 58 期 決 算 公 告

令和８年６月１日　長野県佐久市蓬田405

株式会社タテキタ

代表取締役社長　橋詰　芳弘

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,475,744	流動負債	1,304,859
固定資産	603,128	（うち賞与引当金）	（86,561）
繰延資産	35,868	固定負債	130,281
		（うち役員退職慰労引当金）	（19,463）
		株主資本	679,600
		資本金	30,000
		資本剰余金	29,000
		利益剰余金	621,100
		利益準備金	12,600
		その他利益剰余金	608,500
		（うち当期純利益）	（61,590）
		自己株式	△500
資産合計	2,114,741	**負債・純資産合計**	2,114,741

第 45 期 決 算 公 告

令和８年６月１日

長崎県松浦市調川町下免695番地55

株式会社松浦養殖

代表取締役　工藤　広武

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	732,166	流動負債	461,529
固定資産	378,989	（賞与引当金）	（18,860）
		固定負債	83,083
		（退職給付引当金）	（36,340）
		株主資本	566,543
		資本金	22,000
		資本剰余金	16,000
		資本準備金	16,000
		利益剰余金	528,543
		その他利益剰余金	528,543
		（うち当期純利益）	（66,199）
資産合計	1,111,155	**負債・純資産合計**	1,111,155

第 29 期 決 算 公 告

2026年６月１日　名古屋市瑞穂区苗代町15番１号

ブラザー販売株式会社

代表取締役社長　安井　宏一

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	23,297	流動負債	6,712
固定資産	2,103	賞与引当金	464
有形固定資産	192	その他	6,247
無形固定資産	492	固定負債	806
投資その他の資産	1,418	役員退職慰労引当金	23
		その他	783
		負債合計	**7,518**
		株主資本	17,720
		資本金	3,500
		資本剰余金	1,500
		資本準備金	1,500
		利益剰余金	12,720
		その他利益剰余金	12,720
		評価・換算差額等	161
		その他有価証券評価差額金	161
		純資産合計	**17,881**
資産合計	25,400	**負債・純資産合計**	25,400

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	41,490	経常利益	4,218
売上原価	26,278	特別利益	0
売上総利益	15,212	特別損失	0
販売費及び一般管理費	11,044	税引前当期純利益	4,218
営業利益	4,167	法人税、住民税及び事業税	1,292
営業外収益	91	法人税等調整額	4
営業外費用	40	当期純利益	2,925

第 80 期 決 算 公 告

令和８年６月１日　　東京都豊島区西池袋一丁目１番25号

株式会社東武百貨店

代表取締役　田中　　尚

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	31,992	流動負債	21,435
固定資産	22,463	賞与引当金	223
有形固定資産	8,026	商品券回収損失引当金	973
無形固定資産	912	その他	20,239
投資その他の資産	13,525	固定負債	5,821
		退職給付引当金	3,624
		役員退職慰労引当金	204
		その他	1,992
		負債合計	**27,257**
		株主資本	26,813
		資本金	50
		資本剰余金	150
		資本準備金	12
		その他資本剰余金	137
		利益剰余金	26,613
		その他利益剰余金	26,613
		評価・換算差額等	385
		その他有価証券評価差額金	387
		土地再評価差額金	△ 1
		純資産合計	**27,198**
資産合計	**54,455**	**負債・純資産合計**	**54,455**

損益計算書の要旨
（自　令和７年３月１日　至　令和８年２月28日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	54,585	経常利益	5,972
売上原価	20,726	特別損失	605
売上総利益	33,859	税引前当期純利益	5,366
販売費及び一般管理費	28,139	法人税、住民税及び事業税	892
営業利益	5,719	法人税等調整額	△ 251
営業外収益	271	当期純利益	4,725
営業外費用	18		

第 77 期 決 算 公 告

令和８年５月27日

東京都中央区日本橋本石町１丁目１番６号

旭日産業株式会社

取締役社長　児玉　幹雄

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	52,804	流動負債	39,163
固定資産	10,521	固定負債	3,679
有形固定資産	1,790	**負債合計**	**42,843**
無形固定資産	158	株主資本	17,514
投資その他の資産	8,571	資本金	330
		利益剰余金	17,183
		利益準備金	82
		その他利益剰余金	17,100
		評価・換算差額等	2,967
		その他有価証券評価差額金	2,971
		繰延ヘッジ損益	△ 4
		純資産合計	**20,481**
資産合計	**63,325**	**負債・純資産合計**	**63,325**

㈱記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和７年３月１日　至　令和８年２月28日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	123,607	特別利益	30
売上原価	112,825	特別損失	49
売上総利益	10,781	税引前当期純利益	3,018
販売費及び一般管理費	8,120	法人税、住民税及び事業税	1,186
営業利益	2,661	法人税等調整額	△ 94
営業外収益	560	当期純利益	1,927
営業外費用	183		
経常利益	3,038		

㈱記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

西日本高速道路株式会社は、令和８年６月１日より関門トンネル回数券（軽車両等の回数券を除く）の料金を変更しました。これに伴い、資金決済に関する法律第20条第１項に基づき、料金変更前の回数券について、次のとおり払戻しをいたします。

＜払戻しを行う前払式支払手段の発行者の商号＞

西日本高速道路株式会社

＜払戻しを行う前払式支払手段の種類＞

○関門トンネル回数券【軽自動車】
- 100円／11枚綴、100円／60枚綴、100円／100枚綴
- 110円／11枚綴、110円／60枚綴、110円／100枚綴

○関門トンネル回数券【普通車】
- 150円／11枚綴、150円／60枚綴、150円／100枚綴
- 160円／11枚綴、160円／60枚綴、160円／100枚綴

○関門トンネル回数券【中型車】
- 200円／11枚綴、200円／60枚綴、200円／100枚綴
- 210円／11枚綴、210円／60枚綴、210円／100枚綴

○関門トンネル回数券【大型車】
- 250円／11枚綴、250円／60枚綴、250円／100枚綴
- 260円／11枚綴、260円／60枚綴、260円／100枚綴

○関門トンネル回数券【特大車】
- 400円／11枚綴、400円／60枚綴、400円／100枚綴
- 410円／11枚綴、410円／60枚綴、410円／100枚綴
- 420円／11枚綴、420円／60枚綴、420円／100枚綴

＜払戻しの申出期間＞

令和８年６月１日から令和18年５月31日まで

※当該期間内に払戻しの申し出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

※料金所事務室へ持参される場合は、午前９時～午後６時の取扱時間内にお越しください。取扱時間等に変更が生じた際は、当社ホームページにて改めてご案内いたします。

※郵送の場合は、締切日当日消印有効とします。

第 67 期 決 算 公 告

令和８年６月１日　　東京都豊島区西池袋一丁目１番25号

株式会社東武友の会

代表取締役　伊東　伸和

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	23,591	流動負債	23,868
固定資産	1,711	賞与引当金	5
有形固定資産	1	お取替券等回収損失引当金	2,911
無形固定資産	3	その他	20,951
投資その他の資産	1,706	固定負債	1
		退職給付引当金	1
		その他	0
		負債合計	**23,869**
		株主資本	1,076
		資本金	54
		利益剰余金	1,022
		利益準備金	1
		その他利益剰余金	1,021
		評価・換算差額等	357
		その他有価証券評価差額金	357
		純資産合計	**1,433**
資産合計	**25,303**	**負債・純資産合計**	**25,303**

損益計算書の要旨
（自　令和７年３月１日　至　令和８年２月28日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	1,637	経常利益	42
売上原価	45	特別損失	0
売上総利益	1,591	税引前当期純利益	42
販売費及び一般管理費	1,559	法人税、住民税及び事業税	32
営業利益	31	法人税等調整額	△ 38
営業外収益	24	当期純利益	47
営業外費用	14		